

## 救護法の施行状況と地方別データの検討

——全国概況と道府県別の各種救護統計数値——

### The enforcement conditions of the Poor Relief Law and the examination of the data by district

寺 脇 隆 夫\*

Takao Terawaki

#### 目 次

はじめに	2 人口一人当りの救護費額
1章 救護法による救護人員と救護率	おわりに
1 救護人員と救護率の概況	
2 恤救規則の救済状況——救護法との差異	注
2章 救護方法・種類と被救護者構成	資料・道府県別救護統計
1 救護方法と救護の種類別構成	第1表 救護人員と救護率の推移
2 埋葬と対救護人員比死亡率	第2表 参考/恤救規則の救済人員と救済率の推移
3 被救護者(救護資格)種別構成	第3表 救護の方法・種類別構成
3章 救護施設と救護法の「委員」	第4表 埋葬と対救護人員比死亡率
1 主要資源としての救護施設	第5表 被救護者(資格)種別構成
2 救護法による「委員」	第6表 救護施設の設置状況と普及度
4章 救護費予算の支出状況と費目構成	第7表 救護法の「委員」の設置状況
1 救護費予算と救護費支出状況	第8表 市町村の救護予算と支出状況
2 救護費の費目別構成	第9表 救護費額とその費目別構成
5章 救護費単価と人口一人当り額	第10表 救護費(生活扶助)単価
1 救護費(生活扶助)単価	第11表 人口一人当りの救護費額

\*社会福祉学部教授

## はじめに

筆者は、救護法の成立と施行過程について、その全体像を再構成する意図を以て、不明部分の解明とそれにかかわる資料紹介を、いくつかの拙稿<sup>1)</sup>で行なってきた。

その拙稿の一つ<sup>2)</sup>では、法の施行状況を取り上げ、救護人員の増大・変動を軸に、救護率・救護費などのデータも付加して、その全国概況を明らかにしつつ、施行の進展が法の欠陥（国庫補助問題）を露呈させ、法改正にまで至った経緯を検討した。

しかし、そこでの主題は、国庫補助問題の桎梏の下では、施行の進展に伴う救護人員・救護費の増大によって、法が早々と改正されざるを得なかった経緯を明らかにすることにあった。それ故、施行状況全般の検討ではなく、主題に必要な限りで、救護人員や救護費などの救護統計を取り上げ、紹介・検討したにとどまる。

本稿では、その際省略せざるを得なかった救護データ全般を取り上げて、施行状況の全国的概況を改めて明らかにすること、あわせて、前稿（注1のhのこと）ではまったく取り上げなかった地方別（道府県別）の施行状況についても、本稿末尾に資料として掲載した道府県別の救護統計をもとに、施行実態の分析・検討を行ないたい。

かつて、内務省社会局において、長く救貧法の研究に従事した小島幸治は、恤救規則を改正し、新救貧法を制定すべき理由として、恤救規則の「主要ナル欠点」をまとめている。その一つに、「一般ニ救助ノ方針並ニ方法ノ明細ナル規定ヲ欠キ、救助ノ寛厳厚薄ノ地方ニヨリテ大差アルコト」<sup>3)</sup>を挙げた。その例証として、1922（大正11）年の恤救規則の地方別救済人員の数値の、著しいバラツキや格差に触れている。

また、そのような状況にかかわって、「我が国ノ救貧行政ハ……地方ニヨリテ大差アリ、殆ンド混乱ニ陥レルノ現状ニアリ」とまで批判し、「故ニ新ニ救貧法ヲ制定シテ貧民救助ニ関スル公共団体ノ義務ヲ確立スルノ要アルコト」<sup>4)</sup>を訴えたのである。

その後、救護法が成立し、救護の方法・種類など明細なる規定が盛り込まれ、公的扶助義務の確

立も一応なされた。しかし、小島が指摘したような恤救規則の救済状況の実態は、救護法の施行下ではどの程度まで解消したのか。この点を明らかにすることが、特に道府県別の施行状況を明らかにしようとする本稿の課題でもある。

本稿の内容については、目次で一覧を示してあるが、各種の救護統計で全国的な法の施行状況を概括した上で、地方別の実態として、道府県ごとの特徴を明らかにするという方法をとりたい。

まず、全国的な施行概況として、以下の諸項目につき、救護統計に基づく施行状況の推移を明らかにし、その特徴などを検討する。具体的には、以下の11点である。

- ①救護人員と救護率
- ②救護方法（居宅救護と収容救護）
- ③救護の種類別構成
- ④埋葬と死亡率
- ⑤被救護者（資格）種別の構成
- ⑥収容救護資源としての救護施設
- ⑦救護法による「委員」
- ⑧救護費予算とその支出状況
- ⑨救護費の費目別構成
- ⑩救護費単価（生活扶助）
- ⑪人口一人当たり救護費など

次に、それらの諸項目に関して、全国統計と同様のベースでの、地方別（道府県別）のデータを明らかにし、資料として提供するとともに、それらの道府県ごとのデータが示す施行状況の地方別特徴を明らかにする。

その際、道府県別のデータの検討に当たっては、つぎの2点につき留意する。

一つは、施行状況を把握する基本数値としての救護人員や救護率については、十分には存在しないまでも、既存の救護統計に埋もれているデータとして、特定日現在および特定期間（延救護人員）の平均データを使用する。

道府県別の救護データとしても、これらの救護人員・救護率などを算出し、全国レベルの統計でわかる限りでの地方別施行状況を明らかにする。

もう一つは、統計数値の収録・編成にあたっては、実数値だけでなく、構成比率や人口一人当たり・被救護人員比の数値や単価金額など、単位化することを積極的に行ない、地方ごとの比較が可能

な形で作表したデータを明らかにし、それらを用いた分析・検討を行なうこととする。

ただし、作業量が膨大となったため、地方別の分析や検討は大雑把なものとならざるを得なかったことをお断りしたい。

## 1章 救護法による救護人員と救護率

### 1 救護人員と救護率の概況

#### (1) 救護人員と救護率（全国）の推移

救護法の施行状況を救護統計などの数値で概括的に見る場合、最も基本的な指標としては、救護人員およびそれから算出される対人口比率である救護率などがある。

その場合、この救護人員（およびそれから算出される救護率）については、いくつかの異なる性格の数値があるが、ここでは「特定日現在の救護人員」もしくは「特定期間の平均救護人員（延救護人員から算出される一日平均救護人員）」の二つを用いることにする。

戦前期の文献資料には、この二つの数値は十分に存在するとは言いがたい。むしろ、それらと比べ、水増しされた数値というべき「救護件数」（あるいは「実人員」などと表記されている）が、しばしば救護人員として登場し、用いられている。そのことの問題性については、すでに、別稿で指摘した<sup>5)</sup>ので、ここでは繰り返さない。

ただし、恤救規則のそれ（一般に、「救済人員」と「救済率」と呼ぶ）や生活保護法のそれ（「保護人員」や「保護率」と呼ぶ）と比較し、あるいは諸外国のそれと比較する場合に、用いるべき尺度は共通であるべきが当然である。それゆえ、ここではそのようなものとして、さきにあげた二つの数値（「特定日現在の救護人員」もしくは「特定期間の平均救護人員」）に限定することを、明確にしておきたい。

この二つの数値は、十分ではないにせよ、公刊された文献資料を中心に見いだすことが出来る。そのような特定日現在もしくは特定期間の平均に限定した救護人員（被救護人口）およびそれに基づく人口中に占める救護率（全国）について、救護法施行の当初から以降1939年度までの推移を、

判明する限りでまとめたものが表1である。

これらの表1で、救護法による救護状況（全国）の基本的な数値を概観できる。加えて、以下で明らかにするように、これらの全国数値についてはごく一部（表1の注2で示すように、\*2および\*4～\*7の五つの数値）を除き、地方別（＝道府県別）にも同じベースでの数値が得られるので、参考資料として供することとした（本稿末尾に掲載の資料、第1表-①、②）。

さらに、この表1の全国数値に基づく、救護人員と救護率のデータについて、両者をまとめて図示したものが図1である。この図は、表1の数値を単純になぞっただけのものだが、この間の法施行の状況（救護人員と救護率の推移なり変化）をよく示してくれる。

すなわち、施行当初の1931年度（1～3月期）には、3月末段階で5万人までに達していなかったが、1932年度には、著しい増大が見られ、年度末の3月末には10万人近くに達する。その後は、漸増が続く形でカーブは緩やかとなり、1937年度中にピークを迎えたこと、1938年以降は次第に低下していくことが見て取れる。

なお、この救護人員の最高数値は13万人程度、人口に対する救護率（千分比）のピークは1.9（%）程度であったことだけは、改めて強調しておきたい。

というのも、近年の社会福祉史・社会事業史研究者の手になる文献<sup>6)</sup>において、救護法における救護人員が24万人弱とか、救護率3.4（%）にもなるといった誇大に水増しされた数値が、しばしば紹介され、使用されているからである。

また、この表1や図1では、特定期間の平均数値と特定日現在の数値とを並行させる形で掲載してある。その場合、後者が季節変動や特殊事情の影響を受けることが懸念されたが、この表や図で見る限り、全国結果ではその影響は、それほど大きくない。しかし、この二つのデータの特徴は明確に異なるので、混同して用いるのは好ましくないことは、言うまでもない。

#### (2) 道府県別の救護人員と救護率

以上の救護法の施行状況を示すこれらの数値を、同じベース（特定日現在ないし平均数値）

表1 救護法による救護人員と救護率の推移

(1931~1939年度)

	特定期間の平均数		特定日現在の数値		備 考
	救護人員 (一日平均)	救護率	救護人員 (特定日現在)	救護率	
1932.1.1-32.3.31	人	%	人	%	#1
	* 36,468	0.6	—	—	
同 上	* 37,330	0.6	—	—	#2
1932.3.31現在	—	—	47,394	0.7	
1932.4.1-9.30	61,101	0.9	—	—	
1933.3.31現在	—	—	99,730	1.5	
1933.4.1-6.30	91,848	1.4	—	—	#3
1933.4.1-9.30	97,247	1.4	—	—	
1933.9.30現在	—	—	105,688	1.6	
1934.3.31現在	—	—	*116,042	1.7	#4
1934.4.1-9.30	108,120	1.6	—	—	
1935.3.31現在	—	—	121,575	1.8	
1935.4.1-9.30	117,714	1.7	—	—	
1935.5.1現在	—	—	*125,735	1.8	#5
1936.4.1-37.3.31	123,120	1.8	—	—	
1937.3.31現在	—	—	131,605	1.9	
1937.4.1-37.9.1	123,369	1.8	—	—	#6
1937.4.1-38.3.31	124,595	1.8	—	—	
1938.3.31現在	—	—	121,018	1.7	
1938.4.1-9.30	104,036	1.5	—	—	
1938.4.1-39.3.31	101,067	1.4	—	—	
1939.3.31現在	—	—	107,487	1.5	
1939.4.1-40.3.31	*101,402	1.4	—	—	#7

注1. 本表は、別稿（『救護法の施行状況と法改正までの経緯』（『長野大学紀要』23巻4号、2002.3）に掲載の資料1・救護統計（1-①表、②表）をもとに、以下の注2の\*2および\*3に示す典拠資料の数値を加えて作成した。

2. それゆえ、典拠とした文献資料などは別稿に原則として掲載してあるが、特に留意すべき数値およびその典拠については、以下の通りである。

\*1 典拠（『社会事業彙報』昭和7年8～9月号）には、備考に山口県の2～3月分未報告との注記があり、確定数値でないことが記されている。

\*2 典拠（社会局「罹災救助基金法中改正法律案資料」1932夏頃、未公刊）には、確定数値と思われるものが掲載されており（延救護人員3,397,047人など）、これはそれから算出した数値である。ただし、全国データのみであるので、本稿末尾の資料（第1表）には、前掲の\*1の数値を用いた。

\*3 この数値の典拠は、社会局『第六十五回帝国議会／社会局関係参考資料』1934年初頃（未公刊）および『社会事業彙報』昭和9年5、7、8月号である。

\*4 この数値は、社会局保護課長藤野恵の論稿（『昭和八年度救護事業概説』『日本社会事業年鑑』昭和9年版に所収）の数値で統計データではない。

\*5 この数値は、社会局の1935年実施の要救護者数調査の結果であり、全国データしか明らかにされていない（典拠は、『社会事業彙報』昭和11年1月号および『第七拾回帝国議会／救護法中改正法律案資料』1937初頭頃）。

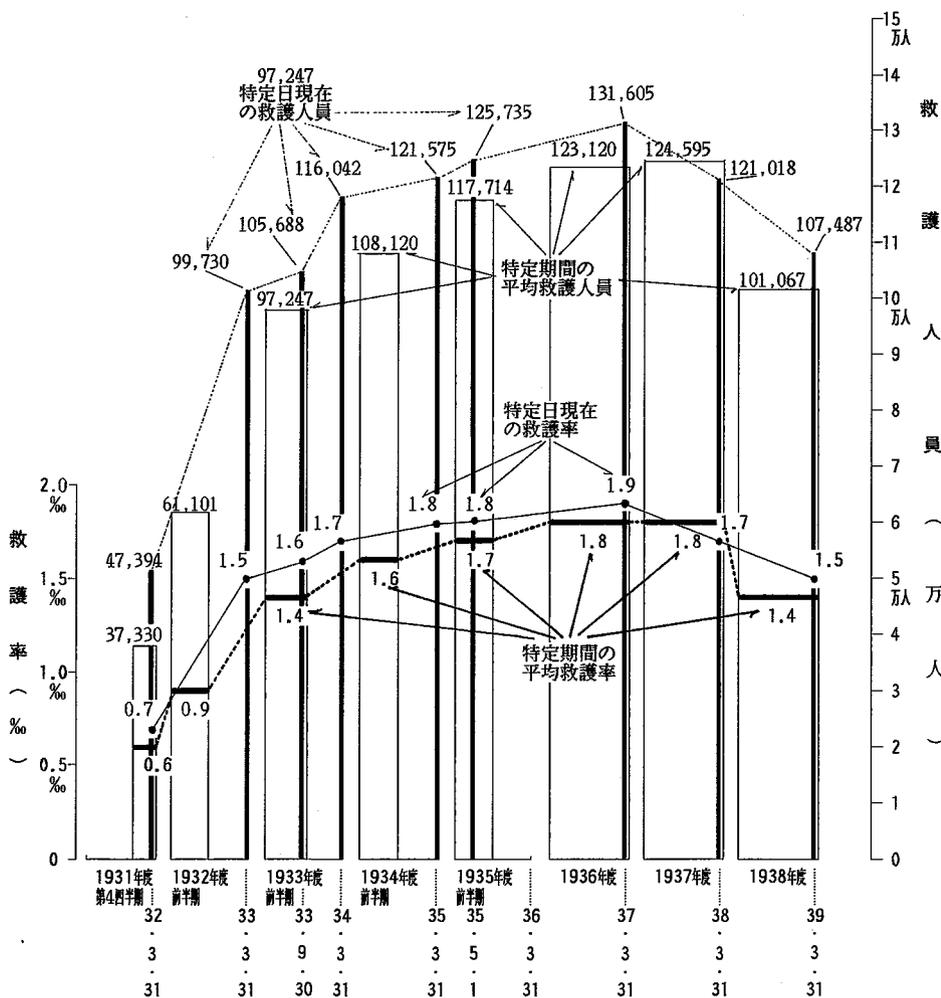
\*6 この数値は、社会局保護課『道府県社会課長職業課長事務打合せ参考資料』1939.6（未公刊）および『社会事業彙報』昭和14年10～11月号に、1938年前半期データの比較データとして掲載されたもので、全国結果のみである。

\*7 典拠（『日本社会事業年鑑』昭和17年版）の数値は、全国データのみである。

3. なお、1941～45年の全国数値についても、注1の別稿には掲載してあるが、ここでは省略した。

図1 救護法による救護人員と救護率（人口千人比）の推移

注) 数値の典拠等は、本文中の表1に示してある。なお、1931年度の平均救護人員の数値は、確定数値と思われるもの（表1の注2参照）を採用した。



で、地方別（＝道府県別）に見てみたい。それは、どの程度まで可能なのだろうか。

これらの全国数値のうち、典拠資料に道府県別データが示されていないものは、表1の注に示したようにいくつかあるが、それらを除き、いずれも同じベースで道府県別の推移を見ることが出来る。それらの道府県別の数値は、本稿末尾に資料（第1表-①、②）として掲載してある。

以下では、そこに見られる道府県別の特徴を検討するために、実数値そのものではなく、対人口比で単位化した数値である救護率（千分比）を取り上げ、地方別の救護法の施行状況を概観するこ

とにした。

まず、表2は道府県ごとの救護率（特定日現在の数値）を、全国平均を主軸に5段階（全国平均の2倍、1.5～1.9倍および平均値を挟む0.6～1.4倍、0.5～0.4倍、0.3倍以下の5つ）に区分し、それぞれの階級別にその分布状況の推移を見たものである。

なお、この表で、特定日現在の数値を用いたのは、1933年の9月分を除き、同一時点での数値がほぼ施行の当初から揃っているためである。

見られるように、施行当初から1933年（前半）までの、法施行が進み救護率も上昇する時期に

表2 救護法による救護率の道府県別の分布状況の推移 (1932-1939年)

		総数	道府県別の救護率階級の分布					全国平均救護率 千分比
			全国平均の 0.3倍 以下	全国平均の 0.4 -0.5倍	全国平均の 0.6 -1.4倍	全国平均の 1.5 -1.9倍	全国平均の 2倍 以上	
1932.3.31	実数	団体 47	団体 2	団体 7	団体 28	団体 8	団体 2	0.7‰
現在	比率	100	4	15	60	17	4	
1933.3.31	実数	47	2	8	33	1	3	1.5‰
現在	比率	100	4	17	70	2	6	
1933.9.30	実数	47	2	7	34	4	—	1.6‰
現在	比率	100	4	15	72	9	—	
1935.3.31	実数	47	1	2	41	2	1	1.8‰
現在	比率	100	2	4	87	4	2	
1937.3.31	実数	47	—	6	35	6	—	1.9‰
現在	比率	100	—	13	74	13	—	
1938.3.31	実数	47	—	3	36	7	1	1.7‰
現在	比率	100	—	6	77	15	2	
1939.3.31	実数	47	—	2	27	6	2	1.5‰
現在	比率	100	—	4	57	13	4	

注1. 本表は、本稿末尾に掲載の資料(第1表)から作成した。

は、道府県別の救護率は上下に分散している。しかし、1935年・1937年(各3月末時点)のピークを迎える中で、そのバラつきは次第に減少し、平均周辺に集中する傾向が窺える。

こうした傾向は、1938年以降全国平均の救護率が低下する中でも、平均周辺の位置がやや上位に移りつつ、維持されるように見える。

これらの結果からは、救護法の施行下では、次項でみる恤救規則時代のそれとは異なって、地方別のあまりに極端な格差やバラツキはかなり解消されつつあったように思える。

次に、表3は、道府県ごとの救護率(特定期間の平均救護率)を、①1933~1935年度の前半期データおよび②1936~1938年度の年度データについて、同一の基準(平均数値の1.5倍以上ないし0.5倍以下)で見たものである。

すなわち、その基準で救護率が全国平均に比べて特に「高い」地域、もしくは特に「低い」地域に属するかを判断し、その具体的な道府県名を挙げたものである。

この表では、それぞれの期間が限定されるが、特定日現在の数値と違い、季節変動や特殊な時期的な事情の影響があらわれにくい特定期間の平均数値に絞ってある。

見られるように、①②とも、全国平均とは大きく異なる両極の救護率である「著しく高い」地域ないし「著しく低い」地域に属する道府県が、ほとんどないことが見て取れる。

そのような例外が目立つのは、1933年段階の救護率が急上昇する過程もしくは1938年度の救護率が下降する過程においてであり、しかも、全国平均に近い中位の数値(0.6~1.4倍の範囲内)と大きく離れてはいない。

つまり、ここでもさきの表2と同じくバラツキは次第に減少し、1934~1937年の法施行の安定していた時期には、平均周辺に集まる傾向が見られるのである。加えて、ここに登場する多くの府県は、ほぼ常連化していることも指摘しておこう。

以上に見たような道府県ごとの救護率の推移を一覧できるように、全道府県の結果をまとめたも

表3 救護率が「高い」道府県と「低い」道府県

①1933～1935年度（前半期分平均）

	1933年度前半期 (4.1-9.30) 全国平均 1.4‰	1934年度前半期 (4.1-9.30) 全国平均 1.6‰	1935年度前半期 (4.1-9.30) 全国平均 1.7‰
著しく高い (全国平均の2倍以上)	東京 3.3 石川 2.8	なし	なし
かなり高い (全国平均の1.5-1.9倍)	和歌山 2.5 秋田 2.4 三重 2.2 京都 2.1	石川 2.9 東京 2.6 秋田 2.6 神奈川 2.4 京都 2.4	石川 2.9 山梨 2.9 秋田 2.8 三重 2.8 島根 2.6
かなり低い (全国平均の0.4-0.5倍)	高知 0.5 大分 0.5 福島 0.6 茨城 0.7 栃木 0.7	大分 0.6 熊本 0.6 福島 0.7 茨城 0.7 高知 0.7 岩手 0.8 栃木 0.8 長野 0.8 静岡 0.8	大分 0.7 福島 0.8 茨城 0.8 栃木 0.9
著しく低い (全国平均の0.3倍以下)	群馬 0.4	群馬 0.5	群馬 0.4

②1936年度～1938年度（年度平均）

	1936年度 (4.1-3.31) 全国平均 1.8‰	1937年度 (4.1-3.31) 全国平均 1.8‰	1938年度 (4.1-3.31) 全国平均 1.4‰
著しく高い (全国平均の2倍以上)	なし	なし	石川 3.0
かなり高い (全国平均の1.5-1.9倍)	秋田 2.9 石川 2.8 青森 2.7 三重 2.7	島根 3.4 秋田 3.0 神奈川 2.9 石川 2.9 三重 2.8	島根 2.7 三重 2.5 沖縄 2.3 和歌山 2.2 鳥取 2.2 山形 2.1
かなり低い (全国平均の0.4-0.5倍)	群馬 0.6 大分 0.6 福島 0.9 栃木 0.9 静岡 0.9	大分 0.6 栃木 0.8 熊本 0.8 福島 0.9 群馬 0.9	高知 0.6 大分 0.6 栃木 0.7
著しく低い (全国平均の0.3倍以下)	なし	なし	なし

注1. 本表は、本稿末尾に掲載の資料（第1表）から作成した。

のが、表4と表5である。表4は特定日現在の救護率の推移に、表5は特定期間の平均救護率の推移に、それぞれ絞って作表してある。

いささか大きな表で、見るだけでも大変だが、47道府県ごとの変化状況の違いや特徴を見ることができる。そこで得られるより詳細な道府県ごとの特徴点や注目点を、表5に絞って、以下にあげておこう。

表5（特定期間の平均数値）に限定したため、対象期間が、1933～1938年度に限定される。その結果、表4（特定日現在の数値）だと、季節変動

や何らかの事情などによる異常数値が生じ易いという問題を避けることができる。

まず、救護率がとくに高い数値（2.5%以上）に達したのを見てみよう。この場合、全期間を通じて、救護率2.0%以上を維持していたという条件を設定すると、次のaの4県があげられる。これらは、高い救護率を常に維持していたグループである。

- a 救護率が2.0%以上で最高数値2.5%以上の地域  
石川（最低数値2.8‰～最高数値3.0‰）

表4 救護法による救護率(特定日現在)の推移 (1932~1939年)

全 国	1932.	1933.	1933.	1935.	1937.	1938.	1939.
	3.31 現在	3.31 現在	9.30 現在	3.31 現在	3.31 現在	3.31 現在	3.31 現在
	%	%	%	%	%	%	%
全 国	0.7	1.5	1.6	1.8	1.9	1.7	1.5
北海道	0.5	1.1	1.0	1.2	1.6	1.5	1.3
青森県	2.8	4.6	0.5	4.0	3.1	2.6	2.4
岩手県	0.4	1.6	1.1	1.7	1.6	1.1	1.7
宮城県	0.6	0.8	1.0	1.8	1.7	1.7	1.6
秋田県	1.3	1.2	2.4	3.0	3.3	3.0	1.8
山形県	0.8	1.5	1.5	2.1	2.2	2.4	2.1
福島県	0.3	0.6	0.6	0.9	0.9	1.1	1.1
茨城県	0.4	0.7	0.9	1.1	1.0	1.0	1.0
栃木県	0.3	0.6	0.8	0.9	1.0	0.9	0.9
群馬県	0.2	0.4	0.4	0.5	0.8	0.8	0.8
埼玉県	0.3	3.1	2.1	1.8	1.7	1.6	1.6
千葉県	0.4	0.7	0.8	1.0	1.2	1.3	1.0
東京都	0.9	2.7	3.1	2.3	2.3	1.6	1.3
神奈川県	0.7	1.6	2.4	2.3	2.7	2.6	1.9
新潟県	0.6	1.6	1.6	2.3	2.2	2.0	1.7
富山県	1.1	1.8	1.9	2.2	2.4	2.4	2.0
石川県	1.8	2.7	2.9	2.9	2.9	3.0	3.1
福井県	1.2	1.7	1.8	1.9	2.1	2.1	2.0
山梨県	1.0	1.4	1.6	1.6	1.8	2.0	1.3
長野県	0.3	0.8	0.8	1.1	1.4	1.4	1.2
岐阜県	1.1	2.1	2.1	2.2	3.1	2.4	2.5
静岡県	0.5	0.9	1.2	1.1	1.0	0.9	0.9
愛知県	1.2	1.9	1.9	2.1	2.1	1.7	1.7
三重県	1.1	2.0	2.2	2.6	2.9	3.1	2.5
滋賀県	1.2	1.6	1.9	2.2	3.2	3.8	3.7
京都府	0.4	2.1	2.2	2.1	2.6	2.1	1.9
大阪府	0.8	1.5	1.7	1.8	1.9	1.3	1.2
兵庫県	0.7	1.6	1.7	1.9	1.8	1.8	1.4
奈良県	1.0	1.5	1.6	1.9	2.3	2.2	2.0
和歌山県	1.2	1.8	2.1	2.3	2.7	2.6	2.3
鳥取県	0.9	1.2	1.5	1.7	2.1	2.2	2.4
島根県	0.7	1.4	1.8	2.1	2.6	2.5	2.0
岡山県	0.9	1.4	1.7	1.7	1.8	1.9	1.5
広島県	0.7	0.9	1.0	1.1	1.2	1.2	1.2
山口県	0.5	1.0	1.2	1.2	1.3	1.0	1.2
徳島県	0.8	1.6	1.8	2.0	2.2	2.4	2.0
香川県	0.9	1.2	1.2	1.3	1.4	2.7	1.3
愛媛県	0.9	1.4	1.4	1.6	1.8	1.9	1.8
高知県	0.4	0.9	0.7	1.3	1.3	1.2	0.6
福岡県	0.5	0.9	1.1	1.2	1.2	1.2	1.2
佐賀県	0.6	0.8	1.1	1.2	1.2	1.3	1.1
長崎県	0.7	1.7	2.1	2.1	1.9	1.7	1.3
熊本県	0.3	0.5	0.8	1.0	1.4	1.5	1.5
大分県	0.3	0.4	0.6	0.7	0.9	1.0	1.1
宮崎県	0.2	0.6	1.3	2.0	2.0	2.0	1.9
鹿児島県	0.8	1.2	1.4	1.9	2.0	2.2	1.6
沖縄県	0.6	1.0	1.2	1.4	1.8	2.1	2.5

注1. 本表は、本稿末尾に掲載した資料(第1表-①~⑧)から作成した。

表5 救護法による救護率（特定期間の平均）の推移（1931～1938年度）

	1931年 度1-3月 期平均	1933年 度4-6月 期平均	1933年 度前半 期平均	1934年 度前半 期平均	1935年 度前半 期平均	1936 年度 平均	1937 年度 平均	1938年 度前半 期平均	1938 年度 平均
	%	%	%	%	%	%	%	%	%
全 国	0.6	1.4	1.4	1.6	1.7	1.8	1.8	1.5	1.4
北海道	0.4	1.0	1.0	1.0	1.1	1.3	1.4	1.5	1.3
青森県	1.1	1.5	1.5	1.8	2.2	2.7	2.3	1.6	2.0
岩手県	0.3	0.6	0.8	0.8	1.8	1.4	1.4	1.4	1.1
宮城県	0.5	0.8	0.9	1.1	1.6	1.8	2.0	1.8	1.9
秋田県	1.2	1.2	2.4	2.6	2.8	2.9	3.0	1.8	2.0
山形県	0.4	1.3	1.5	1.6	2.2	2.1	2.3	2.1	2.1
福島県	0.2	0.6	0.6	0.7	0.8	0.9	0.9	0.6	1.0
茨城県	0.2	0.6	0.7	0.7	0.8	1.0	1.1	0.9	0.9
栃木県	0.3	0.7	0.7	0.8	0.9	0.9	0.8	0.8	0.7
群馬県	0.1	0.4	0.4	0.5	0.4	0.6	0.9	0.8	0.9
埼玉県	0.3	1.2	1.4	1.6	1.7	1.2	1.5	1.5	1.5
千葉県	0.3	0.8	0.8	0.9	1.0	1.1	1.1	1.0	0.9
東京都	0.4	2.7	3.3	2.6	2.2	2.2	2.4	1.3	1.3
神奈川県	0.6	1.6	1.6	2.4	2.4	2.5	2.9	2.3	1.7
新潟県	0.5	1.5	1.6	1.9	2.1	2.2	2.1	1.6	1.7
富山県	0.8	1.6	1.6	2.0	2.0	2.3	2.7	2.0	2.0
石川県	1.7	2.8	2.8	2.9	2.9	2.8	2.9	2.9	3.0
福井県	1.0	1.8	1.7	1.7	1.9	1.5	1.5	1.7	1.1
山梨県	1.0	1.4	1.5	1.4	2.9	1.8	1.9	1.3	1.4
長野県	0.3	0.7	0.8	0.8	1.0	1.2	1.1	1.1	1.1
岐阜県	0.9	1.7	2.0	2.2	2.2	2.1	2.2	2.0	2.0
静岡県	0.3	0.8	0.8	0.8	1.0	0.9	1.0	0.9	0.9
愛知県	1.2	1.8	1.8	2.0	2.1	2.1	2.1	1.4	1.5
三重県	1.0	1.5	2.2	1.9	2.8	2.7	2.8	2.6	2.5
滋賀県	1.1	1.7	1.8	2.2	2.4	2.4	2.2	2.6	1.9
京都府	0.4	2.0	2.1	2.4	2.2	2.4	2.4	1.7	2.0
大阪府	0.6	1.7	1.5	1.8	1.9	1.9	1.9	1.2	1.2
兵庫県	0.6	1.5	1.5	1.7	1.7	1.8	1.8	1.3	1.3
奈良県	1.0	1.3	1.5	1.8	2.1	2.2	2.2	2.0	1.9
和歌山県	0.9	1.5	2.5	2.0	2.5	2.5	2.5	2.9	2.2
鳥取県	0.8	1.0	1.2	1.5	1.8	1.8	2.0	2.0	2.2
島根県	0.6	1.5	1.4	1.8	2.6	2.5	3.4	2.7	2.7
岡山県	0.7	1.4	1.5	1.7	1.8	1.9	2.0	1.9	1.9
広島県	0.6	0.9	1.1	1.1	1.2	1.2	1.2	1.1	1.2
山口県	*0.1	1.0	1.1	1.2	1.3	1.0	1.1	1.1	1.0
徳島県	0.6	1.6	1.5	1.9	2.0	1.9	2.1	1.8	1.3
香川県	0.8	1.1	1.1	1.9	1.4	1.4	1.3	1.3	1.2
愛媛県	0.9	1.4	1.0	1.6	1.6	1.6	1.6	1.6	1.7
高知県	0.3	0.8	0.5	0.7	1.1	1.3	1.2	0.8	0.6
福岡県	0.3	1.0	1.0	1.2	1.2	1.3	1.3	1.1	1.2
佐賀県	0.6	0.8	0.8	1.1	1.3	1.3	1.4	1.3	1.3
長崎県	0.7	1.7	1.7	2.1	2.1	2.0	2.0	1.6	1.3
熊本県	0.3	0.5	0.8	0.6	1.0	1.1	0.8	1.1	1.0
大分県	0.2	0.5	0.5	0.6	0.7	0.6	0.6	0.8	0.6
宮崎県	0.3	0.4	1.1	1.2	1.6	2.3	1.7	1.8	1.7
鹿児島県	0.5	1.2	1.3	1.6	2.0	2.0	1.7	1.8	0.8
沖縄県	0.6	1.1	1.2	1.3	1.5	1.7	2.2	2.0	2.3

注1. 本表は、本稿末尾に掲載した資料（第1表-①～⑧）から作成した。

2. 山口県の1931年の数値（\*印）は1月分のみ数値である。

秋田 (最低数値2.4%～最高数値3.0%)  
 和歌山 (最低数値2.0%～最高数値2.9%)  
 富山 (最低数値2.0%～最高数値2.7%)

また、最低数値が1.3%以上であるものと言うように条件を変えると、次のbの6府県があげられる。これらは救護率を上昇または下降させたグループだが、とくに、島根は最高数値が3%台半ばにまで大きく救護率を上昇させているのに対し、東京は逆に低下させている。

**b 救護率が1.3%以上で最高が2.5%以上の地域**

三重 (最低数値1.9%～最高数値2.8%)  
 滋賀 (最低数値1.8%～最高数値2.6%)  
 神奈川 (最低数値1.6%～最高数値2.9%)  
 青森 (最低数値1.5%～最高数値2.7%)  
 島根 (最低数値1.4%～最高数値3.4%)  
 東京 (最低数値1.3%～最高数値3.3%)

逆に、救護率が全期間を通じて、とくに低い数値のまま推移、低迷していると言えるcの6県を順位を付けて、以下にあげてみよう。

**c 救護率の大半が0%台で推移した地域**

- ①群馬 この間の16回の測定データがいずれも0%台、最高数値は0.9%。
- ②栃木 一度だけ、1.0%があるが、他の15回はいずれも0%台、最高数値は1.0%。
- ③大分 0%台が14回、1%台は二度だけ、最高数値は1.1%。
- ④福島 0%台が13回、1%台は三度だけ、最高数値は1.1%。
- ⑤茨城 0%台が10回、1%台前半が6回、最高数値は1.1%。
- ⑥静岡 0%台が11回、1%台前半が5回、最高数値は1.2%。

これらのいわばワースト6に次いで、次のdの8県も最高数値が1.5%以下で、0%台や1%台前半の低い救護率が続いている地域である。

**d cに次ぐ低い救護率で最高1.5%以下の地域**

広島 (最高数値1.2%)、高知 (同1.3%)、千葉 (最高数値1.3%)、山口 (同1.3%) 福岡 (同1.3%)、長野 (最高数値1.4%)、佐賀 (同1.4%)、熊本 (最高数値1.5%)

**2 恤救規則の救済状況——救護法との差異**

**(1) 恤救規則の救済人員と救済率**

「はじめに」で触れたように、恤救規則における救済人員の少なさや救済率のあまりの低さ、さらには地域ごとの大きなバラツキなどの救済状況については、かつて小島が恤救規則改正(新救貧法制定)の必要の証左として指摘<sup>7)</sup>し、先行研究<sup>8)</sup>などでも、指摘されていることである。

本稿は、救護法の施行は、そうした状況をどの程度まで改善・解消したのかを明らかにすることが課題の一つでもある。

そのためには、恤救規則の施行状況、少なくともその救済人員と救済率の状況をやや詳しく見ておく必要がある。とくに、救護法の制定(1929年4月公布)がその施行の時期(1932年1月)と3年近いズレがあるため、そのことを考慮して、検討しなければならないからである。

したがって、表6として示したものには、法の制定・公布の時期以前の数年間も含めて、1923(大正12)年以降の恤救規則による救済人員と救済率の推移を見たものである。これによって、救護法の制定時期以前と以後を含めた期間の恤救規則の施行状況を概観できる。

なお、恤救規則の施行を見る救済統計の特徴としては、原則として特定日現在の数値(具体的には年末の12月31日現在の数値、ただし、例外的に年度末の3月31日現在の数値もある)が用いられている。したがって、救護法の場合に見られるような、「救護件数」や「実人員」といった紛らわしい数値はないため、その救済人員およびそれを基礎に算出される救済率の数値に水増しなどの混乱はない。

表6によれば、1923～26年の数値では、救済人員1万人未満で、救済率0.1%前後にとどまっている。このような状況は、ここには示さないが、恤救規則の救済統計によれば、それ以前の10年程の大正期を通じてほぼ一貫している<sup>9)</sup>。

そのことにやや変化が見え始めるのは、この表に示した1926・1927年頃、大正末期から昭和初頭にかけてである。救済人員が徐々に増加し、救済率も四捨五入した数値で0.2%ほどになる。

表6 恤救規則による救済人員と救済率の推移

(1923~1931年)

	救済人員	救済率	備考
	人	%	
1923.12.31現在	7,574	0.1	
1924.12.31現在	8,577	0.1	
1926.12.31現在	9,627	0.2	
1927.12.31現在	10,460	0.2	
1929.3.31現在	* 12,332	0.2	この時期以降、調査時点が年末から年度末の数値に変更されている。
1930.3.31現在	14,321	0.2	
1931.3.31現在	17,403	0.3	
1931.12.31現在	* 18,118	0.3	救護法の施行のため、調査時点が年末に変更された。

注1. 本表は、本稿末尾に掲載の資料（第2表）から作成した。

2. 1931.12.31の数値は、救済人員なしが4府県（埼玉・愛知・滋賀・大阪）あり、これらの府県の報告遅れ（or 報告なし）のためではないかと思われる。それらの府県の前年の数値（小計で2,909人）を考えれば、救済人員は3,000人前後増え、救済率もやや上昇する（四捨五入する関係で数値自体は同じ0.3%）ことは明らかである。

表7 恤救規則による救済率4区分階級別の道府県数の推移

(1923~1931年)

		総数	恤救規則による救済率 %					全国平均救済率千分比
			0.0%以下	0.1-0.2%	0.3-0.4%	0.5%以上	数値なし	
1923.12.31	実数	47	12	25	8	—	—	0.1%
	比率	100	26	53	17	—	—	
1924.12.31	実数	47	13	24	8	1	—	0.1%
	比率	100	28	51	17	2	—	
1925.12.31	実数	47	14	23	8	2	—	0.1%
	比率	100	30	49	17	4	—	
1926.12.31	実数	47	12	24	8	3	—	0.2%
	比率	100	26	51	17	6	—	
1927.12.31	実数	47	9	23	9	5	—	0.2%
	比率	100	19	49	19	11	—	
1929.3.31	実数	47	8	25	9	5	—	0.2%
	比率	100	17	53	19	11	—	
1930.3.31	実数	47	5	24	12	5	—	0.2%
	比率	100	11	43	26	11	—	
1931.3.31	実数	47	2	19	16	8	—	0.3%
	比率	100	4	40	34	17	—	
1931.12.31	実数	47	4	11	15	13	4	0.3%
	比率	100	9	23	32	28	9	

注1. 本表は、本稿末尾に掲載の資料（第2表）から作成した。

2. 1931年末の数値は、前掲の表6の注2に記したように、4府県のデータに欠落がある。救護法の施行に切り替えた時点の故であろうが、留意する要がある。

この変化がさらに大きくなるのは、表に見られるように、1929年の救護法制定・公布の前後からである。丁度この時期に、救護統計の調査時点が年末から年度末に変更されている<sup>10</sup>ため厳密な比較にならないが、この前後に救済人員の年間の増加数が2千人を越えていることは確かだからである。

大不況の影響による貧困者の増大もあったであろうが、救護法の制定・公布という点も、救済にかかわる行政関係者や方面委員に影響を与え、また、府県段階での恤救規則を補なう県の救助規則なども含め、救済の増大に繋がったことは確かであろう。そして、救護法の施行が目前に迫る中で、救済率は0.3%に達している。

いずれにせよ、この1929年から1931年にかけての恤救規則による救済状況の増加現象は、特別なものであったと言わなければならない。したがって、救護法との救済状況の比較を行なう場合、救護法施行直前の時期のみの数値を取り出して扱うのは避けるべきであろう。

## (2) 道府県別の救済状況（恤救規則）の動向

この時期の恤救規則による救済状況が、道府県ごとにどのようなものであったかについては、本稿末尾に資料として、道府県別の救済人員・救済率のデータ（第2表／参考表）を掲載してある。

以下では、さきの救護法の場合と同じく、恤救規則の救済人員の人口に占める比率（救済率）に絞って、検討することをお断りしておく。また、救済率の数値が、余りに低い数値であるゆえに、

救護法で採用したような尺度（全国平均を基準とした倍率）の採用は困難であることもお断りしなければならない。

ここでは、道府県別の救済状況を簡便に概観出来るように作成した表7を、まず見てみたい。この表では、恤救規則による救済率（の絶対数値）を単純に4区分し、それぞれの区分階級ごとの道府県数を数え、その分布状況をまとめてある。

見られるように、1926年頃までは救済率0.1～0.2%の区分がほぼ過半の団体によって占められ、次いで救済率0.0%の区分にも、3割近い団体を数えるという状況に、大きな変化はない。

変化が見られるのは、1927年（1929もほぼ同じ）で、救済率0.0%の区分のシェアが減少し、その分、救済率0.5%以上が増大する。この動きは翌年には、さらに進行し、翌々年の1931年（3月）には、救済率0.0%区分は1割未満に落ち込み、救済率0.3～0.4%区分が三分の一を占め、0.5%区分も2割近くを占めるに至っている。

このような変化は、さきに指摘した全国的な変化の背後で進行していたものであることは言うまでもない。それにしても、救済率の数値は低く、そのために数倍にも及ぶ大きな開きが生じていることに留意しておきたい。

このような変化を具体的な県名で見etterるために作成したのが、表8である。ここには、1927年、1929年、1931年の3時点での、恤救規則の救済率が特に「高い」地域（救済率0.5%以上）と特に「低い」地域（救済率0.0%以下）に属する県名を挙げてある。

表8 救済率（恤救規則）が特に「高い」道府県と特に「低い」道府県

	1927.12.31現在 全国平均 0.2%	1929.3.31現在 全国平均 0.2%	1931.3.31現在 全国平均 0.2%
全国平均と比べて特に高い救済率 (0.5%以上)	石川 0.9 富山 0.5 三重 0.5 岡山 0.5 徳島 0.5	石川 1.4 富山 0.5 三重 0.5 鳥取 0.5 徳島 0.5	三重 1.0 石川 0.8 富山 0.7 徳島 0.7 秋田 0.5 新潟 0.5 鳥取 0.5 岡山 0.5
全国平均と比べて特に低い救済率 (0.0%以下)	福島・茨城・栃木・群馬 ・埼玉・長野・大分・鹿 児島・沖縄 各 0.0	福島・茨城・栃木・群馬 ・埼玉・長野・大分・沖 縄 各 0.0	栃木・長野 各 0.0

注1. 本表は、本稿末尾に掲載の資料（第2表）から作成した。

表9 恤救規則による救済率（千分比）の推移〈道府県別〉（1923～1931年）

	1923. 12.31 現在	1924. 12.31 現在	1925. 12.31 現在	1926. 12.31 現在	1927. 12.31 現在	1929. 3.31 現在	1930. 3.31 現在	1931. 3.31 現在	1931. 12.31 現在
全 国	% 0.1	% 0.1	% 0.1	% 0.2	% 0.2	% 0.2	% 0.2	% 0.3	% 0.3
北海道	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.2	0.2	0.3	0.3
青森県	0.1	0.2	0.2	0.2	0.1	0.2	0.2	0.2	0.4
岩手県	0.1	0.0	0.0	0.0	0.1	0.1	0.1	0.1	0.0
宮城県	0.0	0.0	0.1	0.2	0.1	0.1	0.1	0.2	0.2
秋田県	0.2	0.2	0.2	0.2	0.3	0.4	0.4	0.5	0.5
山形県	0.2	0.2	0.2	0.2	0.3	0.2	0.2	0.2	0.3
福島県	0.0	0.0	0.0	0.4	0.0	0.0	0.1	0.1	0.1
茨城県	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	0.0
栃木県	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
群馬県	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	0.1
埼玉県	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	0.2	—
千葉県	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.2	0.1	0.2
東京都	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
神奈川県	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.2	0.2	0.3	0.3
新潟県	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.4	0.4	0.5	0.5
富山県	0.3	0.3	0.3	0.4	0.5	0.5	0.6	0.7	0.8
石川県	0.2	0.8	0.9	0.9	0.9	1.4	1.6	0.8	1.9
福井県	0.2	0.2	0.3	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.4
山梨県	0.0	0.1	0.0	0.0	0.1	0.1	0.1	0.2	0.8
長野県	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1
岐阜県	0.2	0.2	0.2	0.2	0.3	0.3	0.3	0.4	0.5
静岡県	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.2	0.2	0.2
愛知県	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.2	0.2	0.3	—
三重県	0.2	0.2	0.2	0.3	0.5	0.5	0.6	1.0	0.5
滋賀県	0.3	0.3	0.3	0.3	0.2	0.3	0.4	0.4	—
京都府	0.0	0.0	0.0	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
大阪府	0.1	0.1	0.2	0.2	0.2	0.3	0.3	0.4	—
兵庫県	0.1	0.1	0.1	0.2	0.2	0.2	0.3	0.3	0.3
奈良県	0.2	0.2	0.2	0.2	0.3	0.4	0.3	0.3	0.5
和歌山県	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.3	0.3	0.4
鳥取県	0.4	0.4	0.4	0.2	0.3	0.5	0.5	0.5	0.6
島根県	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.3	0.3	0.5
岡山県	0.4	0.4	0.5	0.5	0.5	0.4	0.4	0.5	0.7
広島県	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.4	0.4	0.2	0.2
山口県	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.3	0.4
徳島県	0.4	0.4	0.4	0.5	0.5	0.5	0.6	0.7	0.8
香川県	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.3	0.4	0.4
愛媛県	0.2	0.2	0.2	0.3	0.3	0.2	0.2	0.4	0.4
高知県	0.0	0.1	0.0	0.1	0.1	0.1	0.2	0.2	0.4
福岡県	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.2	0.2	0.5
佐賀県	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.2	0.2	0.2	0.3
長崎県	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.2	0.3	0.3	0.4
熊本県	0.1	0.1	0.1	0.0	0.1	0.1	0.1	0.1	0.0
大分県	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	0.1
宮崎県	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	0.2	0.2	0.3	0.1
鹿児島県	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	0.2	0.3	0.4
沖縄県	—	—	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	0.1	0.3

注1. 本表は、本稿末尾に掲載した資料（第2表-①～③）から作成した。

そこで特徴的なのは、「高い」地域と「低い」地域に属する県がほぼ固定されていること、さらに、1931年段階に至ると、救済率の「高い」0.5%区分が8県に増加する反面で、「低い」救済率0.0%区分はわずか2県に減少したことである。しかも、興味深いことに、これらの高・低両極の区分には、大都市部を抱える府県は一つも入っていないことである。

こうした恤救規則の救済状況の全道府県ごとの推移を、1923年以降1931年まで一覧にしたものが、表9である。この表によって、各道府県ごとの救済率の変化を見ることができるので、おおよその状況を見ておきたい。

まず、この1923～1931年の全期間に、救済率の最低値がおおむね0.6%以上に達した府県を挙げてみると、次のようになる。

a 救済率の最高値が0.6%以上（最低値は0.2%以上）の地域

- 石川0.2～1.9%      富山0.3～0.8%
- 徳島0.4～0.8%      岡山0.4～0.7%
- 鳥取0.4～0.6%

これに準ずるものには、以下の府県があげられる。

b 救済率の最高値が0.5%（最低値は0.2%以上）の地域

- 秋田0.2～0.5%      岐阜0.2～0.5%
- 三重0.2～0.5%      奈良0.2～0.5%

新潟0.3～0.5%      島根0.4～0.5%

次に、救済率が低いまま、ほとんど変化が見られなかった長期停滞状況（救護率の最高数値が全期間にわたり0.1%以下）にあった府県を以下にあげておこう。

c 救済率最低値0.0%～最高値0.1%の地域

- 栃木 (0.0～0.0%)
- 岩手 茨城 群馬 東京 長野 京都
- 熊本 大分 (0.0～0.1%)

これらに準ずる長期停滞型と呼べる府県には、以下の4県がある。

d 救済率最高値0.2%以下の地域

- 宮城 埼玉 千葉 愛知

そのほかに、救済率は長期停滞であったと言えるが、救護法施行直前（1930・1931年）に救済率が急に上昇した、言わば直前上昇型と言える6県を以下にあげておこう（救済率の最高値0.3%以上）。

e 救済率の救護法施行直前上昇型の地域

- 山梨0.0～0.8%      高知0.0～0.4%
- 鹿児島0.0～0.4%      沖縄0.0～0.3%
- 福岡0.1～0.5%      香川0.1～0.4%

以上、検討した結果をもとに、救護法の施行状況（救護率）とを併わせ見ると、当然のことではあるが、恤救規則の救済率の高低と救護法の救護率の高低には、ある程度の関連性があることが窺われる。

表10 恤救規則の救済率のランク付けと救護法の救護率のランク付けとの比較

	A 恤 救 規 則 (救済率)	B 救 護 法 (救護率)	ABでランクが同じ府県 (下線付きの府県)
高 い (救済率の最高値が0.5%以上)	石川・富山・徳島 岡山・鳥取・秋田 岐阜・三重・奈良 新潟・島根	石川・秋田・和歌山 富山・三重・滋賀 神奈川・青森・島根 東京*	10県中5県
低 い (救済率の最高値が0.2%以下)	栃木・岩手・茨城 群馬・東京*・長野 京都・熊本・大分 宮城・埼玉・千葉 愛知	群馬・栃木・大分 福岡・茨城・静岡 広島・高知・千葉 山口・福岡・長野 佐賀・熊本	14県中7県

注1. 本表は、表9に基づくランク付け（本文参照）および表5に基づくランク付け（本文参照）から作成した。

2. \*印の東京のみは、「低い」から「高い」にランクを大きく変動させている。

恤救規則であまりに低かった救済率は、全国平均で0.1~0.3%程度だったが、救護法の施行により救護率は全国平均で、当初を除き1.5~1.9%までに大きく上昇する。

そのような全体の上升傾向の中で、救済率が高いものは、救護率はより高い形で、また、低いものは低いままに、救護法へと引き継がれていく、という傾向がかなりの程度見られる。もちろん、いくつかの例外や不明確なものもあることは、見逃さないけれども。

さきに見た表5とこの表9にもとづき、それぞれ高・低のランクを位置付けたものを、改めて並べてみると、表10のような結果となる。

ここには、恤救規則下の救済率のランク付けが、救護法下でのランク付けではどのように変化したのか、あるいは変化しなかったのか、が示されている。

両者を比べ、「高い」→「高い」、あるいは「低い」→「低い」というように、その位置付けが変化しないで引き続き高・低のランクを維持したものは、丁度半数である。

なお、このうちで、東京だけが「低い」から

「高い」へとその位置を大きく替えていることは注目される。

## 2章 救護方法・種類と被救護者構成

### 1 救護方法と救護の種類別構成

#### (1) 救護方法と救護の種類別構成

救護法は、我が国の救貧法規としてはじめて、救護の方法として居宅救護と収容救護を規定した。

すなわち、救護の方法としては、居宅救護を救護の一般的方法（法十三条）とし、収容救護は、「居宅救護ヲ為スコト能ハズ又ハ適当ナラズト認ムル」ときの例外的方法（法十三条）とした。

また、救護の種類として、生活扶助・医療・助産・生業扶助の4種（法十条）を規定している。

では、救護法の施行の実際としては、これらの救護の方法・種類の状況はどのようなものだったのか。それらの全国的な施行状況を、推移を含めて簡単に整理したものが表11である。

なお、救護の方法・種類別構成を見る統計調査数値にはいくつかの数値があるが、資料上の制約

表11 救護法による救護の方法・種類別構成の推移（特定日現在の救護人員）（1933~1939年）

	救護人員 総数	方法別構成		種類別構成					
		居宅	収容	生活扶助	うち収容	医療	うち収容	助産	生業扶助
1933 9.30 現在	実数 (併救分) 比率 110,563 (7,196) 100	103,334 (3,364) 93	7,229 (3,832) 7	105,688 96	6,916 6	4,559 (7,088) 4	313 (3,766) 0	252 (97) 0	- (-) 0
1935 3.31 現在	実数 (併救分) 比率 132,332 (6,240) 100	120,644 (2,631) 91	11,688 (3,609) 9	121,575 92	7,625 6	10,459 (6,200) 8	4,049 (3,596) 3	150 (13) 0	148 (27) 0
1937 3.31 現在	実数 (併救分) 比率 141,368 (6,654) 100	127,736 (2,887) 90	13,632 (3,767) 10	131,605 93	9,608 7	9,659 (6,597) 7	4,021 (3,764) 3	39 (5) 0	65 (52) 0
1938 3.31 現在	実数 (併救分) 比率 132,440 (7,326) 100	118,063 (3,282) 89	14,377 (4,044) 11	121,018 91	9,990 8	11,374 (7,308) 9	4,386 (4,043) 3	22 (3) 0	26 (15) 0
1939 3.31 現在	実数 (併救分) 比率 118,319 (6,927) 100	103,978 (2,957) 87	14,341 (3,970) 13	107,487 91	9,998 8	10,821 (6,924) 9	4,340 (3,967) 4	8 (3) 0	3 (-) 0

注1. 本表は、別稿の「救護法の施行状況と法改正までの経緯」（『長野大学紀要』23巻4号、2002.3）に掲載した資料1・救護統計（1-③表）から作成した。そこで示した典拠の原資料にも再度あたって確認した。なお、1933、1937年分は、本稿末尾に掲載の資料（第3表-①、②）にも、同じ数値が掲載してある。

2. 表中の（ ）内の数値は、生活扶助を中心にして見た併救分で、内数である。

(延救護人員から算出した一日平均の数値が得られない)もあって、ここでは(次項の被救護者種別構成でも同様)、特定日現在の救護人員ベースの数値(季節変動の影響が多少ある)に限定してある。このほかに、救護件数ベースの数値もあるが、これは実態を十分に反映せず、参考程度の数値である。

見られるように、救護方法に関しては、全体を通して居宅救護が多くを占め、収容救護は1割前後である。ただし、1933年段階では居宅救護が93%を占めているが、次第に漸減して1939年には87%となっている。この間、収容救護は7%から13%にほぼ倍増している。

救護の種類別構成に関しては、全体として生活扶助が大部分を占め、次いで医療が残りのほとんどであり、助産・生業扶助は1%にも達しない数値で、ごくわずかである。しかし、1933年段階では生活扶助が96%で圧倒的だったが、その後はやや低下し、1938~39年には91%となっている。その減少分だけ、医療が増加し、1933年の4%から1938~39年には8%にと倍増している。

なお、医療に関しては、1933年段階を除き、収

容救護(入院)が4割程度を占めていることと、生活扶助との併救が著しく多い(7割前後)ことが特徴的である。

(2) 道府県別に見た救護方法・救護種類の構成以上に見たような救護方法と救護種類の構成は、道府県別に見るとどのようなようになっているであろうか。

ただし、道府県別数値が見られる資料は数少なく、1933年数値(9月30日現在)と1937年数値(3月31日現在)しかない。これらを本稿末尾の資料中に第3表として掲載してある。

ここでは、それらの数値の道府県別の特徴的な状況を、簡便に示すものとして、表12と表13を見おきたい。

表12は、救護方法としての収容救護の比率に着目し、その比率が特に高い地域および特に低い地域の道府県名を掲げたものである。

1933年、1937年ともに、大都市をかかえる地域で収容救護の比率が特に高く、逆に農山村部を中心にした地域で収容救護の比率は特に低い、という傾向が窺える。

表12 救護の方法別構成中で収容救護比率が「高い」道府県と「低い」道府県

	全国平均	高い (全国平均の1.5倍以上)	低い (比率1%以下の地域)
1933.9	7%	大 阪20 神奈川15 東 京12 石 川10	沖 縄— 宮 崎 0 秋田・山形・ 千葉・新潟・福井・三重・佐賀 の各県 1%
1937.3	10%	大 阪33 東 京22 神奈川17	沖 縄— 青 森 0 秋田・山形・ 新潟・山梨・佐賀の各県 1%

注1. 本表は、本稿末尾に掲載の資料(第3表)から作成した。

2. 表中の県名の後の数値は収容救護費比率(%)である。

表13 救護の種類別構成中で医療の比率が「高い」道府県と「低い」道府県

	全国	高い (全国平均の2倍以上)	低い 医療の比率が 0%以下(1933) or 1%以下(1937)
1933.9	4%	静 岡24 埼 玉21 青 森16 岐 阜10	秋田・山形・群馬・福井・三重・ 奈良・広島各県 0%
1937.3	7%	京 都16 神奈川14 大 阪13 埼 玉12	秋田・福島・千葉・新潟・滋賀・ 奈良・和歌山・大分の各県 1%

注1. 本表は、本稿末尾に掲載の資料(第3表)から作成した。

2. 表中の県名の後の数値は医療の比率(%)である。

この両者の差は極めて大きい。しかも、トップクラスの府県（とくに大阪）では、収容救護比率が20～30%という高い数値を示していることも特徴的である。

また、表13は、救護の種類別構成の医療を取出して、その比率が高い道府県と低い道府県を見たものである。種類別構成に関しては、生活扶助がいずれの道府県でも圧倒的部分を占めていることは同様であるため、ここでは2位に位置する医療の比率に注目したのである。

表が示すように、医療の比率が全国平均の2倍以上を占めるところがいくつか見られる。なかでも1933年段階では、20%を越えているような静岡や埼玉といったところさえもある。

一般に、救護法下での医療は、救護限度額が低く抑さえられ、受診・受療の抑制が厳しかったために、救護の種類別構成も著しく低かった。にもかかわらず、府県によっては、こうした大きな差異があることは興味深い。それは、どのような理由や事情の故であろうか。

また、とくに、1937年段階では、1933年にはそれほど高くなかった都市部を抱える府県での比率が、高くなる傾向が見られる（表にはないが、東京も10%）。これは、受診・受療の機会が比較的に多いことの結果でもあろうか。

## 2 埋葬と対救護人員比死亡率

### (1) 埋葬と被救護者の死亡状況

救護法は、前項で見た救護の種類（四種）とは別に、被救護者が死亡した場合の「埋葬」について定めている（法十七条）。具体的には、埋葬を行なう者への埋葬費の支給もしくは埋葬者なきときの市町村長による埋葬の実施である。

いずれにせよ、この被救護者の死亡時の埋葬は、全国でどの程度あったのであろうか。埋葬件数として救護統計で示される数値は、同時に救護法の被救護者のうちの死亡した人員を示すものである。それゆえ、埋葬件数からは、被救護者の死亡状況（死亡率）が得られる。

表14は、この埋葬の件数（＝人員）と、当該年度の救護人員（延救護人員から算出した平均救護人員）と対比した死亡率について、法施行以降

1939年までの推移を示したものである。

埋葬数は、初年度（三ヶ月分）は1千人に達しなかったが、1932年度には一挙に6千人を越し、1933年度には8千人台、1937年に1万人台に達している。

その間の、被救護者（当該年度の一日平均救護人員）と対比した死亡率を見ると、初年度の3%は別にして、毎年度8～10%ほどとなっている。このことは、全国で救護法による救護を受けている者は、一年間にその1割近くが死亡しているこ

表14 埋葬と死亡率（対救護人員比）の推移  
(1931～1938年度)

	埋葬 総数	救護人員 (年度一日平均)	死亡率
年度	人	人	%
1931	983	37,330	3
1932	6,028	61,101	10
1933	8,042	97,247	8
1934	8,589	108,120	8
1935	8,913	117,714	8
1936	9,388	123,120	8
1937	10,316	124,595	8
1938	10,405	101,067	10

注 本表の埋葬の数値は、1931年度は社会局『罹災救助基金法中改正法律案資料』1937年夏頃（未公刊）により、1932～1938年度は厚生省社会局『救護法施行状況（昭7～13年）』1940.5により作成した。

表15 埋葬の被救護者（資格）種別の内訳と死亡率  
(対救護人員比) (1937年度分)

	埋葬 総数	構成 比	救護人員 (年度一日平均)	死亡率
埋葬総数	10,316	100	124,595	8
老衰者	3,918	38	35,147	11
幼者	882	9	59,178	1
妊産婦	8	0	44	18
不具廃疾	420	4	7,52	6
疾病傷痍	4,648	45	16,163	29
精神耗弱・身体虚弱	428	4	5,977	7
幼者哺育の母	12	0	55	2

注 本表は、本稿末尾に掲載の資料（第4表）から作成した。

とを物語る。

では、埋葬を受けた被救護者（死亡者）は、どのような人々だったのか。そのおおよその状況を示すものが、表15である。この種の、被救護者（資格）種別に見た埋葬の全国統計は、この時点のものしかない。

見られるように、埋葬（死亡）が多いのは、被救護者資格中で、疾病傷痕（45%）と老衰者（38%）の二種に集中している。

また、救護人員との対比で見た死亡率は、疾病傷痕の場合には、29%と3割にも達する。次いで、老衰者の死亡率は11%で1割を越し、全体平均よりやや高くなっている。

このような、被救護者の3割とか1割という死亡率の高さは、おそらくこの年だけではなかったであろう。後に見る救護費単価の低さなどと併わせ考えると、被救護者の置かれた劣悪な状況の象徴のように思える。

なお、妊産婦が18%と高いが、母数が少ないので、これだけで一般化した結論は出せない（この年度の例外かも知れない）。

## (2) 道府県別の埋葬と被救護者死亡率

以上に見た埋葬（人員）とそれにかかわる被救護者の死亡状況・死亡率について、道府県別の数値を一覧にしたものを、本稿末尾に資料（第4表）として掲載した。

ただし、埋葬数および被救護人員対比の死亡率

については、1933年度と1937年度に限定し、また、被救護者（資格）種別の埋葬（人員）については、すでに記したように、データ自体が1937年度しかないことをお断りしておきたい。

これらの埋葬の道府県別のデータについて、その特徴的な状況を示すものをまとめたのが、表16である。これによって、簡単に概観しておこう。

見られるように、埋葬の被救護人員対比の死亡率は、1933・1937の両年度ともに、大分・大阪・徳島および高知（1933年のみ）などの府県で、全国平均の2倍以上と著しく高い。なぜ、この三府県で、このように続けて高い比率なのか理由があるはずと思われる。

また、1937年度分については、被救護者（資格）種別に数値を見るのが可能である。それによれば、老衰者と疾病傷痕者で死亡傾向が大きく異なる。すなわち老衰の場合、死亡率の高低の差はそれほど小さくなく、死亡率は接近している。それでも、低い県と比べると3倍強の差がある。

他方、疾病傷痕では、死亡率に著しい差があり、とくに、表に挙げた大分・大阪・徳島の3府県では、50%を越える死亡率となっている。この疾病傷痕の死亡率の高さが、さきに見た全体の結果にも影響したのであろう。疾病傷痕の場合、低い県では死亡自体が見られない（千葉・香川）などという県も見られるが、これら3府県と低い県との格差は大変に大きい。

このような結果の解明は必要だと思われるが、

表16 (埋葬で) 対救護人員比死亡率の特に「高い」地域と「低い」地域

(1933、1937年度)

	1933年度 (全国平均 8%)	1937年度 (全国平均 8%)	老衰 (全国平均11%)	疾病傷痕 (全国平均29%)
全国平均の 2倍以上 (老衰と疾病傷痕は 1.5倍以上)	大分22 大阪18 徳島17 高知17	大分18 大阪17 徳島16	栃木18 千葉18 熊本18 徳島17 大分17 山口16 佐賀16	大分63 大阪61 徳島51
全国平均の 0.5倍以下 (疾病傷痕のみは 0.3倍以下)	青森2 山梨2 宮城3 石川3 島根3 長崎3 山形4 福井4 岐阜4	石川3 山梨3 島根3 宮城4 秋田4 福島4 新潟4 沖縄4	沖縄4 埼玉5 石川5 山梨5 島根5 鹿児島5	千葉一 香川一 滋賀2 熊本6 沖縄7 福井8 山梨8 島根8 石川9 三重9

注1. 本表は、本稿末尾に掲載の資料（第4表）から作成した。

2. 表中の県名の後の数値は死亡率（%）である。

ここではその事実だけを指摘するにとどめておきたい。

### 3 被救護者（救護資格）種別構成

#### (1) 被救護者種別（救護資格）

救護法の救護要件は、法一条および二条に見られるが、救護統計などでは、そこで掲げられた主たる要件に即して、被救護者資格を以下の七つに類型化している。

1. 65歳以上の老衰者
2. 13歳以下の幼者
3. 妊産婦
4. 不具廃疾者
5. 疾病傷痍者
6. 精神耗弱又は身体虚弱者
7. 乳児哺育の母

ただし、これらの類型化は主たる要件によって分類しているため、二つ以上の類型にまたがるケースもある。その重複ケースは、統計調査上は示されないことも多く、どちらかに強引に分類・処理されている。とくに、疾病傷痍については、他の多くの類型と重なることが多く、この点の留意が必要である。

表17として示したものは、1933年段階の統計

（9月31日現在）と1935年に行なわれた特別な調査（5月1日現在、要救護者数調査）の全国結果（そのうちの被救護者の部分）、および1937年度の年度統計結果をまとめたものである。

このうち、1935年の調査では、疾病傷痍状態にあるものを特別に重複計上していることから、分類方式の差異がもたらす結果の大きな違い（すなわち、救護統計の内包している問題点）が鮮明になる。

とはいえ、この表の1935年調査の結果では、道府県別の数値が示されていない。ただし、山梨・山口の2県については、県の社会課が独自に公表した数値<sup>1)</sup>を見ることが出来る。

それゆえ、1933年段階の統計は、特定日現在の救護人員をまとめた道府県レベルの数値（本稿末尾の資料中の第5表-①がそれである）としては唯一のものである。また、1937年度の統計も含めて、こうした分類方式の問題を含んでいることに、とくに留意しておきたい。

そのような限界があるとはいえ、表17に示したものは、救護人員中の被救護者（資格）種別の構

表17 救護法による救護人員の被救護者（資格）種別構成（1933、1935、1937年）

		総数	老衰者	幼者	妊産婦	不具 廃疾	疾病 傷痍	精神耗弱 身体虚弱	幼者哺 育の母
		人	人	人	人	人	人	人	人
1933.9.30 現在	実数	105,688	29,004	51,964	130	6,045	11,987	5,802	556
	比率	100	27	49	0	6	11	5	1
1935.5.1 現在	実数	125,735	33,847	62,155	484	7,376	14,080	7,148	645
	比率	100	27	49	0	6	11	6	1
うち疾病 傷痍の者 (再掲)	実数	15,712	6,109	3,566	170	2,897	—	2,876	94
	比率	100	39	23	1	18	—	18	1
1937年度 平均	実数	124,595	35,147	59,178	44	7,523	16,163	5,977	558
	比率	100	28	47	0	6	13	5	0

注1. 本表中の1933年と1937年は、本稿末尾に掲載の資料（第5表）から作成した。その数値（救護人員）は、定型的統計調査の数値で、生活扶助のみの分（医療等の単独受給者含まず）である。

2. 1935年分は、特別に行なわれた要救護者数調査（悉皆調査）の数値で、調査対象中の被救護人員分（併救関係はデータなし）である。この結果中には、表の下段に見られるような、疾病傷痍状態が重複している分（再掲）のデータが見られる。社会局『第七拾回帝國議会／救護法中改正法律案資料』（1937初頃未公刊）によるが、『社会事業彙報』昭11年1月号にも同じものが掲載されている。
3. 表中の1935年の下段（ ）内の数値は、それぞれの分類区分中に占める疾病傷痍の状態にあるものの比率（%）である。

成について、全国的な状況を明らかにしてくれるデータである。

見られるように、全国的には、1933年、1935年、1937年のいずれにあっても、その種別構成は同様で、とくに前二者は数値そのものまで同一と言って良い。

すなわち、幼者が最多（前二者は49%、1937年は47%）でほぼ半分を占める。次いで、老衰者が2位（27%、37年は28%）、3位は疾病傷痕（11%、37年は13%）となっている。以下は、1割未満だが不具廃疾と精神耗弱・身体虚弱が6%ないし5%で続き、幼者哺育の母は1%（37年は数値上は0%だが、四捨五入のためで差は少ない）である。

また、1935年調査に示されるように、疾病傷痕状態の者が疾病傷痕（11%）と分類されたほかに、全体の12%強（15,712人）いる。両者を合算すると、疾病傷痕状態の者は、23%にもなる。

なお、これらの者は、絶対数では老衰者、幼

者、不具廃疾、精神耗弱・身体虚弱の順に多い。だが、それぞれの類型区分中では、精神耗弱・身体虚弱（40%）、不具廃疾（39%）、老衰者（18%）、幼者（6%）の順で、疾病傷痕状態が重複している比率が高いことが注目される。

(2) 道府県別に見た被救護者（資格）種別構成ところで、以上に見てきた被救護者（資格）種別の構成を道府県別に（ただし、1935年の道府県別データはないため、1933年と1937年の数値のみ）、見てみよう。

その結果は、本稿末尾の資料中に第5表として掲載してあるが、その特徴点ともいうべき諸点を簡略に整理したものが、表18と表19である。

まず、表18は道府県別に見た被救護者（資格）種別構成の順位と比率の特徴を、次に示すように、AからFの六つのパターンに区分し、それぞれに属する代表的な府県名とその順位・比率を示したものである。

表18 被救護者（資格）種別構成（順位と比率）を道府県別に見た特徴（六つのパターン）（1933.9）

(参考)		全国	1933.9.30現在 1937年度平均	順位・比率 順位・比率	幼者：①49% 老衰：②27% 疾病：③11% 幼者：①47% 老衰：②28% 疾病：③13%	
	A	幼者が①位で、かつ比率が特に高い道府県		B	老衰が①位で、かつ比率が特に高い道府県	
	C	疾病比率が特に高い道府県				
1933 9.30 現在	山形68 秋田64 東京64 岩手62 愛知59	沖繩77 山口53 島根52 鳥取51 広島50 香川48 岡山47 大分47 徳島46	神奈川②26 静岡③18 東京②17 大阪③17			
1937 年度 平均	秋田66 山形66 岩手61 東京58 山梨58	沖繩76 岡山52 山口52 大分51 広島48 徳島48 香川48 愛媛46	北海道②30 大阪②22 神奈川②19			
	D	幼者比率が特に低い道府県		E	老衰比率が特に低い道府県	
	F	疾病比率が特に低い道府県				
1933 9.30 現在	沖繩③6 山口②25 鳥取②26 島根②28 広島②28	東京③14 山形②14 秋田②17 岩手②18 神奈川③18	青森④3 富山④3			
1937 年度 平均	沖繩④4 鹿児島②22 広島②27	山形②14 岩手②15 神奈川③17 熊本②18 山梨②19	新潟④7			

注1. 本表は、本稿末尾に掲載の資料（第5表）から作成した。

2. 表中の道府県名の後の○数字は構成比の順位、同じく後の数値は構成比率（%）である。

表19 被救護者（資格）種別構成で「不具廃疾」と「精神耗弱・身体虚弱」の比率が特に「高い」道府県と「低い」道府県（1933、1937年）

		全国平均	特に高い地域 (全国平均の2倍以上)	特に低い地域 (全国平均の2分の1以下)
1933 9.30 現在	不具廃疾	6%	鹿児島13 群馬12 奈良12	青森1 東京2 京都3
	精神耗弱 身体虚弱	4%	青森23、新潟9 北海道8 石川8	富山2 岡山2 高知2 神奈川3 大阪3 福岡3 大分3
1937 年度 平均	不具廃疾	6%	鹿児島20 千葉14 熊本12	東京3
	精神耗弱 身体虚弱	5%	福井10	岡山1 千葉2 大阪2

- 注1. 本表は、本稿末尾に掲載の資料（第5表）から作成した。  
 2. 表中の道府県名の後の○数字は順位、同じく数値は構成比率（%）である。  
 3. 1933年の「精神耗弱・身体虚弱」欄の青森の数値（下線）はあまりに高く、原資料の数値のミスないし異常値と思われる。

- A 全国平均と同じく幼者が①位であるが、その比率が特に高い道府県  
 B 全国平均と異なり、老衰が①位で、その比率が特に高い道府県  
 C 疾病比率が特に高い道府県（②位のものを含む）  
 D 全国平均と異なり、幼者比率が②位以下で、特に低い道府県  
 E 老衰比率が特に低い道府県（③位のものを含む）  
 F 疾病傷痍比率が特に低い道府県

さまざまな傾向や特徴が見られるが、特にAとEが東日本に集中し、逆に、BとDが西日本に集中していることが、最大の特色と思える。こうした違いは大変興味深い、それは何故に生じたのであろうか。

次に、表19は表18で示せなかった構成比率のやや低い不具廃疾と精神耗弱・身体虚弱について、それぞれその比率が特に高い地域と特に低い地域を取り上げ、その府県名などを示してある。

この表からは、不具廃疾や精神耗弱・身体虚弱が、特に高い比率の地域は農山村県に多く、逆に、特に低い比率の地域は大都市部のある府県に多く見られるように思える。

### 3章 救護施設と救護法の「委員」

#### 1 主要資源としての救護施設

(1) 救護施設の設置状況・普及度  
 救護法による収容救護のための主たる資源としては、救護法六条の規定する「救護施設」が予定されていた（法十三条）。

とりわけ、救護法の救護対象が、労働無能力者に制限され、児童・老人・妊産婦・重度の障害者・病者などに限定されていた（法一条）ために、（法が居宅救護を原則としていたにもかかわらず）収容救護の位置は特殊に重要であった。したがって、そのための主たる資源としての救護施設の果たす役割も大きかったのである。

この救護施設の設置状況などの全国的実態については、別稿<sup>12)</sup>で取り上げたことがある。それゆえ、ここではその全国的な設置状況につき、簡単に概観しうる表20を示しておく。

これらによれば、救護法施行後一年目の1932年12月に82施設、定員5,495人であったものが、その七年後の1939年12月にはほぼ2倍弱の151施設になり、定員も1万人を越えるに至っている。

また、救護施設の設置主体は、当初は施設数・定員とも公立と私立がほぼ1対3の割合であったが、公立施設が次第に増加し、1939年には施設数で1対2、定員数では4割対6割という状況にま

表20 救護施設の設置状況(施設数・定員・普及度) (1932,1936,1939年)

		施設数			施設定員			普及度 人口1万比 の定員
		総数	公立	私立	総数	公立	私立	
1932	実数	82	20	62	5,495	938	4,557	0.8
12.8	比率	100	24	76	100	17	83	
1936	実数	144	43	101	7,937	1,710	6,227	1.1
12.1	比率	100	30	70	100	22	78	
1939	実数	151	57	97	10,684	4,143	6,541	1.5
12.1	比率	100	38	64	100	39	61	

注1. 本表は、本稿末尾に掲載の資料(第6表)から作成した。  
 2. 1932年と1936年は、筆者が再集計した数値である。施設数の算出方法(再集計では同一団体経営施設でも、事業種別に定員設定がなされていれば別施設と数える)が1939年とは異なると思われる。そのため、1939年も再集計すれば、施設は若干は増える可能性が大きい。ただし、典拠の原資料(堀田健男『救護事業』1940.11)には、個別施設データまでは掲載されていないため、再集計はできない。

表21 救護施設の設置状況と普及度階級(道府県単位) (1932年12月、1936年12月)

		総数	救護施設の設置状況					普及度数値(全国平均と比較)						
			設置あり	事業種別数		公私別区分		設置なし	二倍以上	一・九〜一・五倍	一・四〜一・六倍	〇・七〜一・四倍	〇・五倍以下	設置なし
				三種以上の種別あり	二種以下の種別のみ	公私とも施設あり	いずれかの施設のみ							
1932	実数	47	34	16	18	11	23	13	6	3	6	5	14	13
12.8	比率	100	72	34	38	23	49	28	13	6	13	11	30	28
1936	実数	47	44	23	21	17	27	3	4	4	14	11	11	3
12.1	比率	100	94	49	45	36	57	6	9	9	30	23	23	6

注1. 本表は、本稿末尾に掲載の資料(第6表)から作成した。

で接近していることがわかる。

さらに、救護施設の普及度を対人口1万当りの施設定員で見ると、この7年間で、0.8から1.3にまで漸増している。しかし、その定員(1万人強)は、当時の救護人員(12万人強)の1割弱にすぎず、その普及状況は未だしと言える状況にあった。

(2) 救護施設の道府県別の設置状況と普及度

次に、表21を見ていただく。この表21によつて、1932年と1936年の道府県ごとの救護施設の設

置状況に関して、施設設置の有無およびその事業種別(主なものとして、育児・養老・医療および生活扶助の4種がある)の充実度や公私立別の施設の有無および人口1万比の定員を示す普及度の状況などを概観することができる。

全体として、道府県ごとの差異が大きい。また、施設設置さえないところや、施設はあっても事業種別は二種以下のところ、公私立いずれかしかないところ、普及度が低いところ、など整備状況不備と言える道府県が、かなりある。

もちろん、1932年と比べれば1936年は、設置な

表22 救護施設の道府県別普及度（人口一万当り施設定員）の全国平均との比較（1932、1936年）

	1932.12 普及度（全国平均 0.8）	1936.12 普及度（全国平均 1.1）
著しく高い （全国平均の2倍以上）	石川 4.2 大阪 4.0 宮城 2.8 島根 2.6 神奈川 1.6 佐賀 1.6	石川 4.0 大阪 3.7 宮城 2.7 京都 2.6
かなり高い （全国平均の1.5倍～）	京都 1.5 兵庫 1.4 富山 1.2	島根 2.1 和歌山 2.0 兵庫 1.9 神奈川 1.8
かなり低い （全国平均の0.7～）	岩手 0.5 山形 0.5 福島 0.5 山梨 0.5 広島 0.5	福島・静岡・岡山・愛媛・鹿児島 各 0.6 岩手・茨城・栃木・ 長野・広島・大分 各 0.7
著しく低い A （全国平均の0.5以下）	山口 0.1 熊本 0.1 静岡 0.2 福岡 0.2 北海道 0.3 千葉 0.3 新潟 0.3 茨城 0.4 長野 0.4 岐阜 0.4 岡山 0.4 香川 0.4 高知 0.4 大分 0.4	群馬 0.5 熊本 0.1 千葉 0.3 山口 0.3 山形 0.4 高知 0.4 青森 0.5 新潟 0.5 山梨 0.5 福岡 0.5 長崎 0.5
著しく低い B （設置なし）	青森 群馬 埼玉 福井 三重 滋賀 奈良 徳島 愛媛 長崎 宮崎 鹿児島 沖縄	奈良 徳島 沖縄

注1. 本表は、本稿末尾に掲載の資料（第6表）から作成した。

2. 表中の県名のあとの数値は、普及度（人口一万当り施設定員）である。

しのところが大きく減少したことに示されるように、かなり整備されたと言える。とは言え、設置なしは論外であって、設置されている所のみを見ても、さきに挙げたような整備状況の不備を指摘できる道府県は、過半を占めている。

この表21の救護施設の普及度の数値に関して、全国平均に比較し、平均に近い範囲のものを除き、特に高い地方や低い地方の道府県名を具体的に挙げたものが表22である。

これらのうち、救護施設の普及度の「著しく高い」道府県では、当然のことながら、収容救護を必要とするようなケースの場合、救護施設入所が比較的可能・容易であり、逆に「著しく低い」道府県では、救護施設入所は不可能・困難である。

もちろん、救護法は、救護施設以外の類似の施設（いわゆる社会事業施設や療養施設など、法十三条で言う「相当ナル施設」）や「私人ノ家庭」（法十三条）があれば、そこへの委託も行なえたから、収容救護は不可能ではない。しかし、それは、一般にはそれほど多くはなかった。

なお、東京の場合は、東京市養育院や浴風会、済生会病院など、救護施設の認可を受けていない巨大施設<sup>23</sup>があり、例外である。

したがって、すでに見たように救護の方法別構成（表12、表13など参照）においても、これらの救護施設の普及度が高い道府県では収容救護の比率が一般に高くなり、逆に普及度が低い道府県では収容救護比率が低くなる傾向が明白である。

以上概観した救護施設関係の47道府県別の数値は、本稿末尾の資料中の第6表に掲載してある。

## 2 救護法による「委員」

### (1) 「委員」制度と設置状況・普及度

救護法による「委員」制度の全国的な設置状況について、その推移などを見ようとした場合、初期のものを別にすれば、わずかな統計調査資料しかない。おそらく、当初個別に存在していたいわゆる方面委員との関係が、微妙で重複・競合するという理由で、具体的な数値等の公表が控えられたからであろうか。

それはともかく、存在している資料をもとに、「委員」の設置状況の推移を概観したものが表23である。

この表23により、救護法の「委員」制度の普及状況を窺うことができる。

表23 救護法による「委員」(方面委員)の設置状況および普及度の推移

1932~1938年

		市町村ごとの委員設置状況		委員定数と現在委員数		各年4.1 現在推計 (概数) 人口	委員一人当り 人口		各年3.31 現在の 救護人員	委員一人当り 救護人員	
		総数	設置数	定数	現在数		定数	現員		定数	現員
1932 3.31	実数 比率	団体 11,112 100	団体 6,282 56	人 31,741 100	人 29,471 93	百人 659,457	人 20,776	人 22,376	人 47,394	人 1.5	人 1.6
1933 3.31	実数 比率	11,510 100	6,915 60	35,587 100	33,148 93	669,327	18,808	20,192	99,730	2.8	3.0
1935 3.31	実数 比率	・ ・	・ ・	・ ・	39,254 ・	687,815	・	17,522	121,575	・	3.1
1938 3.31	実数 比率	11,297 100	10,071 89	58,483 100	54,075 92	708,215	12,110	13,098	125,114	2.1	2.3

注1. 本表のうち1932、1933年の部分は、本稿末尾に掲載の資料(第7表-①、②)から作成した。

2. 1935年の数値は、社会局『第七拾回帝国議会/救護法中改正法律案資料』(1937初頃、未公刊)中の「予想質疑応答」で示された委員数から、算出したものである。

3. 1938年分の数値は方面委員令に基づく数値である(典拠等は本稿末尾資料の第7表-②参照)。

まず、市町村ごとの設置状況に見られるように、委員の設置は必ずしもスムーズには進まなかったようで、1932年3月の56%と言う設置率は翌一年を経ても60%にとどまっている。委員定数は、1933年3月に3万6千人弱(現員数は3万3千人強)を数えている。

その後、1935年の数値(現員で3万9千人強)から見て、設置は急速には進まなかったようである。

1938年の数値は、直接には方面委員の設置率を示すものである。ただし、同時にこの数値は、1937年3月の救護法改正(38.1施行)で、方面委員令(1936.11公布、37.1施行)に基づく方面委員を、法上で救護事務の補助機関として位置付け、重複・競合状態を解消した以降の段階のものであるため、救護法の委員設置率と見做せる。

したがって、この段階でようやく設置率が9割ほどに達したわけである。委員定数も、5万8千人強(現員数は5万4千人)になっている。なお、この表には示さなかったが、この委員中に女の委員が1,353人いる(全委員に占める比率3%)ことを付け加えておきたい。

また、委員の普及度を見る指標としては、対人口比の数値と対救護人口比の数値がある。表23が示すように、対人口比(委員一人当り人口)の数値は、委員定数・現員の漸増に応じて、委員一人当り2万~2万2千人(1932年)から、1万2~

3千人(1938年)へと低減している。

これに対し、対救護人口比(委員一人当り救護人員)は、少なくとも1935年3月頃までは、委員定数・現員の漸増にもかかわらず、委員一人当り人員を1.5ないし1.6(1932年)から、2.8ないし3.1(1933~35年)へと急増させている。

これは言うまでもなく、この間の救護人員の増大の結果が、委員の漸増をはるかに上回っていたためである。逆に言えば、委員の設置・選任が救護人員の増加に追い付かなかったことを示している。

ここで、詳しく論ずることはしないが、こうした委員の設置・選任状況の遅れは、さきにも触れたように、従来から存在したいわゆる方面委員との重複・競合による設置・選任の難航にあったと思われる。

そもそも、救護法の「委員」の設置とその定数は、地方長官(知事)が「市町村長ノ意見ヲ徴シ之ヲ定ム」(施行令三条)とされていた。また、委員の選任は、地方長官の権限とされていた(施行令三条)が、「其ノ選任ニ当リテハ成ルベク市町村長ノ意見ヲ徴スルコト」(法施行のいわゆる基本通牒、昭6.10.14発社83号)と指示されており、選任に際しては、市町村長の推薦を求めるのが実態であった。

そのため、委員の設置・選任には、市町村長の意向が大きく反映される仕組みとなっていたと言

える。こうした実態から、法施行前から存在していたいわゆる方面委員との関係をめぐり、事実上、救護法の委員とで二重になり、重複・競合や関係事務の複雑化を招くなどから、市町村側（や方面委員関係者）の説得に手間どり、設置・選任が遅れ、進まなかった<sup>1)</sup>と言える。

この問題の完全解決は、1936年の方面委員令の制定と翌年の救護法改正でようやくなされるが、それまでは両者の重複・競合による調整問題を引きずることになった。

## (2) 道府県別の委員設置状況と委員の普及度

そのような問題を抱えた委員制度について、道府県別の設置状況、普及度はどうだったのであろうか。

結論的に言えば、おそらく方面委員との競合調整問題に原因したのであろうが、実は大変なバラツキ状況があった。そのことを如実に示しているのが、道府県別に見た委員の設置状況である。本稿末尾に資料（第7表）として、それらの委員の設置状況や普及度などのデータにつき、道府県別に一覧にしたものを掲載してある。

ここでは、それらから特徴的な状況を概観しておこう。

まず、表24は救護法による「委員」の設置状況が特に「良い」もの（市町村単位の設置率が全国平均と比べ高いもの）と「悪い」もの（同じく全国平均と比べ設置率が低いもの）の両極を選び出して、具体的な府県名を示したものである。

見られるように、少なくとも1933年時点までは、一方で市町村の設置率100%のものがかかなりあるのに、他方では10%未満や20%程度の府県が相当数数えられる。全国平均の数値を挟んで、両極に分解しているような状況が見られる。

ただし、1938年時点になると、委員の設置状況は著しく改善され、設置率が特に「良い」（100%設置の29県に、95%以上のもの4県）と言えるものは、全体の7割にもなる。しかも、この表には示していないが設置率80%以上のものをすべて数えると、道府県全体の83%を占めるほどに変化している。

これに対し、設置率が特に「悪い」と言える道府県（全国平均の0.3倍以下ないし0.5倍以下）は、大阪などわずか3府県に激減している。しか

表24 市町村における救護法の「委員」の設置比率 (1932、1933、1937年)

	1932年3月 (全国平均56%)	1933年3月 (全国平均60%)	1938年3月 (全国平均89%)
100%設置	栃木・千葉・福井・ 滋賀・兵庫・鳥取・ 岡山・佐賀・ 宮崎 各100	栃木・埼玉・千葉・ 東京・滋賀・兵庫・ 鳥取・岡山・佐賀・ 熊本・宮崎 各100	29府県 (県名略)
著しく高い (全国平均の1.5倍以上)	埼玉96 茨城95 奈良95 山梨94 山形91 宮城85	山口98 山梨97 奈良96 沖縄96 茨城95 長野94 山形92 鹿児島92	(95~99%) 4県 (県名略)
かなり低い (全国平均の0.5倍~)	福岡18 秋田24 青森26 愛知26 徳島26	徳島26 富山29 三重30	なし
著しく低い (全国平均の0.3倍以下)	広島3 高知5 大分5 大阪6 香川12 愛媛12 島根13	大阪7 高知7 大分8 広島10 福岡10 香川12 愛媛12 島根13	大阪15 高知15 福岡17

注1. 本表は、本稿末尾に掲載の資料（第7表）から作成した。

2. 表中の県名のあとの数値は、委員の設置率である。

も、これらの3府県は設置率が2割を割込み、著しく低い数値であるだけでなく、設置率5割以下のものは他になく、孤立状態にあるとさえ言える。

この点、方面委員の普及で名を残した大阪を含むだけに興味深いものがある。

また、被救護者に幼者が多いことなどにかかわって、当時、女の方面委員の積極的起用をという議論があり、一時、社会局でも関心を持っていた<sup>19</sup>ようである。

ここでは特別な表には示さなかったが、本稿末尾の資料(第7表-②)によれば、いくつかの府県では、全国平均と比べ特に女の委員の比率が高い。具体的には以下の5県がそれであるが、何がこのような結果をもたらしたのだろうか。

女の委員比率が全国平均(3%)の2倍以上の道府県

山口 14% 長崎 10% 秋田 8%  
佐賀 8% 群馬 7%

市町村での委員設置率もその一つと言えるが、救護法の委員の普及度を見るには、委員一人当りの人口も、普及度を示す指標足り得る。

この点で、表25が示すように、委員一人当りの人口は、道府県によってかなりの差がある。すなわち、1933年時点では最小が岡山の5千人に対し、最大が福岡の11万人強であった。また、1938年時点では最小が岡山4千人に対し、最大が福岡7万人強となっている。要するに、人口との関係

で、委員数の多寡が甚しいのである。

救護法という法律に基礎を置くにもかかわらず、このようにバラバラなのは、その設置基準がないというだけではなかった。つまり、委員の選任にあたっては、既存のいわゆる方面委員などの委員制度を出来るだけ利用し、同じ人物を選任しようとする方針があったからにほかならない。

それは、1936年の方面委員令制定と救護法の1937年改正で、方面委員と救護法の委員関係は一体化したのになった以後、形式的にはさらに強まったとも言える。

そのために、そもそも地方独自に発達し、存在してきたいわゆる方面委員の地方色・独自色(具体的には、委員の設置のありようと委員数)が、救護法の委員にも持ち込まれ、バラバラ状態になったのである。

このように、委員の設置については、法令上特段の規定はなかった。そのことは、さらに、救護法の施行に際して、委員一人当りの被救護者数が大きく異なることをも意味する。このことは、法の要求する委員と被救護者の関係(「指導」などの接触回数)にもかかわることであって、担当ケース数が著しく異なることになるから、大きな問題を生じさせることにもなりかねない。

その点で、この実態を見たものが表26である。この表は、委員一人当りの被救護人員の全国平均(1933年は2.8人、1938年は2.1人)と比べ、それより特に低いものおよび高いものを選び、その府

表25 救護法の「委員」(定数)一人当りの人口

(1933.3, 1938.3)

	1933年3月 (全国平均 1万9千人)	1938年3月 (全国平均 1万2千人)
著しく少ない (全国平均の0.5倍以下)	岡山5 滋賀7 長崎7 佐賀7 山口9	岡山4 島根5 佐賀6 和歌山6
かなり少ない (全国平均の0.7倍~)	埼玉10 京都10 栃木11 熊本11	青森6 山口6 滋賀7 山梨7 京都7 福井7 長崎8 秋田8 広島8 三重8 香川8
かなり多い (全国平均の1.5倍~)	長野35 広島31 愛知30 香川30 茨城30 大阪30 神奈川28	静岡24 長野24 高知22 東京22 愛知19 宮城19
著しく多い (全国平均の2倍以上)	福岡114 大分81 宮城76 島根76 静岡52 岐阜48 愛媛43 三重41 沖縄40 高知38 福島38	福岡73 沖縄33 岐阜27 兵庫26 大阪25

注1. 本表は、本稿末尾に掲載の資料(第7表)から作成した。

2. 表中の県名の後の数値は、委員(定数)一人当たり人口(単位千人)である。下線は、最小値と最大値。

表26 救護法の「委員」(定数)一人当りの被救護人員 (1933.3、1938.3)

	1933年3月(全国平均2.8人)	1938年3月(全国平均2.1人)
著しく少ない (全国平均の0.5倍以下)	宮崎 0.4 熊本 0.5 群馬 0.6 岡山 0.6 佐賀 0.6 栃木 0.7 山口 0.9 千葉 1.0 滋賀 1.1	群馬 0.7 岡山 0.8 山口 0.8 佐賀 0.8 栃木 1.0 広島 1.0
かなり少ない (全国平均の0.7倍～)	山梨 1.5 北海道 1.8 山形 2.0 鹿児島 2.0	大分 1.1 茨城 1.2 香川 1.2 岩手 1.3 山梨 1.4 高根 1.4 長崎 1.4
かなり多い (全国平均の1.5倍～)	静岡 4.7 神奈川 4.4 岩手 4.3 大阪 4.0	兵庫 4.0 東京 3.6 宮城 3.5 鹿児島 3.6 愛知 3.4 長野 3.4 奈良 3.3 石川 3.2 大阪 3.2
著しく多い (全国平均の2倍以上)	福岡 10.8 高根 10.7 岐阜 10.0 三重 8.2 東京 7.0 青森 6.3 宮城 6.0 愛媛 6.0 愛知 5.7	福岡 10.5 沖縄 6.9 岐阜 6.8 神奈川 4.2

注1. 本表は、本稿末尾に掲載の資料(第7表)から作成した。

2. 表中の県名の後の数値は、委員(定数)一人当たり被救護人員(単位:人)である。下線は、最小値と最大値。

県名を掲げたものである。

1933年時には、最小の宮崎の0.4人に対し、最大の福岡の10.8人という格差(27倍)があり、1938年時には、最小の群馬の0.7人に対し、最大の福岡の10.5人という格差(15倍)が見られる。

#### 4章 救護費予算の支出状況と費目構成

##### 1. 救護費予算と救護費支出状況

###### (1) 市町村の救護費予算と救護費の支出状況

救護法の施行は、財政面から大きな制約を受けたことはよく知られている。また、施行を直接担う市町村の取組みが、成否を左右することは明らかだった。

救護法の施行は、1931年度の年度末の3月になってから、救護法施行予算案(1931年度追加予算)として、閣議決定され、議会で提案、3月末に確定する。

その過程で、国庫予算については財源を確保し、府県費分の財源についても、罹災救助基金法の改正による財源確保を予定して、一応の手立てを講じた。ところが、市町村に対しては、従来から市町村が支出している窮民救助費の振替<sup>10)</sup>でなんとかなるだろうとして、特別に充当すべき財源

の手当を予定しなかった。

そうした経緯があったうえ、昭和恐慌による大不況で、市町村財政は危機に見舞われていた。

それゆえ、実際に法の施行を担う市町村が、年度当初から前以て救護費予算の編成をするか否か、また、具体的にその予算支出の執行(=実際の救護)さえも危ぶまれたのである。

救護法の施行予算案(1931年度の最終四半期分の施行国庫予算)が、1931年度の追加予算として成立、確定したのは、3月25日であった。したがって、施行の初年度分については、市町村では事実上、年度開始以降に、追加予算や補正予算で対応する以外には方法がなかったと言える。

こうした事情があって、救護法施行初年度の、施行状況は著しく悪かった。確保した予算の消化は進まず、大量の執行残が出るが見込まれた<sup>11)</sup>。このような状況に危機感を抱いた社会局は、施行の促進(救護の普及・徹底)を打ち出すほどであった。

社会局が、1932年5～6月頃に行なった調査は、市町村の法施行への取組状況を、救護費予算の面から明らかにする意図があったと思われる。その後、社会局は、救護法の改正を決意しはじめ、1935年の段階でも、再度同様の調査<sup>12)</sup>を行なっている。

表27 市町村予算の救護費計上と救護費支出の有無 (1932年、1935年調査)

	団 体 (市町村) 総 数 a	当該年 度予算 に救護 費を計 上した る団体 b	前年度の救護費		dの市 町村に おける 要救護 者数 e	当該年 度予算 に救護 費を計 上せざ る団体 f	fの市 町村に おける 要救護 者数 g	救護費 非支出 + 予 算 非計上 d + f		
			支出し たる団 体 c	支出せ ざる団 体 d						
一九三二年調査	総 数	団体 11,777 100	団体 10,163 86	団体 5,580 47	団体 4,583 39	人 14,975	団体 1,614 14	人 3,692	団体 6,197 53	
	団体 種別	市	112 100	112 100	111 99	1 1	176	— —	— —	176 1
		町	1,710 100	1,623 95	1,185 69	438 26	2,614	87 5	396	525 31
		村	9,955 100	8,428 85	4,284 43	4,144 42	11,185	1,527 15	3,296	5,671 57
一九三五年調査	総 数	11,434 100	10,710 100	8,387 73	2,323 20	19,175	724 6	4,027	3,047 27	
	団体 種別	市	127 100	127 100	127 100	— —	—	— —	—	— —
		町	1,689 100	1,661 98	1,532 91	129 8	1,045	28 2	55	157 9
		村	9,618 100	8,922 93	6,728 70	2,194 23	18,130	696 7	3,972	2,890 30

注1. 本表は、本稿末尾に掲載の資料(第8表)から作成した。

2. 本表のb欄およびd+f欄は、典拠の原資料にはないが、表の趣旨を明確にするため、筆者が付け加えたものである。
3. 1932年調査のb・fは1932(昭7)年度の事実につき調査、c・dは1931(昭6)年度の事実につき調査したもの。なお、典拠の原資料にはこのような注記はないが、調査枠組みが1935年調査と同一のため、その注記に倣って筆者が付け加えた。
4. 1935年調査のb・fは1935(昭10)年度の事実につき調査、c・dは1934(昭9)年度の事実につき調査したもの。

表27は、この1932年と1935年の二回にわたって行なわれた結果を一つの表にまとめたものである。両者の比較をし、この三年間で事態がどの程度改善されたかを見ることも重要だが、まずは1932年の段階で、救護費予算をめぐる状況がどのようなものだったかを見ておこう。

表27(上半部、1932年調査分)が示すように、1932年度に救護費予算を計上していても、前年の1931年度に救護費を支出しなかった(=救護費非支出)団体は、全体で39%を数える。団体種別で見ると、救護費の非支出団体は、市では1%

とわずかだが、町では26%、村では42%に及ぶ。

また、1932年度予算に救護費予算を計上していない(=救護費予算非計上)団体が全体で14%あるが、団体種別で見ると、町では5%、村では15%である。これらの救護費予算非計上の団体は、前年度(1931年度)には救護費は支出していないことは当然である。

その結果、前年度には両者を合算(救護費非支出+救護費予算非計上)した数値は、全体で53%に達する。これらの団体では、救護費は当然ながらまったく支出されていない。この点を、団体種別

で見れば、市では1%、町では31%、村では57%になる。

この結果が示すものは、法施行の初年度の1931年度には、少なくともこれらの団体では、救護法による救護はまったくなされていなかったことを意味する。

以上は、1932年調査の全国結果であり、法施行の実態であった。それから3年後の調査であれば、状況はかなり改善されたであろうことは予想される。果たして、1935年段階では、どの程度まで改善されたのであろうか。

表27(の下半部、1935年調査の部分)を見ると、救護費非支出団体は、全体で20%(町8%、村23%)、救護予算非計上団体は、全体で6%(町2%、村7%)と言う結果が見られる。両者の合計(救護費非支出+救護予算非計上)は、全体で27%(町9%、村30%)である。

町や村に規模の大小はあるにせよ、町の1割、村の3割もが、法による救護が全くなされていないという状況は、法の施行4年目の数値としては、深刻な事態であったであろう。

この1935年の調査は、折から課題になる救護法改正の準備調査という性格も秘めて実施されたよ

うに思える。実際に、その後の救護法改正法案の審議で、政府委員の山崎巖は、救護法の施行実態、特に町村部での救護の徹底に触れて、次の様に発言<sup>19)</sup>している。そこで引いている数値は、この調査結果であることは明白である。

……町村デ全然救護費ノ予算ヲ組ンデイナイ  
町村ガマダ約七百位アルノデアリマス、尚予算ハ計上致シテ居リマスケレドモ、全ク救護費ハ支出ヲ致シテ居リマセヌ町村ガ二千数百アリマシテ、併セマシテ救護費ノ支出ノナイ町村ハ全国ヲ通ジマスト、約三千ノ町村ガマダ経費ノ支出ヲ見テ居ラナイヤウナ状況デゴザイマス……

(2) 救護費予算計上と予算支出の道府県別状況  
以上、見てきたような市町村における救護費予算の支出や予算計上の有無の状況についての調査結果(全国)は、道府県別に見るとどうだったのであろうか。その数値は、本稿末尾に資料(第8表-①、②)として掲載してある。

そこに見られる道府県別の特徴的な状況を示すものとして、表28~表30の三つの表を掲げておきたい。そのうち、表28は救護費非支出団体の比率が高い道府県を、表29は救護予算非計上の比率が

表28 1932年度に救護費を支出しなかった団体の比率が「高い」道府県 (1933年、1935年)

1933年調査 (全国平均39%)		1935年調査 (全国平均20%)	
59%以上 (全国平均の1.5倍以上)	熊 本76 大 分65 茨 城64 群 馬64 福 島63 山 梨60 高 知59	40%以上 (全国平均の2倍以上)	山 梨58 群 馬47 大 分46 熊 本42
51~58% (全国平均の1.3倍~)	千 葉58 大 阪55 佐 賀52 栃 木51	30~39% (全国平均の1.5~)	大 阪38 岩 手35 高 知35 静 岡34 福 岡33

注1. 本表は、本稿末尾に掲載の資料(第8表)から作成した。

2. 表中の県名の後の数値は、比率(%)である。

表29 1933年度予算に救護費を計上していない団体の比率が「高い」道府県 (1933年、1935年)

1933年調査 (全国平均14%)		1935年調査 (全国平均6%)	
28%以上 (全国平均の2倍以上)	鳥 取43 富 山37 福 岡37 岩 手34 青 森33 山 形32	18%以上 (全国平均の3倍以上)	富 山29 東 京26 山 形25 岩 手24 福 島20
21~27% (全国平均の1.5倍~)	宮 城27 神奈川25 島 根24 秋 田23 埼 玉23 愛 媛21	12~17% (全国平均の2倍~)	宮 城16 香 川15 京 都14 岐 阜13 高 知13 長 崎12

注1. 本表は、本稿末尾に掲載の資料(第8表)から作成した。

2. 表中の県名の後の数値は、比率(%)である。

表30 救護費非支出と救護費予算非計上の合計比率が「高い」道府県と「低い」道府県 (1933年、1935年)

1933年調査 (全国平均53%)		1935年調査 (全国平均27%)	
80%以上 (全国平均の1.5倍以上)	福 島81	54%以上 (全国平均の2倍以上)	岩 手59 山 梨58 大 分52 群 馬50 高 知48
69~79% (全国平均の1.3倍~)	熊 本76 岩 手75 大 分74 群 馬72 茨 城70	40~53% (全国平均の1.5倍~)	富 山42 熊 本42 静 岡41
26%以下 (全国平均の0.5倍以下)	和歌山 2 沖 縄16	8%以下 (全国平均の0.3倍以下)	奈 良 2 千 葉 3 鹿 児 島 5
27~37% (全国平均の0.7~)	山 口30 奈 良31 青 森33 徳 島36 香 川37 長 崎37	9~13% (全国平均の0.5~)	山 口10 沖 縄10 宮 崎12 徳 島13

注1. 本表は、本稿末尾に掲載の資料(第8表)から作成した。

2. 表中の県名の後の数値は、比率(%)である。

高い道府県を抜き出し、また、表30の場合には両者の合計(救護費非支出+救護費予算非計上)につき、比率の高い道府県と低い道府県を、ともに抜き出して、その道府県名をそれぞれ示したものである。

これらから、法の施行状況の「悪い」道府県、すなわち、指標とした救護費非支出・救護費予算非計上比率の高い道府県を、逆に「良い」道府県(同じく比率の低い道府県)を見ることができる。

すなわち、いずれも救護法の施行状況を端的に示すもので、これらの府県では、法が事実上施行されていない団体(市町村)の比率が高いことを示す(表28、表29)。あるいは、(表30では)それらの府県は、救護費非支出と救護費予算非計上の二つを併わせ、集約したものとして、比率が高いものと低いものの両者を示している。

これらの表は、市町村の人口・団体規模などを無視して、同一の団体として見たものであることを考慮しても、救護法の施行状況の「良い」道府県と「悪い」道府県に、区別する尺度と言えることは確かであろう。

なお、1932年段階と1935年段階のそれぞれで、比率が「高い」(あるいは「低い」)とする基準は、両者の全国平均値が大きく異なるため、共通のものは採用していないので、両時点の比較の際には、留意する必要がある。

また、これらの表は、全体の数値で見たものであり、さらに団体種別に、町のみ・村のみに限定して見ることも可能である。ここでは、作表を省略したが、本稿末尾の資料(第8表-①、②)中

には、それらの団体種別(うち、町のみ・村のみ)の数値についても特掲してある。

それによれば、村のみで見た場合が、施行状況がより一層悪くなることが明らかである。と同時に、村が全団体に占める割合が多い(ほぼ85%)だけに、村の結果が全体に色濃く反映していることもわかる。

## 2 救護費の費目別構成

### (1) 救護費支出総額の費目別構成

市町村が救護法に基づく救護を行なった場合の救護費用は、どの位で、どのような内訳、構成からなっているのであろうか。

その全国的な推移を示すものが表31である。ここで、救護費支出総額とされるものは、国庫補助基本額として清算される基礎となった数値である。当時は、市町村が独自に行なう救護はそれほどなかったと思われるから、この金額が実際の数値にほぼ一致するだろう。

見られるように、この救護費支出総額は、救護法の施行が最終四半期だけだった初年度(1931年度)の49万円は別として、二年度目の1932年度には382万円、1933年度は552万円と伸び、1934年度は613万円と増加したが、以降は600万円台が続き、1940年に至って779万円に増えている。

全国的なレベルでの、この救護費(支出総額)の増減事情に関しては、1931年度から1938年度に至る間の、救護人員の変動を中心に、法の施行にかかわる様々な経緯を含めて、別稿<sup>20)</sup>で、すでに

表31 救護費用の費目別内訳・施設事務費・委員費とその構成の推移 (1931~1940年度)

年度	救護費支出 総額 (国庫補助基本額) a	救護費 b	生活扶助	医療	助産	生業	埋葬	救護施設 事務費 c	委員費 d
			b 1	b 2	b 3	扶 助 b 4	b 5		
1931	500,669	485,977	425,403	52,180	1,760	688	5,946	1,959	12,730
	100	97.1	84.9	10.5	0.4	0.1	1.2	0.4	2.5
1932	3,822,561	3,646,260	3,169,552	420,238	13,448	4,696	38,326	40,783	(135,518)
	100	95.4	82.9	11.0	0.4	0.1	1.0	1.1	3.5
1933	5,524,776	5,224,682	4,548,061	608,409	14,779	4,965	48,468	61,935	(238,159)
	100	94.6	82.3	11.0	0.3	0.1	0.9	1.1	4.3
1934	6,131,351	5,861,933	5,055,899	738,606	11,084	4,749	51,595	89,370	(180,048)
	100	95.6	82.4	12.0	0.2	0.1	0.8	1.5	2.9
1935	6,234,378	5,948,562	5,169,769	711,377	8,267	5,137	54,012	102,761	(183,055)
	100	95.4	82.9	11.4	0.1	0.1	0.9	1.6	2.9
1936	6,533,097	6,240,419	5,414,258	757,197	7,038	4,603	57,323	(292,678)	
	100	95.5	82.9	11.6	0.1	0.1	0.9	(4.5)	
1937	6,914,937	6,487,849	5,625,145	786,707	5,787	5,795	64,415	*158,670	*236,740
	100	93.8	81.3	1.3	0.1	0.1	0.9	2.3	3.4
1938	6,511,400	5,941,259	5,036,435	829,247	4,144	4,668	66,765	(570,141)	
	100	91.2	77.3	12.7	0.1	0.1	1.0	(8.8)	
1939	6,926,564	6,326,089	5,467,842	783,144	3,400	3,179	68,524	307,533	292,942
	100	91.3	78.9	11.3	0.0	0.0	0.9	4.4	4.2
1940	7,786,470	7,126,021	6,283,643	768,583	3,178	3,611	67,006	(660,449)	
	100	91.5	80.7	9.9	0.0	0.0	0.9	(8.5)	

注1. 本表は、1931年度分を除き、別稿の「救護法の施行状況と法改正までの経緯」(『長野大学紀要』23巻4号、2002.3)に掲載した資料1・救護統計(1-③表)から作成した。そこで示した典拠の原資料にも、再度あたって確認した。なお、1937年度分は、本稿末尾に掲載の資料(第9表)にも同じものが掲載してある。

- 1931年度分は、社会局『罹災救助基金法中改正法律案資料』(1932夏頃、未公刊)中の「昭和六年度救護法施行状況」による。なお、前掲の注1.の別稿には異なる典拠(『社会事業彙報』『日本社会事業年鑑』)による数値が掲載されているが、この数値に差し替えておきたい。
- 本表中のc・d欄の( )内の数値は、典拠資料に数値がないため、a欄からb欄を差し引きした数値(c欄・d欄の小計の場合)、あるいはa欄からb欄およびc欄を差し引きした数値(d欄の場合)であって、参考数値である。また、\*印のついた数値は、同じ典拠資料の数値であるが、同一の事項での数値でないため、連続性がなく、a欄からb欄を差し引きした数値に一致しない。
- 本表中のa欄の数値とそれ以外の各欄の合計値がわずかに一致しないものがあるのは、円未満の金額が切り捨てられているためなどによる。

検討した。それらの事情や経緯については、ここでは繰り返さない。

しかし、大要として、1933年度の後半から翌1934年度にかけてが法施行の転回点であり、救護が抑制され、救護費が横這い状態にならざるを得なかったこと、そのような救護財政の矛盾を打開するために、1937年の法改正が意図され、この時点で救護法の施行はピークを迎えたこと、しかし、同じ1937年の軍事救護法の改正(→軍事扶助法)や母子保護法の制定によって、以後、救護法

の位置や役割が変化・縮小してゆくこと、などは確認しておきたい。

また、その際、検討の対象時期から除外した1940年の救護費増大の事情について、それが、1939年10月の救護限度の全国的な改訂に由来するものであることを指摘しておく。なお、この救護限度とその改正に関しては、別稿<sup>20)</sup>で詳しく取り上げている。

したがって、以下では表31により、救護費の費目別内訳とその構成の変化状況について、簡単に

検討しておきたい。

一般に、「救護費」はいくつかの概念規定があるが、直接的な救護そのものにかかわる生活扶助・医療・助産・生業扶助（以上の四つの救護に限定したものを狭義の「救護費」とする場合が多い）と被救護者の死亡時の埋葬の五つからなると言える。これら以外の、間接的な救護費とも言うる救護施設事務費および委員費を加えたものが、救護費支出総額である。

これらのうち、間接的な救護費の部分（救護施設事務費・委員費）の数値については、救護統計がほとんどなく、公表されていないことも指摘しておきたい。

なお、これらとは別に救護施設の設置費（同補助）があるが、ここでは取り上げない。それらについては、別稿<sup>29)</sup>で簡単ではあるが取上げている。

これらの費目構成は、表31が示すように、生活扶助が最も多く8割前後にも及ぶ。次いで医療が1割程度。助産や生業扶助は1%未満と低く、埋葬が1%程である。また、救護施設事務費は次第に増加する傾向が明らかで1~4%程度、委員費は3~4%程度、と言うのが全体的な構成状況である。

なお、救護施設事務費は公立の救護施設のみを対象とするもので、私立の救護施設は対象とはされていない点に留意する必要がある。

費目構成の推移に着目すると、施行が進展する中で生活扶助は、やや減少する。逆に、その減少分に相応して、間接的経費（とくに救護施設事務費）が増大している、のが目立つ点と言える。また、金額の規模はわずかだが、助産が1933年度をピークに一貫して減少する傾向が見られる。

したがって、さきに見た救護人員の救護種類別の推移・変化と比べ、狭義の救護費（具体的には生活扶助と医療）の費目構成については、それほど大きな変化はないと言える。

これは、救護が労働能力者を排除し、生活扶助を基本としていたうえに、医療のかなりの部分が併救であったことや、救護限度との関係で医療救護が抑制されていた（とくに居宅の場合、および医療の単給など）ことと関係があるように思える。

## (2) 地域別に見た救護費の費目別構成

救護費の費目別構成（間接的救護費は除く）についての道府県別データは、ある程度一貫した救護統計（1932~1937年度分および1938年度分）が公表<sup>29)</sup>されている。

しかも、その結果については、さきに見たように、その中心である生活扶助と医療の比率については、その間の推移に大きな変化は見られない。そのこともあって、本稿では法施行のピークと言える1937年度のデータに限定して、検討する。本稿末尾の資料（第9表）も、1937年度分のみを掲載してある。

この費目別構成の道府県別実態を示すと思われる特徴点に絞って作成したものが、表32（①~④）である。

まず、表32-①は生活扶助について、その構成比率が全国平均と比べ、「やや高い」ものと「やや低い」ものを抜き出して掲げた。これは、全国平均が81.3%という値であるので、90%を越すものを「やや高い」とし、75%を下回るものを「やや低い」として、区分したものである。

次に、表32-②は医療扶助について、表32-③は救護施設事務費について、表32-④は委員費について、それぞれ、支出総額に占める比率が「高い」と思われる道府県名を掲げたものである。

これらのうち、表32-②の医療扶助の比率の高い道府県は、さきに表13で見た救護人員中の医療人員の構成比の高い道府県に一応は対応すると思われる。しかし、両者の関係は必ずしも明確ではない。実際に、医療の救護限度額の設定状況（医療費の単価）の影響も大きいし、限度額の府県による差もかなりあるので、単純に関係付けることはできない。

また、表32-③の救護施設事務費の高い道府県は、本稿末尾の資料の第6表-②で見ることでできる公立の救護施設の設置状況に対応している。この事務費は、公立施設のみが対象とされているからである。

さらに、表32-④の委員費の比率の高い道府県は、さきに表24や表25などで見た委員の設置状況・普及度に関係があると思われる。しかし、実際にはやや複雑で、ストレートな関係が見られるわけではない。委員費の実態は、委員数だけでな

表32 救護費の費目別構成比（生活扶助・医療・施設事務費・委員費） 1937年度

表32-① 生活扶助（金額）の比率が「やや高い」道府県と「やや低い」道府県  
（全国平均81.3%）

95%以上	96 和歌山95.0
90～94%	沖 縄94.4 鳥 根93.6 秋 田92.0 福 井91.4 奈 良91.4 三 重91.2 長 崎91.0 滋 賀90.9
70～75%	高 知74.9 広 島74.7 神奈川74.1 愛 知74.1 佐 賀73.1 宮 城70.7
69%未満	山 口67.3 埼 玉61.8

表32-② 医療（金額）の比率が「高い」道府県  
（全国平均11.4%）

22%以上 全国平均の2 倍以上	高 知25.4 宮 城24.1
17～21% 全国平均の 1.5～	佐 賀18.7 京 都17.8 埼 玉17.2
15～16% 全国平均の 1.3～	北海道16.6 大 阪15.6 東 京15.7 神奈川15.3

表32-③ 救護施設事務費の比率が「高い」道府県  
（全国平均2.3%）

6.9%以上 全国平均の3 倍以上	埼 玉16.4 愛 知12.3 兵 庫 9.0 山 梨 8.8 神奈川 8.5
4.6～6.8% 全国平均の2 倍～	なし
3.5～4.5% 全国平均の 1.5～	茨 城 4.1

表32-④ 委員費の比率が「高い」道府県  
（全国平均3.4%）

10.2%以上 全国平均の3 倍以上	広 島22.1 千 葉11.8 茨 城11.0 青 森10.3
6.8～10.1% 全国平均の2 倍～	福 島 9.2 大 分 9.0 香 川 8.2 鹿 児 島 8.1 岡 山 7.5
5.1～6.7% 全国平均の 1.5～	三 重 6.4 佐 賀 6.4 山 口 6.1 新 潟 5.7 熊 本 5.6 鳥 取 5.5 山 形 5.4 北 海 道 5.2 栃 木 5.2 愛 媛 5.1

注1. 本表は、本稿末尾に掲載の資料（第9表）から作成した。

2. 表中の各道府県名の後の数字は比率（%）である。

く、委員への支払い（手当）額の多寡や支払い実態なども影響すると思われるからである。

## 5章 救護費単価と人口一人当り額

### 1 救護費（生活扶助）単価

(1) 救護費（生活扶助）の被救護者一人当り額  
すでに見てきた救護の種別構成（表11）や救護費の費目別構成（表31）からも、生活扶助部分の構成比は、救護種類（人員）で9割程度、救護費（金額）で8割程度を占めているように、その中核であることは明らかである。

では、その救護費単価（とくに、生活扶助の救護人員一人一日当りの金額）は、どのようなものだったのだろうか。

救護統計から得られる限りで、救護費単価（生活扶助）の推移を示したものが表33である。統計資料上の制約で、年度分の数値と年度半期分の数値、四半期分の数値など、ベースがやや異なるデータを継ぎ接ぎしたものだが、1931年から1941年までの間、（1940年を除き）ほぼ毎年度、一応の比較が可能である。

この表31によれば、生活扶助の救護費単価は、1931年から1937年まで長期にわたって、（一時11銭台にやや落ち込んだ年もあるが）ほぼ12銭台で推移している。その後、1938年、1939年と13銭から14銭台に上昇するとはいえ、法施行以来七年も、救護単価は横這いもしくは停滞状態だった。

この間、当初こそ、経済恐慌の影響で消費者物価の上昇はなかったが、1934年前後から上昇に転じ、1936年頃からは日中戦争の準備・拡大とともに

表33 救護費（生活扶助）の救護人員一人当り単価額の推移（1931～1941年）

年度	救護費 (生活扶助) a 円	該当 日数 b 日	救護人員（生活扶助）		単価 a/c 銭	備 考
			延人員 c 人日	日平均 c/b 人		
年度分（4.1-3.31）の数値						
1932(昭和7)	3,169,552	365	.	.	.	*表中の「・」印 がある年度に関 しては、典拠文 献に延救護人員 の数値がないた め、単価は算出 できない。
1933(昭和8)	4,548,061	365	.	.	.	
1934(昭和9)	5,055,899	365	.	.	.	
1935(昭和10)	5,169,769	366	.	.	.	
1936(昭和11)	5,414,258	365	44,938,705	123,120	12.0	
1937(昭和12)	5,625,145	365	45,477,279	124,595	12.4	
1938(昭和13)	5,036,435	365	36,889,497	101,067	13.7	
1939(昭和14)	5,467,842	366	37,112,990	101,402	14.7	
1940(昭和15)	6,283,643	365	.	.	.	
1941(昭和16)	6,346,716	365	32,873,147	90,063	19.3	
年度前半期分（4.1-9.30）の数値						
1932(昭和7)	1,349,692	183	11,181,561	61,101	12.1	
1933(昭和8)	2,230,565	183	17,796,158	97,247	12.5	
1934(昭和9)	2,495,840	183	19,786,039	108,120	12.6	
1935(昭和10)	2,547,855	183	21,541,634	117,714	11.8	
1936(昭和11)	.	183	.	.	.	
1937(昭和12)	2,746,486	183	22,576,606	123,369	12.2	
1938(昭和13)	2,393,573	183	19,038,550	104,036	12.6	
年度四半期分（1931は1.1-3.31 1933は4.1-6.30）の数値						
1931(昭和6)	425,403	91	3,397,047	37,330	12.5	
1933(昭和8)	1,063,348	91	8,358,172	91,848	12.7	

注1. 本表（四半期分の数値を除く）は、別稿の「救護法の施行状況と法改正までの経緯」（『長野大学紀要』23-4号、2002.3）に掲載した資料1/救護統計（1-①表、1-⑤表）の数値から算出、作成した。ただし、それらの典拠文献にも再度あたって確認した。

- 四半期分の数値は、以下の典拠資料による。  
1931(昭和6)：社会局『罹災救助基金法中改正法律案資料』（1932夏頃、未公開）  
1933(昭和8)：『社会事業彙報』昭和8年12～9年1月号
- 表中の「・」印は、典拠資料に数値がないものまたはそのため数値が算出不能ものを意味する。

に、急騰しており、救護を受けている人々への深刻な影響があったと思われる。

これは、救護の要とも言うべき救護限度が、ごく一部の県を除きほとんど改訂（引上げ）されないうままであった<sup>20</sup>ことが、こうした事態を招いたと思われる。

救護費限度が全国的に（一斉に）改訂されるのは、1939年10月になってからであるが、1939年以後の単価上昇は、その反映である。

## (2) 救護費単価の道府県別の状況

以上に見てきた救護費単価の全国的状況は、道府県別に見るとどのような特徴が見られるであろうか。

1933年度から1938年度までの救護費単価（生活扶助）については、道府県別数値が得られるので、それを一覧にしたものを、本稿末尾に資料（第10表）として掲載してある。

ここには、これらの道府県別データから、とく

表34-① 救護費（生活扶助）単価の「高い」道府県、「低い」道府県（1933～1935年度、前半期分値）

	1933年度 (全国平均12.5銭)	1934年度 (全国平均12.6銭)	1935年度 (全国平均11.8銭)
著しく高い (全国平均の1.5倍以上)	大 阪23.3	大 阪30.0 東 京19.2	大 阪22.7
かなり高い (全国平均の1.3倍～)	東 京18.5	埼 玉17.1	東 京17.1 兵 庫15.5
やや高い (全国平均の1.2倍～)	神奈川15.7 兵 庫15.4	兵 庫16.0	神奈川14.5
やや低い (全国平均の0.8倍～)	新 潟8.1 岩 手8.6 ほか12県	佐 賀9.0 岐 阜9.2 ほか 8県	福 井8.5 香 川8.6 ほか 8県
かなり低い (全国平均の0.7倍～)	山 形7.1 福 井7.1 山 梨7.3 長 崎7.7 三 重7.8	山 形7.5 山 梨7.6 長 崎7.7 新 潟8.1 富 山8.3 福 井8.6 岩 手8.7	鹿 児 島6.0 岩 手6.1 山 形7.3 山 梨7.4 青 森7.5 宮 崎7.5 長 崎7.8 三 重7.9
著しく低い (全国平均の0.5倍以下)	秋 田6.1	秋 田6.1 鹿 児 島6.3	秋 田5.6

注1. 本表は、本稿末尾に掲載の資料（第10表）から作成した。

2. 表中の県名の後の数値は救護費単価（銭）である。

表34-② 救護費（生活扶助）単価の「高い」道府県、「低い」道府県（1936～1938年度、年度数値）

	1936年度 (全国平均12.0銭)	1937年度 (全国平均12.4銭)	1938年度 (全国平均13.6銭)
著しく高い (全国平均の1.5倍以上)	大 阪22.5	大 阪22.5	大 阪25.7 東 京20.4
かなり高い (全国平均の1.3倍～)	東 京17.0 山 口16.8	東 京17.3	神奈川19.6 山 口18.8
やや高い (全国平均の1.2倍～)	兵 庫14.8 大 分14.5	大 分15.2	大 分17.6 兵 庫16.8
やや低い (全国平均の0.8倍～)	岩 手8.7 新 潟8.8 ほか 5県	鳥 根8.7 佐 賀9.0 ほか 7県	沖 縄9.6 群 馬9.8 鳥 根9.8 ほか 9県
かなり低い (全国平均の0.7倍～)	山 梨7.0 青 森7.3 山 形7.8 長 崎8.1 三 重8.3	山 梨7.0 鹿 児 島7.1 山 形7.9 宮 崎8.3 長 崎8.4 沖 縄8.4 青 森8.5 三 重8.5	秋 田7.8 青 森8.2 山 形8.4 三 重9.1 埼 玉9.4 佐 賀9.5
著しく低い (全国平均の0.5倍以下)	秋 田5.5 宮 崎5.5 鹿 児 島5.6	秋 田5.8	鹿 児 島6.5

注1. 本表は、本稿末尾に掲載の資料（第10表）から作成した。

2. 表中の県名の後の数値は救護費単価（銭）である。

に特徴的な結果と思われるものを、表34 ①、②として掲げておきたい。ここには、全国平均の単価と比べ、特に「高い」道府県と「低い」道

府県を選んであるが、前者は1933～1935年度の前半期数値であり、後者は1936～1938年度の年度数値である。

全体として、救護費単価の「高い」道府県と「低い」道府県とは、ほぼ同じ地方に固定されていることが見て取れる。両者は、大都市部を含む府県と農山村部中心の府県に二分されていると行ってよい。

なお、この①と②の二つの表を見比べると、若干の違いがあることが注目される。

すなわち、前者の表には見られなかった山口県（本稿末尾の資料、第10表によれば、同県は全国平均とほぼ同じ12銭程度）は、後者の表で「かなり高い」ものとして登場してくる。全国平均と比べ、大都市を含む府県と肩を並べる金額である。

先にものべたように、この間に救護限度の改訂はほとんど行なわれていない。だがこの山口県は、1933～1938年の間に、居宅救護の生活扶助の救護限度額を改訂（引き上げ）した数少ない県（ほかに三重・広島のみ）の一つ<sup>25)</sup>であった。

したがって、山口県がこの表34-②で突出したのは、居宅救護の生活扶助などの限度額改訂を1936年7月と翌37年12月の二度にわたって実施したことが、反映した結果だと思われる。

## 2 人口一人当りの救護費額

### (1) 人口一人当り救護費支出総額

前節でみた救護費単価とともに、救護費支出総額（以下、救護費額）が人口一人当りにして、どのくらいの金額であったかは、救護法の施行水準を端的に示す指標と言える。救護費支出総額を人口で除せば、この数値は容易に得られる。

表35に掲げたものは、この人口一人当たりの救護費額について、1931年度から1940年度までの推移を見た結果である。

見られるように、人口一人当たり単位化すれば、年額で10銭になるかならぬかといった金額である。施行当初の1931年度から1933年度までは、3.1銭から8.2銭までに上昇しているが、以後は9銭台にとどまり、1940年によく10銭台に達した。

こうして見れば、救護法の施行経費は、全体として1934年度以降1939年度までは、横這いの停滞状況が続いていたと言ってよい。

表35 救護費額と人口一人当り額の推移（1931～1940）

	救 護 費 支 出 総 額 a	人 口 (国勢調査、推計) b	人口一人 当り年額 a/b
年度	円	百人	銭
1931	500,669	654,575	*3.1
1932	3,822,561	664,338	5.8
1933	5,524,776	674,316	8.2
1934	6,131,351	683,089	9.0
1935	6,234,378	692,540	9.0
1936	6,533,097	701,136	9.3
1937	6,914,937	706,304	9.8
1938	6,511,400	710,126	9.2
1939	6,926,564	713,797	9.7
1940	7,786,470	719,330	10.8

注1. 本表の典拠は、前掲の表33と同じである。

2. \*印の1931年度は、四半期分の数値であるため、年度分に換算した数値である。

### (2) 道府県別に見た人口一人当り救護費額

これらの人口一人当りの救護費額については、道府県別の数値を本稿末尾に資料（第11表-①、②）として掲載した。ただし、得られるすべての数値ではなく、施行当初の変動がある1932年度と1933年度、その後の1935、1937年度に限定した。

これらの資料に見られる道府県別データの状況を特徴的に示すものとして、ここでは表36を見ていただきたい。ここには、1932、1933、1935、1937の各年度について、全国平均と比べて、一人当り額が特に「高い」ものと「低い」ものに絞って、その道府県名を掲げてある。

ここでも、全体を通じて、さきの救護費単価（表34-①、②）で見たように、大都市部を抱える府県が「高い」方に集まり、農山村部をかかえる諸県が「低い」方に集まると言う傾向が明瞭に見られる。

しかも、その全時期を通じて、これらの府県の位置は、ほぼ固定しているように思える。

全体を通じて、極端な格差はわずかながらとは言え、次第に解消されるように見える。

しかし、人口一人当たりの救護費額のこのような開きは甚だしいものがある。すなわち、1932・1933年度は、最高と最小で10倍前後、1935年度は同じく8倍、1937年度は同じく6倍弱にもなるか

表36 人口一人当たり救護費額が「高い」道府県と「低い」道府県 (1932、1933、1935、1937年度)

		1932年度 (全国平均5.8銭)	1933年度 (全国平均8.2銭)	1935年度 (全国平均9.0銭)	1937年度 (全国平均9.8銭)
全国平均より 「高い」 地域	全国平均の 2倍以上	東京13.7 大阪12.1	東京23.0	大阪19.1	なし
	全国平均の 1.5倍～	石川10.8	大阪15.9 神奈川13.6	神奈川17.4 東京16.7	東京18.4 大阪17.5 神奈川17.4
	全国平均の 1.3倍～	神奈川 8.5 京都 8.2	石川12.1 京都11.3	京都12.6 石川12.5	石川14.3 京都14.2
全国平均より 「低い」 地域	全国平均の 0.7倍以下	鹿児島 3.0 ほか10県	宮崎 4.2 ほか11県	茨城 4.6 ほか11県	千葉 5.0 ほか12県
	全国平均の 0.5倍以下	岩手 2.6 佐賀 2.8 長野 2.9 宮崎 2.9	茨城 3.4 佐賀 3.5 岩手 4.0 千葉 4.0 長野 4.0 香川 4.1	栃木 3.7 福島 3.8 千葉 4.1 熊本 4.2	福島 4.2 大分 4.2 熊本 4.8
	全国平均の 0.4倍以下	福島 1.9 熊本 2.0 茨城 2.2 栃木 2.3	福島 2.6 栃木 2.8 大分 2.8 熊本 3.2	大分 3.4	群馬 3.3 栃木 3.8
	全国平均の 0.3倍未満	群馬 1.4 大分 1.7 1.74	群馬 2.0	群馬 2.3	なし

注1. 本表は、本稿末尾に掲載の資料(第11表)から作成した。

2. 道府県名の後の数値は一人当たり救護費額(銭)である。

らである。

とくに低い地域に属する諸県は、救護率なども低い諸県が目立つこともあり、救護法の施行状況の格差やバラツキが、まだまだ色濃く存在することの象徴と思える。

### おわりに

明らかにされたデータから、救護法の全国的な施行状況とそれぞれの地方(道府県)別の施行状況の特徴もある程度明らかになった。以下の3点を「おわりに」として、まとめておきたい。

第一に、救護人員と救護率については、恤救規則時代のそれと比べ、すでに周知のごとく、救護法による救護人員・救護率の状況は、ほぼ10倍前後にまで大きく上昇した。

また、恤救規則下で見られた道府県別の救護人員・救護率のバラツキは大幅に縮小し、説明の付きかねる恣意的な格差や極端なほどの「大差」はほぼ解消されたと言いうる。これらは、救護法の公的救護義務を規定した「近代的」な法としての性格から、当然の結果だと言える。

第二に、それ以外の救護法の諸施行状況につい

ても、ここで詳しくは繰り返さないが、顕著なものとして、次のような知見が得られた。

- ①救護の方法については、居宅救護が9割前後を占めたが、次第に収容救護の割合が増加する傾向が見られ、都市地域では比率がとくに高いところが見られた。
- ②救護の種類では、生活扶助が圧倒的に多くを占め、医療の比率は著しく低い。助産や生業扶助は無に等しいほどに少なく、救護の種類を4種設けたとはいえ、形だけのものから抜け出していない。都市地域では医療が増加する傾向があり、地域間格差も大きい。
- ③埋葬の結果からは、被救護者の一割にも及ぶ高い死亡率が見られる。
- ④救護者(資格)種別の構成では、幼者が1位で老衰が2位というのが全国の結果である。だが、西日本ではこの1・2位が逆転する府県が多く、地方による構成の違いが目立つ。
- ⑤救護施設の設置状況は、居宅救護が中心であった故もあろうが、その普及度や整備状況はなお低く、地方ごとのバラツキも大きい。
- ⑥救護法の「委員」の設置状況も、方面委員と

の関係もあり、地方ごとの差異が甚しい。

- ⑦市町村の救護費予算と支出状況は、都市に比べ、郡部（とくに村）で救護費予算が組まれず、救護費が支出されない団体が見られた。
- ⑧救護費（生活扶助）単価は、救護限度額が抑えられたこともあり、低いままに推移している。地方ごとの単価の差異も大きく、都市部と農村部の府県では3倍強もの差がある。
- ⑨人口一人当たり救護費額も、道府県間の格差は甚しく、5倍強もの違いがある。救護率の低いところほど、人口一人当たり救護費額も低いという傾向が明らかである。

第三に、以上に整理したように、救護法の下にあっては、地方別（道府県別）の格差やバラツキはなお存在しており、多様で複雑なものがある。

それが如何なる要因によるものかは、必ずしも明らかでないが、しかし、説明できぬほどに恣意的なものとは言えないだろう。

それは、単純な図式では説明出来ず、濫給防止や方面委員の活用など道府県ごとの救護法の施行のありようや市町村行政の実態、地域の特殊事情に深くかかわると思われる。

その究明は、今後の課題であるが、そのような作業は、地域の福祉史を明らかにするためには、必要不可欠な課題だと思われる。そのためには、それぞれの道府県での独自データの集積や地域実態の検討が必要である。

資料として、道府県別の基礎データを提供した意味も、そのことを期待した故である。

## 注

- 1) 筆者がすでに公表した関係の論稿には、以下のようなものがある。
  - a 「要救護者・要保護者調査」（社会福祉調査研究会『戦前日本の社会事業調査／貧困生活問題史研究』1983.2 所収）
  - b 「昭和3～4年段階の救護法立案過程の史料／社会局保護課〈公救護法案摘要〉および各種の〈救護法案〉」（『社会事業史研究』23号 1995.10）
  - c 「小島幸治文書〈救貧法関係書類〉（綴）と5点の新救貧立法構想文書／〈窮民救助法案要項〉〈救貧法案二関スル意見〉など」（『社会福祉学』37-1号 1996.6）
  - d 「昭和初頭における救貧立法制定方針の確定と児童扶助法案の帰趨／救護法の成立過程での〈空

白〉に何があったのか（上下）」（『長野大学紀要』17-4号1996.3、18-1号 1996.6）

- e 「救護法の成立と施行をめぐる経緯／未公開の社会局の救護法関係内部資料を通して（上下）」（『長野大学紀要』19-4号 1998.3、20-1号 1998.6）
  - f 「救護法による救護限度の設定と改訂・引上げの実態／法の施行準備からその展開・全国改訂まで・1931-1939」（『長野大学紀要』22-4号、2001.3）
  - g 「山口県における救護法の施行・展開過程／施行状況および収容救護と救護施設を中心に」（『山口地方史研究』86号、2001.10）
  - h 「救護法の施行状況と法改正までの経緯／国庫補助規定の欠陥を露呈させた救護状況の進展」（『長野大学紀要』23-4号、2002.3）
  - i 「救護法制定過程の研究・立法構想と立法案方針をめぐって／小島〈救貧立法構想文書〉と社会局〈公救護法案摘要〉の検討」（『社会事業史研究』30号 2002.10）
  - j 「救護法下の救護施設の実態／普及と施設実態、認可と補助、施設財政など」（『長野大学紀要』24-3号、2002.12）
- 2) 前掲注1)であげたh。
  - 3) 小島幸治稿「恤救規則ノ改正」1925.4（前掲注1)のcに資料3として収録）。
  - 4) 小島幸治稿「救貧法案二関スル意見」1926.4（前掲注1)のcに資料6として収録）。
  - 5) 前掲注1)のhの第1章の(3)「施行状況を見る救護データの問題」参照。
  - 6) この点については、前掲注5)であげた部分の注15および注16などに列挙してあるが、それら以後に刊行されたものにも、次のように同様な誤ったデータの引用・紹介がなされたものがある。
    - 1. 菊池正治ほか「昭和恐慌期の社会事業」（菊池・清水・田中・永岡・室田編著『日本社会福祉の歴史』2003.1 ミネルヴァ書房刊の第5章として所収）。
      - 106頁の表（池田『日本社会福祉史』の孫引）
    - 2. 田多英範「昭和恐慌と社会立法」（右田・高沢・古川編『社会福祉の歴史』2002.12有斐閣刊 所収、なお、これは1977年版の改訂版である）。
      - 268頁の本文と表
    - 3. 池田敬正・池本美和子『日本福祉史講義』2002.4 高学出版刊。
      - 巻末統計資料の5救済人員と保護率の推移③
      - なお、この表には、吉田久一『現代社会事業史研究』からの引用との注があるが、同書の表ではなく、吉田のあげたデータの継ぎ接ぎである。
  - 7) 前掲の注(3)や注(4)など。
  - 8) 救済人員や救済率を取上げ、検討したものは多くはないが、次のものなどを挙げるができる。

1. 小川政亮「社会保障法」(『講座・日本近代法発達史』第1巻,1958勁草書房刊 所収)
2. 吉田久一「明治維新における救貧制度」(日社大救貧制度研究会編『日本の救貧制度』1960勁草書房刊 所収)
3. 吉田久一『現代社会事業史研究』1979勁草書房刊
- 9) 1913(大正2)年以降1922(大正11)年までの毎年の12月31日現在の救済人員はいずれも7千人台(救済率0.1)である。
- 10) そのため、表6に見られるように、1928年~1930年の年末(12.31)現在の数値はなく、代わって、年度末(3.31)現在の数値(1929.3~1931.3)が登場している。
- 11) 山口県分の結果報告は、『山口県社会時報』(130号、1935.8)に掲載されている。その主要な結果については、前掲注1)のgで紹介する機会を得た。  
また、山梨県分の結果報告は、山梨県社会課『救護法実施概況』(1936.3)中に見られる。
- 12) 前掲注1)のj。
- 13) 東京市養育院は、当初認可申請をしたが、社会局の抑制方針で認可されなかった。その後、改めて、申請し、1938年8月ようやく認可された(『東京市養育院七十年史』)。この間の経緯については、前掲注1)のjでも、公立施設への事務費補助に関連させてやや詳しく取り上げた(第三章の(3))。  
なお、浴風会については事実上、国(内務省社会局)が設立した特別の財団法人であったこと、また済生会も同様の特別法人(恩賜財団)であったことなどが、認可施設とならなかった理由であろう。これらの団体の設置経営する施設については、東京だけでなく他の府県でも、認可施設となっていない
- 14) この点については、山口県のケースを取上げて口頭発表したことがある(山口県地方史学会49回大会、2003.5、報告要旨は『山口県地方史研究』89号2003.5に掲載)が、論稿の形での公表の機会を得ていない。
- 15) 例えば、社会局が調査刊行した『婦人方面委員ニ関スル調査』(昭和五年七月調)などもその一つと思われる。
- 16) この点については、前掲の注1)のe(第三章の(3))で、救護法施行財源の充当策を取り上げた際に、触れた(とくに、その部分の注27)。
- 17) 事実、この初年度分の施行直後の救護状況は悪く、救護費補助予算の37%程度しか消化できず、6割強が不用額となってしまった。この点については、前掲注1)のh(第2章(1))で、とりあげ検討している。
- 18) この1935年の調査は、その結果が収録されている原資料(『救護法中改正法律案資料』)の性格からして、また、以下の注21)で示すように、議会審議にも利用されているなどから、法の主要改正点である救護費の市町村への国庫補助率の確定率化と特に町村部への補助率優遇(市は1/2であるのに対し町村は7/12の補助率)を引出すための材料として、実施されたのだろうと思われる。
- 19) 「第七十回帝国議会貴族院/軍事救護法中改正法律案特別委員会議事速記録第二号」(1937.3.17)97頁
- 20) 前掲注1)のh。
- 21) 前掲注1)のf。
- 22) 前掲注1)のj。
- 23) 厚生省社会局『救護法施行状況(昭7~昭13)』1940.5および厚生省社会局『救護法施行状況』昭和12年度版(1940.3)、同昭和13年度版(1940.3)。
- 24) 25) この点については、前掲注1)のfの第3章の(1)で取上げている。

## 資料 救護法による救護状況の道府県別データ (附・参考/恤救規則による救済統計)

編者注) 本資料は、救護法による救護状況を示すいくつかの全国的統計・調査数値につき、道府県別のデータが判明するものをできるだけ収録した。数値の収録に際しては、実数値だけでなく、あわせて、それぞれのデータに相応しいと思われる形で、救護率や構成比、人口一人当りなどの単位化を行なった数値を付して、作表した。以下はその一覧である。

## 第1表 救護法による救護人員と救護率の推移(特定日現在・特定期間の一日平均)

## 第1表-① 特定日現在の救護人員と救護率

1932年3月31日現在、1933年3月31日現在、1933年9月30日現在  
1935年3月31日現在、1937年3月31日現在、1938年3月31日現在  
1939年3月31日現在

## 第1表-② 特定期間の平均救護人員と平均救護率

1932年度1-3月期分、1933年度4-6月期分、1933年度前半期分  
1934年度前半期分、1935年度前半期分、1936年度分、1937年度分  
1938年度前半期分、1938年度分

## 第2表 参考/恤救規則による救済人員と救済率の推移(特定日現在)

1923年12月31日現在、1924年12月31日現在、1925年12月31日現在  
1926年12月31日現在、1927年12月31日現在、1929年3月31日現在  
1930年3月31日現在、1930年3月31日現在、1931年12月31日現在

## 第3表 救護法による救護の方法・種類別の救護人員構成(特定日現在)

## 第3表-① 1933年9月30日現在

## 第3表-② 1937年3月31日現在

## 第4表 救護法による埋葬(人員)とその被救護者(資格)種別内訳、対救護人員比死亡率

1933年度、1937年度(種別内訳)

## 第5表 被救護者(資格)種別の救護人員構成(生活扶助)

## 第5表-① 1933年9月30日現在

## 第5表-② 1937年度平均

## 第6表 救護施設の設置状況(設置数・定員、普及度および設置主体別・事業種別)

## 第6表-① 1932年12月8日現在

## 第6表-② 1936年12月1日現在

## 第7表 救護法の「委員」の設置状況と委員一人当り人口・被救護人員

## 第7表-① 救護法の「委員」の設置状況と委員定数および選任現在数 1932.3.31、1933.3.31

## 第7表-② 救護法の「委員」の設置状況と委員定数および選任現在数(うち女の委員数) 1938.3.31

## 第7表-③ 救護法の「委員」一人当り人口および委員一人当り被救護人員 1933.3.31、1938.3.31

## 第8表 市町村における救護費予算計上と救護費支出の有無

## 第8表-① 1933.5-6頃調査

## 第8表-② 1935.5.1現在調査

## 第9表 救護費額とその費目別構成(施設事務費・委員費含む) 1937年度

## 第10表 救護費(生活扶助)の救護人員一人当り単価額

## 第10表-① 年度前半期分 1933~1935年度

## 第10表-② 年度分 1936~1938年度

## 第11表 救護費額(国庫負担基本額)の人口一人当り額 1932、1933、1935、1937年度

## 凡 例 — 統計表の数値と典拠文献などについて

掲載した統計表の作成に際しては、以下のように取り扱った。

また、典拠文献などについては、それぞれの表の典拠欄に該当する文献名を略号でもって示してある。

(1) 各表に掲載した数値のうち、典拠文献などから収録したものを除き（ただし、その場合でも金額の場合で、銭以下のものは四捨五入し円単位にした）、編者（寺脇）が何らかの形で算出したものについては、いずれも四捨五入した数値である。

(2) 表中の数値などのうち、次のものについては、以下に記した内容を意味する。

「・」……典拠文献などで、数値不祥のもの、もしくはそのために数値が算出できないもの。

「-」……数値がないもの、もしくはゼロ。

「0」……四捨五入したために、数値があるが0.5未満のもの。

(3) 各表にかかわる人口については、直近の数値として、10.1現在のほか4.1現在の概数を設定した。

①国勢調査年の10.1現在人口は、国勢調査人口を用いた→典拠欄に〈国調〉と略記した。

②それ以外の年の10.1現在人口は、旧総理府統計局の推計人口を用いた→同〈推計〉と略記した。

——この推計人口の数値は、『明治5年以降のわが国の人口・人口推計資料』1957による。

③各年の4.1現在人口は、前記各年10.1人口の前年と当年の中間値を採用→同〈概数〉と略記した。

(4) 各表にかかわる救護法による救護人員は、次の①・②のいずれかを用いた。

①特定調査日現在の救護人員 →以下の(6)の文献資料（の該当版ないし該当号）。

\*この①の場合、原則として生活扶助分の数値だが、1932年3月末と1933年3月末のみはその数値がないため、総救護人員から併給分を差引いた数値で代用している。

②特定調査期間の延救護人員 →以下の(6)の文献資料（の該当版ないし該当号）。

\*この②の場合、実際にはそれから算出（当該期間の日数で除）した平均の救護人員（生活扶助分）である。

(5) 恤救規則の救済人員（第2表関係）は、特定調査日現在の救済人員を用いた。

——該当各年の数値は、『社会事業統計要覧』の該当版各時点の数値 →以下の(6)の①を参照。

(6) 典拠文献名などの略号は以下の通り。

①『社会事業統計要覧』

大正12年調〔第5回〕→〈a5〉 第6回→〈a6〉 第7回→〈a7〉 第8回→〈a8〉

第9回→〈a9〉 第10回→〈a10〉 第11回→〈a11〉 第12回→〈a12〉 第13回→〈a13〉

②『社会事業彙報』

昭7年7月号→〈b7.7〉 昭7年8～9月号→〈b7.8-9〉 昭8年1月号→〈b8.1〉

昭8年4月号→〈b8.4〉 昭8年12月号～9年1月号→〈b8.12-9.1〉

昭9年3～6月号→〈b9.3-6〉 昭9年5～8月号→〈b9.5-8〉

昭10年6～8月号→〈b10.6-8〉 昭11年7月号→〈b11.7〉 昭11年9月号→〈b11.9〉

昭14年4～8月号→〈b14.5-8〉 昭14年10～11月号→〈b14.10-11〉

③社会局『震災救助基金法中改正法律案資料』1932年夏頃（未公刊）→〈c〉

④社会局『第六十五回帝国議会／社会局関係参考資料』1934初頃（未公刊）→〈d〉

⑤社会局『第七拾回帝国議会／救護法中改正法律案資料』1937初頃（未公刊）→〈e〉

⑥社会局保護課『道府県社会課長職業課長事務打合せ参考資料』1939.6（未公刊）→〈f〉

⑦厚生省社会局『救護法施行状況』昭12年度版→〈g12〉 昭13年度版→〈g13〉

[昭7-13年] →〈g7-13〉

⑧厚生省社会局『昭和十三年度方面委員令施行状況及方面事業後援団体状況』1940.5 →〈h〉

第1表-① 救護法による救護人員と救護率（特定日現在）の推移（その1）

1932.3~1939.3

	1932(昭7) .4.1 現在人口 a	1932.3.31現在 (併救分除く)		1933(昭8) .4.1 現在人口 a	1933.3.31現在 (併救分除く)		1933(昭8) .10.1 現在人口 a	1933.9.30現在 (生活扶助分)	
		救護人員 b	救護率 b/a		救護人員 b	救護率 b/a		救護人員 a	救護率 b/a
全 国	百人 659,457	人 47,394	% 0.7	百人 669,327	人 99,730	% 1.5	百人 674,316	人 105,688	% 1.6
北海道	28,926	1,395	0.5	29,408	3,211	1.1	29,655	3,031	1.0
青森県	9,050	2,513	2.8	9,218	4,253	4.6	9,314	475	0.5
岩手県	9,955	392	0.4	10,076	1,659	1.6	10,135	1,114	1.1
宮城県	11,826	758	0.6	12,088	961	0.8	12,221	1,222	1.0
秋田県	10,100	1,349	1.3	20,409	2,360	1.2	10,255	2,490	2.4
山形県	10,922	841	0.8	11,033	1,611	1.5	1,108,1	1,647	1.5
福島県	15,319	466	0.3	15,479	952	0.6	1,555,4	904	0.6
茨城県	14,992	533	0.4	15,113	1,051	0.7	1,518,5	1,421	0.9
栃木県	11,557	402	0.3	11,661	739	0.6	1,171,5	911	0.8
群馬県	11,969	183	0.2	12,089	494	0.4	1,216,9	533	0.4
埼玉県	14,788	462	0.3	14,917	4,550	3.1	1,498,6	3,096	2.1
千葉県	14,948	524	0.4	15,099	1,054	0.7	1,517,8	1,290	0.8
東京都	56,384	4,999	0.9	58,654	15,684	2.7	5,975,1	18,788	3.1
神奈川県	16,683	1,205	0.7	17,040	2,647	1.6	1,723,3	4,062	2.4
新潟県	19,655	1,250	0.6	19,810	3,108	1.6	1,989,0	3,201	1.6
富山県	7,860	884	1.1	7,878	1,391	1.8	789,7	1,529	1.9
石川県	7,521	1,323	1.8	7,544	2,051	2.7	759,2	2,177	2.9
福山県	6,270	776	1.2	6,324	1,051	1.7	635,5	1,124	1.8
山梨県	6,361	665	1.0	6,393	893	1.4	640,9	959	1.6
長野県	17,578	573	0.3	17,580	1,460	0.8	1,756,1	1,439	0.8
岐阜県	11,922	1,361	1.1	12,016	2,529	2.1	1,207,9	2,509	2.1
静岡県	18,439	836	0.5	18,709	1,711	0.9	1,884,0	2,207	1.2
愛知県	26,672	3,329	1.2	27,240	5,104	1.9	2,748,5	5,312	1.9
三重県	11,628	1,249	1.1	11,663	2,321	2.0	1,168,1	2,576	2.2
滋賀県	7,003	825	1.2	7,058	1,111	1.6	708,1	1,324	1.9
京都府	16,102	652	0.4	16,387	3,374	2.1	1,650,9	3,704	2.2
大阪府	37,232	2,983	0.8	38,650	5,628	1.5	3,938,1	6,761	1.7
兵庫県	27,213	1,790	0.7	27,717	4,454	1.6	2,797,9	4,671	1.7
奈良県	6,025	611	1.0	6,066	910	1.5	608,9	945	1.6
和歌山県	8,461	1,001	1.2	8,529	1,535	1.8	854,3	1,769	2.1
鳥取県	5,004	455	0.9	5,003	620	1.2	498,8	753	1.5
島根県	7,420	518	0.7	7,435	1,047	1.4	744,3	1,312	1.8
岡山県	13,037	1,138	0.9	13,139	1,869	1.4	1,318,7	2,186	1.7
広島県	17,291	1,140	0.7	17,520	1,589	0.9	1,763,9	1,781	1.0
山口県	11,521	553	0.5	11,639	1,222	1.0	1,170,1	1,359	1.2
徳島県	7,221	552	0.8	7,257	1,142	1.6	728,1	1,302	1.8
香川県	7,525	659	0.9	7,596	879	1.2	760,7	911	1.2
愛媛県	11,683	1,089	0.9	11,639	1,647	1.4	1,160,6	1,679	1.4
高知県	7,309	270	0.4	7,336	689	0.9	733,5	530	0.7
福岡県	25,877	1,180	0.5	26,262	2,477	0.9	2,647,8	2,887	1.1
佐賀県	6,952	425	0.6	6,974	592	0.8	701,6	779	1.1
長門県	12,605	945	0.7	12,757	2,121	1.7	1,281,6	2,654	2.1
熊本県	13,709	417	0.3	13,914	665	0.5	1,405,2	1,116	0.8
大分県	9,620	244	0.3	9,686	352	0.4	971,2	575	0.6
宮崎県	7,811	167	0.2	7,936	503	0.6	799,9	1,073	1.3
鹿児島県	15,721	1,187	0.8	15,779	1,881	1.2	1,580,0	2,256	1.4
沖縄県	5,797	325	0.6	5,824	583	1.0	583,9	722	1.2
典 拠	<概数>	<a 13>		<概数>	<a 13>		<推計>	<b 9.3-6>	
備 考									

第1表—① 救護法による救護人員と救護率（特定日現在）の推移（その2）

1932.3~1939.3

	1932(昭10)			1935.3.31現在 (生活扶助分)			1937(昭12)			1937.3.31現在 (生活扶助分)			1938(昭13)			1938.3.31現在 (生活扶助分)		
	4.1 現在人口 a			救護人員 b	救護率 b/a	4.1 現在人口 a			救護人員 b	救護率 b/a	4.1 現在人口 a			救護人員 b	救護率 c=b/a			
	百人	人	%	百人	人	%	百人	人	%	百人	人	%	百人	人	%			
全 国	687,815	121,575	1.8	703,720	131,605	1.9	708,215	121,018	1.7									
北海道	30,416	3,775	1.2	31,293	4,910	1.6	31,603	4,624	1.5									
青森県	9,580	3,856	4.0	9,756	3,072	3.1	9,869	2,549	2.6									
岩手県	10,367	1,775	1.7	10,630	1,688	1.6	10,686	1,202	1.1									
宮城県	12,337	2,208	1.8	12,608	2,162	1.7	12,490	2,176	1.7									
秋田県	10,339	3,107	3.0	10,445	3,443	3.3	10,463	3,139	3.0									
山形県	11,159	2,347	2.1	11,055	2,431	2.2	11,006	2,611	2.4									
福島県	15,747	1,415	0.9	15,968	1,412	0.9	15,067	1,790	1.1									
茨城県	15,411	1,679	1.1	15,570	1,544	1.0	15,635	1,629	1.0									
栃木県	11,895	1,113	0.9	11,974	1,165	1.0	11,925	1,082	0.9									
群馬県	12,363	650	0.5	12,581	951	0.8	12,639	1,007	0.8									
埼玉県	15,206	2,755	1.8	15,375	2,678	1.7	15,434	2,483	1.6									
千葉県	15,391	1,519	1.0	15,521	1,902	1.2	15,563	2,006	1.3									
東京都	62,734	14,953	2.3	66,561	15,173	2.3	68,007	10,796	1.6									
神奈川県	18,069	4,263	2.3	19,456	5,224	2.7	19,884	5,241	2.6									
新潟県	19,937	4,672	2.3	20,562	4,621	2.2	20,721	4,057	2.0									
富山県	7,960	1,749	2.2	8,112	2,022	2.4	8,161	1,923	2.4									
石川県	7,664	2,233	2.9	7,774	2,273	2.9	7,708	2,304	3.0									
福井県	6,436	1,259	1.9	6,408	1,354	2.1	6,408	1,325	2.1									
山梨県	6,449	1,008	1.6	6,470	1,173	1.8	6,490	1,304	2.0									
山形県	17,259	1,850	1.1	16,970	2,381	1.4	16,972	2,396	1.4									
岐阜県	12,223	2,682	2.2	12,305	3,819	3.1	12,348	2,941	2.4									
静岡県	19,259	2,136	1.1	19,890	1,963	1.0	19,852	1,739	0.9									
愛知県	28,332	6,067	2.1	29,601	6,179	2.1	29,975	5,176	1.7									
三重県	11,729	3,107	2.6	11,725	3,418	2.9	11,749	3,605	3.1									
滋賀県	7,106	1,545	2.2	7,021	2,271	3.2	7,010	2,688	3.8									
京都府	16,876	3,528	2.1	17,000	4,357	2.6	17,052	3,595	2.1									
大阪府	42,050	7,675	1.8	44,932	8,470	1.9	45,531	5,721	1.3									
兵庫県	28,907	5,627	1.9	30,242	5,535	1.8	30,630	5,604	1.8									
奈良県	6,181	1,187	1.9	6,150	1,398	2.3	6,077	1,340	2.2									
和歌山県	8,624	2,010	2.3	8,663	2,310	2.7	8,602	2,217	2.6									
鳥取県	4,921	822	1.7	4,836	1,013	2.1	4,833	1,073	2.2									
島根県	7,464	1,606	2.1	7,503	1,934	2.6	7,484	1,895	2.5									
岡山県	13,278	2,275	1.7	13,193	2,427	1.8	13,196	2,499	1.9									
広島県	17,939	2,057	1.1	18,201	2,172	1.2	18,226	2,167	1.2									
山口県	11,857	1,480	1.2	12,175	1,630	1.3	12,309	1,279	1.0									
徳島県	7,290	1,484	2.0	7,289	1,625	2.2	7,222	1,703	2.4									
香川県	7,500	944	1.3	7,341	1,023	1.4	7,321	1,977	2.7									
愛媛県	11,644	1,913	1.6	11,793	2,119	1.8	11,722	2,266	1.9									
高知県	7,285	898	1.3	7,168	921	1.3	7,121	845	1.2									
福岡県	27,318	3,174	1.2	28,378	3,404	1.2	29,224	3,626	1.2									
佐賀県	6,858	855	1.2	6,838	842	1.2	6,849	910	1.3									
長崎県	12,916	2,726	2.1	13,204	2,524	1.9	13,273	2,251	1.7									
熊本県	13,940	1,447	1.0	13,635	1,866	1.4	13,611	1,977	1.5									
大宮	9,768	731	0.7	9,684	861	0.9	9,635	990	1.0									
鹿嶋	8,179	1,623	2.0	8,214	1,654	2.0	8,241	1,640	2.0									
鹿嶋	15,856	2,945	1.9	15,812	3,220	2.0	15,642	3,404	2.2									
沖繩	5,900	832	1.4	5,851	1,073	1.8	5,762	1,203	2.1									
典 拠	<概数>	<b 11.7>		<概数>	<g 12>		<概数>	<g 12>										
備 考																		

第1表一① 救護法による救護人員と救護率(特定日現在)の推移(その3)  
1932.3~1939.3

全 国	1939(昭14) .4.1 現在人口 a	1939.3.31現在 (生活扶助分)	
		救護人員 b	救護率 b/a
	百人	人	%
全 国	711,962	107,487	1.5
北海道	31,908	4,209	1.3
青森県	9,894	2,373	2.4
岩手県	10,712	1,839	1.7
宮城県	12,364	1,949	1.6
秋田県	10,464	1,857	1.8
山形県	11,002	2,261	2.1
福島県	16,087	1,706	1.1
茨城県	15,661	1,562	1.0
栃木県	11,831	1,044	0.9
群馬県	12,684	1,039	0.8
埼玉県	15,493	2,480	1.6
千葉県	15,577	1,500	1.0
東京都	69,786	8,737	1.3
神奈川県	20,416	3,837	1.9
新潟県	20,633	3,510	1.7
富山県	8,177	1,601	2.0
石川県	7,572	2,369	3.1
福井県	6,398	1,292	2.0
山梨県	6,499	859	1.3
長野県	16,946	1,981	1.2
岐阜県	12,372	3,133	2.5
静岡県	19,737	1,728	0.9
愛知県	30,349	5,027	1.7
三重県	11,756	2,937	2.5
滋賀県	6,989	2,589	3.7
京都府	17,065	3,303	1.9
大阪府	46,342	5,505	1.2
兵庫県	30,982	4,186	1.4
奈良県	5,977	1,192	2.0
和歌山県	8,489	1,939	2.3
鳥取県	4,820	1,133	2.4
岡山県	7,377	1,460	2.0
広島県	13,176	1,947	1.5
山口県	18,202	2,141	1.2
徳島県	12,419	1,450	1.2
香川県	7,112	1,457	2.0
愛媛県	7,288	953	1.3
高知県	11,528	2,097	1.8
福岡県	7,020	424	0.6
佐賀県	30,112	3,464	1.2
長崎県	6,851	758	1.1
熊本県	13,286	1,793	1.3
大分県	13,562	1,983	1.5
宮崎県	9,616	1,098	1.1
鹿児島県	8,245	1,603	1.9
沖縄県	15,491	2,552	1.6
	5,707	1,420	2.5
典 拠	<概数>	<g13>	
備 考			

第1表一② 救護法による救護人員と救護率(特定期間の平均)の推移(その1) 1931年度~1938年度

全 国	1932(昭7) .4.1 現在人口 a	1932.1.1-3.31<91日> (生活扶助/救護人員)		
		延救護人員 b	一日平均 c = b/91	救護率 c/a
	百人	* 人日	* 人	%
全 国	659,457	3,318,583	36,468	0.6
北海道	28,926	103,180	1,134	0.4
青森県	9,050	91,089	1,001	1.1
岩手県	9,955	27,311	300	0.3
宮城県	11,826	53,603	589	0.5
秋田県	10,100	107,139	1,177	1.2
山形県	10,922	43,352	476	0.4
福島県	15,319	24,764	272	0.2
茨城県	14,992	30,927	340	0.2
栃木県	11,557	28,677	315	0.3
群馬県	11,969	15,772	173	0.1
埼玉県	14,788	35,707	392	0.3
千葉県	14,948	41,040	451	0.3
東京都	56,384	208,637	2,293	0.4
神奈川県	16,683	84,617	930	0.6
新潟県	19,655	95,646	1,051	0.5
富山県	7,860	55,916	614	0.8
石川県	7,521	116,352	1,279	1.7
福井県	6,270	54,432	598	1.0
山梨県	6,361	55,639	611	1.0
長野県	17,578	42,061	462	0.3
岐阜県	11,922	100,528	1,105	0.9
静岡県	18,439	53,141	584	0.3
愛知県	26,672	287,777	3,162	1.2
三重県	11,628	102,637	1,128	1.0
滋賀県	7,003	70,438	774	1.1
京都府	16,102	54,398	598	0.4
大阪府	37,232	216,509	2,379	0.6
兵庫県	27,213	144,618	1,589	0.6
奈良県	6,025	56,848	625	1.0
和歌山県	8,461	71,045	781	0.9
鳥取県	5,004	34,507	379	0.8
岡山県	7,420	41,669	458	0.6
広島県	13,037	88,691	975	0.7
山口県	17,291	91,206	1,002	0.6
徳島県	11,521	*10,986	*121	*0.1
香川県	7,221	39,060	429	0.6
愛媛県	7,525	56,699	623	0.8
高知県	11,683	95,771	1,052	0.9
福岡県	7,309	22,769	250	0.3
佐賀県	25,877	67,021	736	0.3
長崎県	6,952	35,162	386	0.6
熊本県	12,605	81,416	895	0.7
大分県	13,709	33,623	369	0.3
宮崎県	9,620	19,901	219	0.2
鹿児島県	7,811	19,173	211	0.3
沖縄県	15,721	75,378	828	0.5
	5,797	29,753	327	0.6
典 拠	<概数>	<b7.8-9>このうち、山口県の数値は1月分のみの数値のため(報告遅れ)、全国値もその分を欠いている。		
備 考		*なお、<c>には、1932.1~3の全国分の確定数値と思われる以下の延救護人員が見られる。 延:3,397,047人(一日平均:37,330人)		

第1表一② 救護法による救護人員と救護率（特定期間の平均）の推移（その2）

1931年度～1938年度

全 国	1933(昭8) 4.1 現在人口 a				1933(昭8) 10.1 現在人口 a			
	1933.4.1-6.30 <91日> (生活扶助分救護人員)				1933.4.1-9.30 <183日> (生活扶助分救護人員)			
	延救護人員 b	一日平均 c = b/91	救護率 c/a	%	延救護人員 b	一日平均 c = b/183	救護率 c/a	%
	百人 669,377	人日 8,358,172	人 94,848	1.4	百人 674,316	人日 17,796,158	人 97,247	1.4
北海道	29,408	269,780	2,965	1.0	29,655	536,016	2,929	1.0
青森県	9,218	122,147	1,342	1.5	9,314	262,109	1,432	1.5
岩手県	10,076	58,606	644	0.6	10,135	151,836	830	0.8
宮城県	12,088	91,385	1,004	0.8	12,221	192,820	1,054	0.9
秋田県	20,409	217,247	2,387	1.2	10,255	442,923	2,420	2.4
山形県	11,033	134,587	1,479	1.3	11,081	296,105	1,618	1.5
福島県	15,479	81,046	891	0.6	15,554	159,286	870	0.6
茨城県	15,113	81,291	893	0.6	15,185	187,367	1,024	0.7
栃木県	11,661	70,039	770	0.7	11,715	144,045	787	0.7
群馬県	12,089	47,583	523	0.4	12,169	96,847	529	0.4
埼玉県	14,917	155,545	1,709	1.2	14,986	379,612	2,074	1.4
千葉県	15,099	114,352	1,257	0.8	15,178	232,854	1,272	0.8
東京都	58,654	1,456,526	16,006	2.7	59,751	3,085,200	19,859	3.3
神奈川県	17,040	246,688	2,711	1.6	17,233	505,178	2,761	1.6
新潟県	19,810	271,052	2,979	1.5	19,890	565,668	3,091	1.6
富山県	7,878	121,348	1,232	1.6	7,897	236,640	1,293	1.6
石川県	7,544	191,603	2,106	2.8	7,592	390,672	2,135	2.8
福井県	6,324	102,189	1,123	1.8	6,355	195,216	1,067	1.7
山梨県	6,393	82,097	902	1.4	6,409	175,145	957	1.5
長野県	17,580	116,388	1,279	0.7	17,561	242,520	1,325	0.8
岐阜県	12,016	181,617	1,996	1.7	12,079	438,350	756	2.0
静岡県	18,709	137,486	1,511	0.8	18,840	288,129	1,574	0.8
愛知県	27,240	456,325	5,015	1.8	27,485	929,661	5,080	1.8
三重県	11,663	155,346	1,707	1.5	11,681	467,429	2,554	2.2
滋賀県	7,058	111,019	1,220	1.7	7,085	232,352	1,270	1.8
京都府	16,387	304,383	3,345	2.0	16,509	634,875	3,469	2.1
大阪府	38,650	605,172	6,650	1.7	39,381	1,108,403	6,057	1.5
兵庫県	27,717	369,873	4,065	1.5	27,979	775,731	4,239	1.5
奈良県	6,066	72,486	797	1.3	6,089	171,990	940	1.5
和歌山県	8,529	115,540	1,270	1.5	8,543	397,517	2,172	2.5
鳥取県	5,003	47,486	522	1.0	4,998	112,770	616	1.2
島根県	7,435	104,104	1,144	1.5	7,443	185,524	1,014	1.4
岡山県	13,139	171,656	1,886	1.4	13,187	350,463	1,915	1.5
広島県	17,520	149,746	1,646	0.9	17,639	310,486	1,997	1.1
山口県	11,639	109,653	1,205	1.0	11,701	233,198	1,274	1.1
徳島県	7,257	102,503	1,126	1.6	7,281	202,188	1,105	1.5
香川県	7,596	74,182	815	1.1	7,607	155,633	850	1.1
愛媛県	11,639	147,124	1,617	1.4	11,606	212,004	1,158	1.0
高知県	7,336	55,465	610	0.8	7,335	71,556	391	0.5
福岡県	26,262	233,742	2,569	1.0	26,478	484,899	2,650	1.0
佐賀県	6,974	50,018	550	0.8	7,016	105,924	579	0.8
長崎県	12,757	197,113	2,166	1.7	12,816	408,492	2,232	1.7
熊本県	13,914	66,837	734	0.5	14,052	203,677	1,113	0.8
大分県	9,686	43,131	474	0.5	9,712	92,288	504	0.5
宮崎県	7,936	30,356	334	0.4	7,999	160,320	876	1.1
鹿児島県	15,779	177,212	1,947	1.2	15,800	369,893	2,021	1.3
沖縄県	5,824	56,698	623	1.1	5,839	127,185	695	1.2
典 拠	<概数>	<b 8.12-9.1> <d>			<推計>	<b 9.5-8>		
備 考								

第1表一② 救護法による救護人員と救護率（特定期間の平均）の推移（その3）

1931年度～1938年度

全 国	1934(昭9)				1935(昭10)			
	.10.1 現 在 人 口 a	1934.1.1-9.30<183日> (生活扶助分救護人員)			.10.1 現 在 人 口 a	1935.4.1-9.30<183日> (生活扶助分救護人員)		
		延救護人員 b	一日平均 c = b/183	救護率 c / a		延救護人員 b	一日平均 c = b/183	救護率 c / a
百人	人日	人	%	百人	人日	人	%	
	683,089	19,786,039	108,120	1.6	692,541	21,541,634	117,714	1.7
北海道	30,149	559,468	3,057	1.0	30,683	645,126	3,525	1.1
青森県	9,489	305,375	1,669	1.8	9,671	395,454	2,161	2.2
岩手県	10,272	155,452	849	0.8	10,461	349,278	1,909	1.8
宮城県	12,326	243,688	1,332	1.1	12,348	371,285	2,029	1.6
秋田県	10,301	484,464	2,647	2.6	10,377	525,955	2,874	2.8
山形県	11,150	335,482	1,833	1.6	11,168	444,468	2,429	2.2
福島県	15,677	205,244	1,122	0.7	15,816	221,552	1,211	0.8
茨城県	15,331	193,138	1,055	0.7	15,490	232,199	1,269	0.8
栃木県	11,838	179,972	983	0.8	11,951	203,095	1,110	0.9
群馬県	12,301	110,344	603	0.5	12,425	96,847	529	0.4
埼玉県	15,122	440,186	2,405	1.6	15,289	477,979	2,612	1.7
千葉県	15,317	246,352	1,346	0.9	15,464	280,636	1,534	1.0
東京都	61,769	2,905,428	15,877	2.6	63,699	2,511,710	13,725	2.2
神奈川県	17,738	781,227	4,269	2.4	18,400	802,028	4,383	2.4
新潟県	19,913	676,417	3,696	1.9	19,958	775,408	4,237	2.1
富山県	7,931	291,275	1,592	0.5	7,989	294,859	1,611	2.0
石川県	7,643	410,624	2,244	2.9	7,684	414,290	2,264	2.9
福井県	6,405	202,413	1,106	1.7	6,467	219,950	1,202	1.9
山梨県	6,431	163,448	893	1.4	6,467	343,270	1,876	2.9
長野県	17,378	263,026	1,437	0.8	17,140	309,531	1,691	1.0
岐阜県	12,188	487,119	2,662	2.2	12,258	502,292	2,745	2.2
静岡県	19,118	276,752	1,512	0.8	19,399	356,303	1,947	1.0
愛知県	28,036	1,011,566	5,528	2.0	28,627	1,115,148	6,094	2.1
三重県	11,711	417,931	2,283	1.9	11,746	608,837	3,327	2.8
滋賀県	7,098	287,342	1,570	2.2	7,114	315,527	1,724	2.4
京都府	16,726	748,769	4,092	2.4	17,025	686,133	3,749	2.2
大阪府	41,127	1,350,094	7,378	1.8	42,972	1,507,760	8,239	1.9
兵庫県	28,581	892,505	4,877	1.7	29,232	930,249	5,083	1.7
奈良県	6,157	207,791	1,135	1.8	6,205	233,872	1,278	2.1
和歌山県	8,607	317,758	1,736	2.0	8,641	397,517	2,172	2.5
鳥取県	4,937	141,000	770	1.5	4,905	159,564	872	1.8
島根県	7,457	251,730	1,376	1.8	7,471	368,196	2,012	2.6
岡山県	13,230	409,237	2,236	1.7	13,326	432,397	2,363	1.8
広島県	17,828	374,473	2,046	1.1	18,049	384,137	2,099	1.2
山口県	11,809	269,412	1,472	1.2	11,905	282,976	1,546	1.3
徳島県	7,292	247,235	1,351	1.9	7,287	268,327	1,466	2.0
香川県	7,512	267,130	1,460	1.9	7,487	192,688	1,053	1.4
愛媛県	11,639	338,880	1,852	1.6	11,649	348,218	1,903	1.6
高知県	7,235	92,467	505	0.7	7,150	144,511	790	1.1
福岡県	27,077	571,641	3,124	1.2	27,558	608,453	3,325	1.2
佐賀県	6,855	138,109	755	1.1	6,861	164,589	899	1.3
長崎県	12,862	503,338	2,750	2.1	12,969	490,941	2,683	2.1
熊本県	14,009	165,234	903	0.6	13,871	265,866	1,453	1.0
大分県	9,731	109,822	600	0.6	9,805	116,682	638	0.7
宮崎県	8,113	176,635	965	1.2	8,244	241,856	1,322	1.6
鹿児島県	15,796	475,747	2,600	1.6	15,915	591,040	3,230	2.0
沖縄県	5,875	135,575	741	1.3	5,925	165,886	906	1.5
典 拠	<推計>	<b 10.6-8>			<国調>	<b 11.9>		
備 考								

第1表一② 救護法による救護人員と救護率（特定期間の平均）の推移（その4）

1931年度～1938年度

	1936(昭11) .10.1 現在人口 a	1936.4.1-37.3.31 <365日> (生活扶助分救護人員)			1937(昭12) .10.1 現在人口 a	1937.4.1-1938.3.30 <365日> (生活扶助分救護人員)		
		延救護人員 b	一日平均 c = b/183	救護率 c/a		延救護人員 b	一日平均 c = b/183	救護率 c/a
全 国	百人 701,136	人日 44,938,705	人 123,120	% 1.8	百人 706,304	人日 45,477,279	人 124,595	% 1.8
北 海 道	31,142	1,487,866	4,076	1.3	31,553	1,615,664	4,426	1.4
青 森 県	9,721	951,726	2,607	2.7	9,791	827,802	2,268	2.3
岩 手 県	10,599	534,663	1,465	1.4	10,661	530,944	1,455	1.4
宮 城 県	12,605	816,789	2,238	1.8	12,610	886,045	2,428	2.0
秋 田 県	10,434	1,116,049	3,058	2.9	10,455	1,122,037	3,074	3.0
山 形 県	11,126	869,246	2,381	2.1	10,983	951,932	2,608	2.3
福 島 県	15,917	528,964	1,449	0.9	16,018	547,604	1,500	0.9
茨 城 県	15,517	569,554	1,560	1.0	15,622	594,099	1,628	1.1
栃 木 県	11,970	386,026	1,058	0.9	11,978	355,399	974	0.8
群 馬 県	12,546	295,478	810	0.6	12,616	413,146	1,132	0.9
埼 玉 県	15,341	673,919	1,846	1.2	15,409	827,315	2,267	1.5
千 葉 県	15,497	611,455	1,675	1.1	15,544	646,465	1,771	1.1
東 京 府	65,865	5,374,254	14,724	2.2	67,257	5,696,198	15,606	2.4
神 奈 川 県	19,235	1,759,418	4,820	2.5	19,677	1,936,358	5,305	2.9
新 潟 県	20,454	1,659,940	4,548	2.2	20,669	1,559,516	4,273	2.1
富 山 県	8,088	686,265	1,880	2.3	8,136	698,928	1,915	2.7
石 川 県	7,777	795,609	2,180	2.8	7,771	815,168	2,233	2.9
福 井 県	6,409	346,967	951	1.5	6,406	344,639	944	1.5
山 梨 県	6,459	421,861	1,156	1.8	6,481	438,789	1,202	1.9
山 崎 野 郎 県	16,971	717,920	1,967	1.2	16,968	717,847	1,967	1.1
岐 阜 県	12,280	958,454	2,626	2.1	12,330	993,105	2,721	2.2
静 岡 県	19,841	649,933	1,781	0.9	19,939	704,602	1,930	1.0
愛 知 県	29,390	2,204,945	6,041	2.1	29,812	2,186,443	5,990	2.1
三 重 県	11,710	1,169,482	3,204	2.7	11,739	1,202,683	3,295	2.8
滋 賀 県	7,028	611,094	1,674	2.4	7,014	571,744	1,566	2.2
京 都 府	6,971	1,494,918	4,096	2.4	17,029	1,497,011	4,101	2.4
大 阪 府	44,627	3,095,485	8,481	1.9	45,236	2,942,414	8,061	1.9
兵 庫 県	30,021	1,921,836	5,265	1.8	30,463	1,938,869	5,312	1.8
長 崎 県	6,171	498,325	1,365	2.2	6,128	497,098	1,361	2.2
和 歌 山 県	8,664	802,286	2,198	2.5	8,661	792,342	2,171	2.5
鳥 取 県	4,840	313,254	858	1.8	4,832	353,396	968	2.0
島 根 県	7,493	686,735	1,881	2.5	7,512	914,816	2,506	3.4
岡 山 県	13,194	897,080	2,458	1.9	13,192	959,946	2,630	2.0
山 口 県	18,180	790,224	2,165	1.2	18,221	816,935	2,238	1.2
山 西 県	12,100	433,206	1,187	1.0	12,250	464,607	1,273	1.1
徳 島 県	7,295	506,263	1,387	1.9	7,283	557,276	1,527	2.1
香 川 県	7,357	378,710	1,038	1.4	7,325	352,249	965	1.3
愛 媛 県	11,766	695,497	1,905	1.6	11,820	664,364	1,820	1.6
高 知 県	7,155	333,359	913	1.3	7,180	300,527	823	1.2
福 岡 県	28,051	1,289,722	3,533	1.3	28,704	1,349,772	3,698	1.3
佐 賀 県	6,831	325,439	892	1.3	6,844	350,029	959	1.4
長 崎 県	13,136	944,330	2,587	2.0	13,271	968,610	2,654	2.0
熊 本 県	13,654	547,175	1,499	1.1	13,616	415,263	1,138	0.8
大 宮 県	9,734	226,142	620	0.6	9,633	222,320	609	0.6
大 宮 県	8,199	697,782	1,912	2.3	8,228	508,070	1,392	1.7
鹿 兒 島 県	15,877	1,180,811	3,235	2.0	15,747	961,998	2,636	1.7
沖 縄 県	5,898	372,229	1,020	1.7	5,803	464,893	1,274	2.2
典 拠	<推計>	<b 14.5-8>			<推計>	<g 12>		
備 考								

第1表一② 救護法による救護人員と救護率（特定期間の平均）の推移（その5）

1931年度～1938年度

	1938(昭13) 10.1 現在人口 a	1938.4.1-38.9.30<183日> (生活扶助分救護人員)			1938.4.1-39.3.31<365日> (生活扶助分救護人員)		
		延救護人員 b	一日平均 c = b/183	救護率 c/a	延救護人員 b	一日平均 c = b/365	救護率 c/a
	百人	人日	人	%	人日	人	%
全 国	710,126	19,038,550	104,036	1.5	36,889,497	101,067	1.4
北海道	31,762	845,793	4,622	1.5	1,501,005	4,112	1.3
青森県	9,946	298,301	1,630	1.6	721,162	1,976	2.0
岩手県	10,710	282,774	1,545	1.4	416,594	1,141	1.1
宮城県	12,369	396,119	2,166	1.8	844,967	2,315	1.9
秋田県	10,471	354,119	1,935	1.8	764,977	2,096	2.0
山形県	11,028	420,103	2,296	2.1	831,799	2,279	2.1
福島県	16,116	179,645	982	0.6	612,179	1,677	1.0
茨城県	15,648	266,123	1,454	0.9	537,958	1,474	0.9
栃木県	11,872	175,906	961	0.8	317,386	870	0.7
群馬県	12,662	192,365	1,051	0.8	434,332	1,190	0.9
埼玉県	15,459	428,719	2,343	1.5	858,050	2,351	1.5
千葉県	15,581	293,239	1,602	1.0	531,526	1,456	0.9
東京都	68,756	1,601,031	8,749	1.3	3,344,315	9,163	1.3
神奈川県	20,091	827,906	4,524	2.3	1,222,683	3,350	1.7
新潟県	20,772	620,605	3,391	1.6	1,289,516	3,533	1.7
富山県	8,186	303,262	1,657	2.0	591,266	1,620	2.0
石川県	7,644	404,165	2,209	2.9	842,497	2,308	3.0
福井県	6,409	194,623	1,064	1.7	261,309	716	1.1
山梨県	6,496	151,274	827	1.3	321,311	880	1.4
長野県	16,975	348,678	1,905	1.1	663,700	1,818	1.1
岐阜県	12,365	452,036	2,470	2.0	921,253	2,524	2.0
静岡県	19,765	310,896	1,699	0.9	656,145	1,798	0.9
愛知県	30,138	764,976	4,180	1.4	1,673,128	4,584	1.5
三重県	11,758	565,682	3,091	2.6	1,059,448	2,903	2.5
滋賀県	7,006	333,689	1,823	2.6	490,613	1,344	1.9
京都府	17,075	535,292	2,925	1.7	1,249,798	3,424	2.0
大阪府	45,825	1,003,812	5,485	1.2	2,068,385	5,667	1.2
兵庫県	30,797	732,104	4,001	1.3	1,490,377	4,083	1.3
奈良県	6,026	224,361	1,226	2.0	417,014	1,143	1.9
和歌山県	8,543	445,899	2,437	2.9	676,383	1,853	2.2
鳥取県	4,834	176,061	962	2.0	395,191	1,083	2.2
島根県	7,455	369,599	2,020	2.7	746,446	2,045	2.7
岡山県	13,200	458,207	2,504	1.9	904,392	2,478	1.9
広島県	18,230	367,900	2,010	1.1	808,951	2,216	1.2
山口県	12,368	240,936	1,317	1.1	430,000	1,178	1.0
徳島県	7,161	241,212	1,318	1.8	348,407	955	1.3
香川県	7,317	178,033	973	1.3	321,741	881	1.2
愛媛県	11,623	332,163	1,815	1.6	703,678	1,928	1.7
高知県	7,062	109,232	597	0.8	153,640	421	0.6
福岡県	29,744	583,236	3,187	1.1	1,297,234	3,554	1.2
佐賀県	6,853	160,593	876	1.3	318,432	872	1.3
長崎県	13,274	390,100	2,132	1.6	627,095	1,718	1.3
熊本県	13,606	269,162	1,471	1.1	209,748	1,425	1.0
大分県	9,637	133,993	732	0.8	525,517	575	0.6
宮崎県	8,253	268,109	1,465	1.8	457,963	1,440	1.7
鹿児島県	15,536	503,341	2,750	1.8	457,963	1,255	0.8
沖縄県	5,720	212,937	1,164	2.0	479,878	1,315	2.3
典 拠	<推計>	<b 14.10-11>			<g 13>		
備 考		除数の人口は左欄の数値を使用					

第2表 恤救規則による救済人員と救済率（千分比）の推移（その1）

(1923~1931年)

	1923(大12) 年10月1日 現在の人口 a	1923.12.31現在		1924(大13) 年10月1日 現在の人口 a	1924.12.31現在		1923(大12) 年10月1日 現在の人口 a	1925.12.31現在	
		救済人員 b	救済率 b/a		救済人員 b	救済率 b/a		救済人員 b	救済率 b/a
全 国	百人 581,192	人 7,574	% 0.1	百人 588,756	人 8,111	% 0.1	百人 597,368	人 8,577	% 0.1
北海道	24,489	298	0.1	24,682	359	0.1	24,987	353	0.1
青森県	7,843	104	0.1	7,921	125	0.2	8,130	144	0.2
岩手県	8,808	49	0.1	8,883	36	0.0	9,010	31	0.0
宮城県	10,225	44	0.0	10,356	33	0.0	10,440	91	0.1
秋田県	9,401	176	0.2	9,267	189	0.2	9,364	196	0.2
山形県	10,023	202	0.2	10,107	200	0.2	10,273	255	0.2
福島県	14,160	38	0.0	14,260	53	0.0	14,376	61	0.0
茨城県	13,892	38	0.0	13,986	11	0.0	14,091	37	0.0
栃木県	10,840	16	0.0	10,915	12	0.0	10,904	7	0.0
群馬県	10,937	34	0.0	11,073	25	0.0	11,189	31	0.0
埼玉県	13,677	3	0.0	13,800	2	0.0	13,945	2	0.0
千葉県	13,821	135	0.1	13,957	94	0.1	13,993	84	0.1
東京都	38,594	533	0.1	41,855	560	0.1	44,851	362	0.1
神奈川県	13,539	69	0.1	13,736	87	0.1	14,168	91	0.1
新潟県	18,257	506	0.3	18,397	576	0.3	18,498	639	0.3
富山県	7,331	201	0.3	7,416	204	0.3	7,492	249	0.3
石川県	7,496	294	0.2	7,501	622	0.8	7,509	654	0.9
福井県	6,003	105	0.2	6,036	137	0.2	5,979	159	0.3
山梨県	5,925	9	0.0	5,950	66	0.1	6,007	16	0.0
長野県	16,025	37	0.0	16,154	62	0.0	16,292	25	0.0
岐阜県	11,133	248	0.2	11,215	220	0.2	11,326	239	0.2
静岡県	16,267	84	0.1	16,437	129	0.1	16,712	164	0.1
愛知県	22,392	213	0.1	22,738	243	0.1	23,195	116	0.1
三重県	10,882	178	0.2	10,958	232	0.2	11,077	250	0.2
滋賀県	6,584	194	0.3	6,600	172	0.3	6,624	209	0.3
京都府	13,614	33	0.0	13,880	29	0.0	14,064	39	0.0
大阪府	29,269	311	0.1	29,983	368	0.1	30,595	621	0.2
兵庫県	24,091	344	0.1	24,248	286	0.1	24,547	152	0.1
奈良県	5,770	129	0.2	5,796	114	0.2	5,838	120	0.2
和歌山県	7,760	126	0.2	7,804	161	0.2	7,875	153	0.2
鳥取県	4,666	166	0.4	4,685	204	0.4	4,722	211	0.4
島根県	7,206	272	0.4	7,497	280	0.4	7,224	293	0.4
岡山県	12,351	472	0.4	12,363	562	0.4	12,384	657	0.5
広島県	15,984	459	0.3	16,054	434	0.3	16,177	489	0.3
山口県	10,769	199	0.2	10,826	200	0.2	10,945	204	0.2
徳島県	6,851	245	0.4	6,889	253	0.4	6,898	305	0.4
香川県	9,936	64	0.1	6,963	52	0.1	7,003	63	0.1
愛媛県	10,850	174	0.2	10,893	191	0.2	10,963	228	0.2
高知県	6,812	30	0.0	6,863	38	0.1	6,875	32	0.0
福岡県	22,611	115	0.1	22,768	161	0.1	23,017	168	0.1
佐賀県	6,837	55	0.1	6,831	73	0.1	6,848	90	0.1
長崎県	11,539	132	0.1	11,578	128	0.1	11,639	139	0.1
熊本県	12,800	94	0.1	12,846	81	0.1	12,961	86	0.1
大分県	8,951	27	0.0	9,025	26	0.0	9,151	20	0.0
宮崎県	6,767	17	0.0	6,815	8	0.0	6,911	15	0.0
鹿児島県	14,525	2	0.0	14,611	13	0.0	14,722	18	0.0
沖縄県	5,690	-	-	5,639	-	-	5,576	9	0.0
典 拠	<推計>	<a5>		<推計>	<a6>		<国調>	<a7>	
備 考									

第2表 恤救規則による救済人員と救済率(千分比)の推移(その2)

(1923~1931年)

	1926(大15) 年10月1日 現在の人口 a	1926.12.31現在		1927(昭2) 年10月1日 現在の人口 a	1927.12.31現在		1929(昭4) 年10月1日 現在の人口 a	1929.3.31現在		
		救済人員 b	救済率 b/a		救済人員 b	救済率 b/a		救済人員 b	救済率 b/a	
全 国	百人 607,409	人 9,627	% 0.2	百人 616,593	人 10,460	% 0.2	百人 630,275	人 12,332	% 0.2	
北 海 道	25,560	356	0.1	26,121	379	0.1	26,983	458	0.2	
青 森 県	8,252	132	0.2	8,365	116	0.1	8,542	134	0.2	
岩 手 県	9,148	30	0.0	9,286	50	0.1	9,493	56	0.1	
宮 城 県	10,640	222	0.2	10,815	142	0.1	11,084	163	0.1	
秋 田 県	9,375	225	0.2	9,471	241	0.3	9,617	380	0.4	
山 形 県	10,409	207	0.2	10,524	280	0.3	10,671	172	0.2	
福 島 県	14,647	54	0.4	14,766	52	0.0	14,932	73	0.0	
茨 城 県	14,254	47	0.0	14,397	55	0.0	14,605	66	0.0	
栃 木 県	10,992	19	0.0	11,071	12	0.0	11,202	4	0.0	
群 馬 県	11,226	43	0.0	11,524	50	0.0	11,874	26	0.0	
埼 玉 県	14,121	4	0.0	14,249	54	0.0	14,422	57	0.0	
千 葉 県	14,172	130	0.1	14,266	114	0.1	14,417	147	0.1	
東 京 都	46,944	263	0.1	48,974	255	0.1	52,007	281	0.1	
神 奈 川 県	14,539	173	0.1	14,959	176	0.1	15,595	263	0.2	
新 潟 県	18,636	631	0.3	18,807	654	0.3	19,049	761	0.4	
富 山 県	7,582	270	0.4	7,626	353	0.5	7,699	364	0.5	
石 川 県	7,521	712	0.9	7,531	690	0.9	7,548	1,050	1.4	
福 井 県	6,970	118	0.2	6,004	95	0.2	6,059	113	0.2	
山 梨 県	6,037	20	0.0	6,091	35	0.1	6,157	38	0.1	
長 野 県	16,494	43	0.0	16,659	50	0.0	16,927	39	0.0	
岐 阜 県	11,465	263	0.2	11,538	296	0.3	11,642	338	0.3	
静 岡 県	17,020	248	0.1	17,231	244	0.1	26,288	328	0.1	
愛 知 県	23,695	222	0.1	24,146	281	0.1	24,832	459	0.2	
三 重 県	11,146	282	0.3	11,196	540	0.5	11,294	573	0.5	
滋 賀 県	6,683	187	0.3	6,735	146	0.2	6,815	179	0.3	
京 都 府	14,359	104	0.1	14,620	107	0.1	15,018	99	0.1	
大 阪 府	31,603	641	0.2	32,600	809	0.2	34,085	902	0.3	
兵 庫 県	24,946	383	0.2	25,311	398	0.2	25,849	602	0.2	
和 歌 山 県	5,807	130	0.2	5,856	155	0.3	5,921	220	0.4	
山 陽 道	7,969	168	0.2	8,035	192	0.2	8,141	200	0.2	
鳥 取 県	4,786	111	0.2	4,819	148	0.3	4,859	244	0.5	
島 根 県	7,259	291	0.4	7,274	285	0.4	7,316	256	0.4	
山 口 県	12,506	646	0.5	12,587	645	0.5	12,704	548	0.4	
広 島 県	16,358	498	0.3	16,488	538	0.3	16,687	589	0.4	
山 西 道	11,055	242	0.2	11,131	189	0.2	11,251	248	0.2	
徳 島 県	6,920	344	0.5	6,967	316	0.5	7,040	339	0.5	
香 川 県	7,094	58	0.1	7,156	70	0.1	7,242	85	0.1	
愛 媛 県	11,119	310	0.3	11,201	380	0.3	11,312	257	0.2	
高 知 県	6,945	43	0.1	6,990	53	0.1	7,059	82	0.1	
福 岡 県	23,472	292	0.1	23,864	305	0.1	24,487	337	0.1	
佐 賀 県	6,862	90	0.1	6,874	60	0.1	6,892	109	0.2	
長 崎 県	11,910	141	0.1	12,043	175	0.1	12,270	293	0.2	
熊 本 県	13,129	95	0.0	13,268	83	0.1	13,416	106	0.1	
大 分 県	9,273	28	0.0	9,328	38	0.0	9,400	33	0.0	
宮 崎 県	7,033	29	0.0	7,153	55	0.1	7,342	109	0.2	
鹿 児 島 県	14,862	66	0.0	15,023	73	0.0	15,266	127	0.1	
沖 縄 県	5,615	16	0.0	5,654	26	0.0	5,704	25	0.0	
典 拠	<推計>	<a8>		<推計>	<a9>		<概数>	<a9>		
備 考							*1928には、調査時点を年末から、年度末(翌年3.31)に変更している。			

第2表 恤救規則による救済人員と救済率(千分比)の推移(その3)

(1923~1931年)

全 国	1930(昭5) 年4月1日 現在の人口 a	1930.3.31現在		1931(昭6) 年4月1日 現在の人口 a	1931.3.31現在		1931(昭6) 年10月1日 現在の人口 a	1931.12.31現在	
		救済人員 b	救済率 b/a		救済人員 b	救済率 b/a		救済人員 b	救済率 b/a
		百人	人		%	百人		人	%
	639,553	14,321	0.2	649,538	17,403	0.3	654,575	18,118	0.3
北海道	27,709	542	0.2	28,408	856	0.3	28,692	953	0.3
青森県	8,704	169	0.2	8,889	144	0.2	8,978	351	0.4
岩手県	9,663	59	0.1	9,826	83	0.1	9,893	38	0.0
宮城県	11,302	105	0.1	11,563	219	0.2	11,698	224	0.2
秋田県	9,770	415	0.4	9,962	500	0.5	10,046	516	0.5
山形県	10,751	211	0.2	10,830	187	0.2	10,860	314	0.3
福島県	15,026	104	0.1	15,158	133	0.1	15,234	154	0.1
茨城県	14,771	69	0.0	14,908	105	0.1	14,944	47	0.0
栃木県	11,334	11	0.0	11,463	12	0.0	11,508	10	0.0
群馬県	11,879	57	0.0	11,895	105	0.1	11,929	91	0.1
埼玉県	14,530	95	0.1	14,660	232	0.2	14,728	* -	-
千葉県	14,586	298	0.2	14,789	182	0.1	14,876	331	0.2
東京都	53,544	312	0.1	54,649	365	0.1	55,211	551	0.1
神奈川県	16,002	323	0.2	16,357	468	0.3	16,518	570	0.3
新潟県	19,226	852	0.4	19,457	1,047	0.5	19,581	1,048	0.5
富山県	7,755	447	0.6	7,825	563	0.7	7,860	605	0.8
石川県	7,561	1,201	1.6	7,557	583	0.8	7,545	1,422	1.9
福井県	6,130	98	0.2	6,214	155	0.2	6,247	250	0.4
山梨県	6,241	45	0.1	6,328	131	0.2	6,345	502	0.8
長野県	17,095	63	0.0	17,364	55	0.0	17,557	92	0.1
岐阜県	11,729	355	0.3	11,838	416	0.4	11,891	564	0.5
静岡県	17,827	315	0.2	18,139	402	0.2	18,300	436	0.2
愛知県	25,370	445	0.2	26,012	877	0.3	26,350	* -	-
三重県	11,457	662	0.6	11,593	1,170	1.0	11,611	606	0.5
滋賀県	6,879	247	0.4	6,945	312	0.4	6,974	* -	-
京都市	15,341	116	0.1	15,734	138	0.1	15,939	203	0.1
大阪府	34,981	1,073	0.3	35,973	1,488	0.4	36,545	* -	-
兵庫県	26,241	729	0.3	26,717	922	0.3	26,971	741	0.3
奈良県	5,950	205	0.3	5,985	201	0.3	6,007	313	0.5
和歌山県	8,244	250	0.3	8,358	291	0.3	8,408	315	0.4
鳥取県	4,880	250	0.5	4,947	255	0.5	5,000	280	0.6
岡山県	7,367	245	0.3	7,404	254	0.3	7,413	344	0.5
広島県	12,791	576	0.4	12,911	635	0.5	12,982	861	0.7
山口県	16,840	621	0.4	17,051	366	0.2	17,181	425	0.2
徳島県	11,324	275	0.2	11,411	316	0.3	11,465	420	0.4
香川県	7,118	434	0.6	7,187	509	0.7	7,209	588	0.8
愛媛県	7,297	211	0.3	7,397	316	0.4	7,465	301	0.4
高知県	11,381	281	0.2	11,558	407	0.4	11,694	502	0.4
福岡県	7,132	123	0.2	7,232	173	0.2	7,282	311	0.4
佐賀県	24,984	424	0.2	25,409	501	0.2	25,709	1,183	0.5
長崎県	6,907	115	0.2	6,944	114	0.2	6,971	184	0.3
熊本県	12,311	344	0.3	12,424	410	0.3	12,514	532	0.4
大分県	13,483	110	0.1	13,591	71	0.1	13,642	65	0.0
宮崎県	9,432	29	0.0	9,519	49	0.1	9,579	69	0.1
鹿児島県	7,507	125	0.2	7,677	197	0.3	7,749	98	0.1
鹿儿岛	15,464	251	0.2	15,626	453	0.3	15,685	546	0.4
沖縄県	5,745	33	0.1	5,781	35	0.1	5,786	162	0.3
典 拠	<概数> <a10>			<概数> <a11>			<推計> <a12>		
備 考							*1931.12は、4府県の数値なし(欠)、全国数値は要注意(調査時点の変更にも注意)。		

第3表一① 救護法による救護の方法・種類別の救護人員構成 1933年9月30日現在

( ) 内は併救分、全国分を除き併救分値は省略

	救護人員 総 数		方 法 別 構 成						種 類 別 構 成						
			居宅救護		収容救護		生活扶助		うち収容		医 療		うち収容		助産
	実 数	比	実 数	比	実 数	比	実 数	比	実 数	比	実 数	比	実 数	比	実 数
全 国	110,563 (7,196)	100	103,334 (3,364)	93	7,229 (3,832)	7	105,688	96	6,916	4,559 (7,088)	4	313 (3,766)	252 (97)	64 (11)	
北海道	3,096	100	2,903	94	193	6	3,031	98	185	57	2	8	3	5	
青森県	570	100	557	98	13	2	475	83	8	92	16	5	1	2	
岩手県	1,191	100	1,163	98	28	2	1,114	94	20	57	5	8	3	17	
宮城県	1,318	100	1,233	94	85	6	1,222	93	33	95	7	52	1	-	
秋田県	2,498	100	2,483	99	15	1	2,490	100	15	8	0	-	-	-	
山形県	1,651	100	1,634	99	17	1	1,647	100	15	4	0	2	-	-	
福島県	920	100	* 868	94	52	6	904	98	51	16	2	1	1	2	
茨城県	1,446	100	1,399	97	47	3	1,421	98	39	22	2	8	-	-	
栃木県	963	100	942	98	21	2	911	95	19	47	5	2	3	2	
群馬県	534	100	520	97	14	3	533	100	14	1	0	-	-	-	
埼玉県	2,659	100	2,593	98	66	2	2,096	79	66	563	21	-	-	-	
千葉県	1,346	100	1,328	99	18	1	1,290	96	15	47	3	3	6	-	
東京都	19,935	100	17,489	88	2,446	12	18,788	94	2,446	1,008	5	-	139	-	
神奈川県	4,228	100	3,578	85	650	15	4,063	96	650	134	3	-	29	2	
新潟県	3,250	100	3,210	99	40	1	3,201	98	38	49	2	2	-	-	
富山県	1,570	100	1,539	98	31	2	1,529	97	31	41	3	-	-	-	
山梨県	2,195	100	1,986	90	209	10	2,177	99	208	18	1	1	-	-	
石川県	1,148	100	1,142	99	6	1	1,140	99	6	5	0	-	1	-	
福井県	970	100	954	98	16	2	959	99	16	8	1	-	2	1	
長野県	1,461	100	1,404	96	57	4	1,439	98	54	22	2	3	-	-	
岐阜県	2,779	100	2,715	98	64	2	2,509	90	52	270	10	12	-	-	
静岡県	2,971	100	2,807	94	164	6	2,207	74	70	722	24	94	38	6	
愛知県	5,511	100	5,198	94	313	6	5,312	96	311	199	4	2	-	-	
三重県	2,583	100	2,565	99	18	1	2,576	100	15	7	0	3	-	-	
滋賀県	1,351	100	1,323	98	28	2	1,324	98	24	22	2	4	5	-	
京都府	3,841	100	3,643	95	198	5	3,704	96	197	137	4	1	-	-	
大阪府	6,832	100	5,495	80	1,337	20	6,761	99	1,333	70	1	4	1	-	
兵庫県	4,766	100	4,524	95	242	5	4,671	98	241	92	2	1	2	1	
奈良県	949	100	929	98	20	2	945	100	20	1	0	-	-	3	
和歌山県	1,802	100	1,702	94	78	4	1,769	98	75	33	2	3	-	-	
鳥取県	775	100	723	93	52	7	753	97	49	21	3	3	1	-	
島根県	1,364	100	1,304	96	60	4	1,312	96	58	47	3	2	1	4	
岡山県	*2,311	100	2,194	95	117	5	2,186	95	95	125	5	22	-	-	
広島県	1,788	100	1,703	95	86	5	1,781	100	86	7	0	-	-	-	
山口県	1,398	100	1,374	98	24	2	1,359	97	18	39	3	6	-	-	
徳島県	1,381	100	1,348	98	33	2	1,302	94	33	76	6	-	2	1	
香川県	939	100	923	98	16	2	911	97	15	25	3	1	3	-	
愛媛県	1,712	100	1,686	98	26	2	1,679	98	23	32	2	3	-	-	
高知県	572	100	518	91	54	9	530	93	38	42	7	16	-	-	
福岡県	2,932	100	2,853	97	79	3	2,887	98	76	45	2	3	-	-	
佐賀県	850	100	841	99	9	1	779	92	-	66	8	9	3	2	
長崎県	2,275	100	2,185	96	90	4	2,257	99	90	14	1	-	-	4	
熊本県	1,168	100	1,123	96	45	4	1,116	96	42	48	4	3	2	2	
大分県	605	100	583	96	22	4	575	95	19	28	5	3	-	-	
宮崎県	1,091	100	1,088	100	3	0	1,073	98	-	14	1	3	3	1	
鹿児島県	2,334	100	2,307	99	27	1	2,256	97	7	74	3	20	4	-	
沖縄県	734	100	734	100	-	-	722	98	-	11	1	-	1	-	

典 拠 < b9.3-6 >

備 考 \*原資料で明らかな誤植と思われる数値については、訂正（救護人員総数欄の岡山3,311→2,311、方法別の居宅救護欄の福島68→868）してある。

第3表一② 救護法による救護の方法・種類別の救護人員構成 1937年3月31日現在

( ) 内は併救分、全国分以外の併救分数値は省略

	救護人員 総数		方法別構成				種類別構成								
			居宅救護		收容救護		生活扶助		うち收容	医 療		うち收容	助産	生業 扶助	
	実数	比	実数	比	実数	比	実数	比		実数	比				実数
全 国 (併救分)	141,368 (6,654)	100	127,736 (2,887)	90	13,632 (3,767)	10	131,605	93	9,608		9,659 (6,597)	7	4,021 (3,764)	39 (5)	65 (52)
北海道	5,284	100	4,599	87	695	13	4,910	93	535		374	7	150	-	-
青森県	3,187	100	3,172	100	15	0	3,072	96	11		97	3	4	5	13
岩手県	1,861	100	1,800	97	61	3	1,688	91	37		173	9	24	-	-
宮城県	2,317	100	2,136	92	181	8	2,162	93	110		155	7	71	-	-
秋田県	3,485	100	3,444	99	41	1	3,443	99	27		42	1	14	-	-
山形県	2,488	100	2,457	99	31	1	2,431	98	29		57	2	2	-	-
福島県	1,421	100	1,386	98	35	2	1,412	99	35		9	1	-	-	-
茨城県	1,573	100	1,471	94	102	6	1,544	98	86		29	2	16	-	-
栃木県	1,204	100	1,139	95	65	5	1,165	97	53		39	3	12	-	-
群馬県	983	100	949	97	34	3	951	97	33		32	3	1	-	-
埼玉県	3,042	100	2,952	97	90	3	2,678	88	59		364	12	31	-	-
千葉県	1,931	100	1,883	98	48	2	1,902	98	39		21	1	9	8	-
東京都	16,789	100	13,034	78	3,755	22	15,173	90	2,665		1,599	10	1,089	18	-
神奈川県	6,101	100	5,084	83	1,017	17	5,224	86	592		877	14	425	-	-
新潟県	4,682	100	4,621	99	61	1	4,621	99	58		61	1	3	-	-
富山県	2,063	100	1,979	96	84	4	2,022	98	60		41	2	24	-	-
石川県	2,379	100	2,059	87	320	13	2,273	96	274		106	4	46	-	-
福井県	1,408	100	1,375	98	33	2	1,354	96	27		54	4	6	-	-
山梨県	1,200	100	1,188	99	12	1	1,173	98	6		27	2	6	-	-
長野県	2,491	100	2,393	96	98	4	2,381	96	65		110	4	33	-	-
岐阜県	4,306	100	4,094	95	212	5	3,819	89	204		487	11	8	-	-
静岡県	2,049	100	1,987	97	62	3	1,963	96	55		86	4	7	-	-
愛知県	6,884	100	6,108	89	776	11	6,179	90	423		703	10	353	2	-
三重県	3,554	100	3,499	98	55	2	3,418	96	53		136	4	2	-	-
滋賀県	2,293	100	2,253	98	40	2	2,271	99	37		22	1	3	-	-
京都府	5,156	100	4,578	89	578	11	4,357	85	430		800	16	149	-	-
大阪府	9,699	100	6,524	67	3,175	33	8,470	87	2,068		1,229	13	1,107	-	-
兵庫県	5,823	100	5,370	92	463	8	5,535	95	322		298	5	141	-	-
奈良県	1,410	100	1,385	98	25	2	1,398	99	23		12	1	2	-	-
和歌山県	2,336	100	2,233	96	103	4	2,310	99	96		26	1	7	-	-
鳥取県	1,030	100	942	91	88	9	1,013	98	83		17	2	5	-	-
島根県	2,035	100	1,983	97	52	3	1,934	95	44		101	5	8	-	-
岡山県	2,543	100	2,410	95	133	5	2,427	95	88		116	5	45	-	-
広島県	2,269	100	2,106	93	163	7	2,172	96	155		97	4	8	-	-
山口県	1,678	100	1,619	96	59	4	1,630	97	45		48	3	14	-	-
徳島県	1,761	100	1,663	94	98	6	1,625	92	92		79	4	6	5	52
香川県	1,057	100	1,040	98	17	2	1,023	97	17		34	3	-	-	-
愛媛県	2,326	100	2,262	97	64	3	2,119	91	53		207	9	11	-	-
高知県	1,044	100	907	87	137	13	921	88	59		123	12	78	-	-
福岡県	3,738	100	3,528	94	210	6	3,404	91	164		333	9	45	1	-
佐賀県	874	100	869	99	5	1	842	96	1		32	4	4	-	-
長崎県	2,635	100	2,516	95	119	5	2,524	96	115		111	4	4	-	-
熊本県	1,959	100	1,855	95	104	5	1,864	95	63		95	5	41	-	-
大分県	869	100	844	97	25	3	861	99	25		8	1	-	-	-
宮崎県	1,685	100	1,657	98	28	2	1,654	98	25		31	2	3	-	-
鹿児島県	3,359	100	3,286	98	73	2	3,220	96	67		139	4	6	-	-
沖縄県	1,097	100	1,097	100	-	-	1,073	98	-		24	2	-	-	-
典 拠	< g 12 >														
備 考															

第4表 救護法による埋葬(人員)とその被救護者(資格)種別内訳、対救護人員比死亡率

1933、1937年度

	1933年度		1937年度		老 衰		幼 者		不 具		疾 病		精神耗弱	
	埋 葬	死 亡	埋 葬	死 亡	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%
	実 数	率	実 数	率	3,918	11	882	1	420	6	4,648	29	428	7
全 国	8,042	8	10,316	8	3,918	11	882	1	420	6	4,648	29	428	7
北海道	263	9	499	11	187	15	30	2	10	4	258	19	14	5
青森県	22	2	164	7	46	10	27	2	12	6	68	33	11	8
岩手県	64	8	81	6	21	9	4	0	5	5	44	26	7	10
宮城県	36	3	91	4	34	7	3	0	3	2	47	12	4	4
秋田県	122	5	136	4	43	9	14	1	6	3	68	24	5	4
山形県	63	4	105	4	38	10	14	1	5	3	37	17	10	9
福島県	113	13	143	10	38	10	5	1	6	6	85	39	8	19
茨城県	83	8	199	12	96	15	13	2	34	25	46	29	10	8
栃木県	79	10	110	11	54	18	7	2	8	12	39	34	2	5
群馬県	53	10	113	10	31	9	54	12	2	2	22	12	4	8
埼玉県	257	12	182	8	37	5	35	4	2	1	98	42	10	8
千葉県	167	13	125	7	125	18	-	-	-	-	-	-	-	-
東京都	1,340	7	1,482	9	384	12	121	1	117	1	798	33	62	8
神奈川県	362	13	442	8	114	13	16	1	7	3	283	28	21	8
新潟県	150	5	164	4	82	8	7	0	10	3	58	20	7	3
富山県	66	5	95	5	47	10	7	1	6	6	22	15	12	8
山梨県	70	3	70	3	31	5	1	0	2	1	31	9	5	3
福島県	48	4	68	7	47	12	7	2	3	5	8	8	3	3
山梨県	19	2	31	3	11	5	5	1	2	4	13	8	-	-
長野県	146	11	119	6	51	10	8	1	4	5	41	20	13	13
岐阜県	91	4	200	7	89	11	21	2	3	2	85	27	2	2
静岡県	108	7	172	9	62	14	27	3	13	16	55	25	15	17
愛知県	395	8	399	7	157	11	39	1	13	5	158	30	32	9
三重県	120	5	151	5	71	9	35	2	5	4	37	9	3	2
滋賀県	80	6	92	6	84	15	4	1	2	2	2	2	-	-
京都府	280	8	350	9	146	12	14	1	1	1	184	28	5	3
大阪府	1,065	18	1,408	17	197	12	85	2	6	2	1,111	61	8	4
兵庫県	368	9	395	7	160	10	54	2	11	4	151	21	16	6
奈良県	45	5	67	5	33	6	9	2	-	-	22	14	3	3
和歌山県	97	5	195	9	79	11	26	3	9	8	51	24	31	29
鳥取県	50	8	80	8	53	12	12	4	2	3	16	21	3	7
島根県	27	3	86	3	61	5	3	0	3	3	15	8	4	4
岡山県	220	11	255	10	124	9	8	0	9	7	110	40	4	13
広島県	184	9	238	11	141	13	8	1	5	2	67	33	17	11
山口県	164	13	144	11	109	16	9	2	6	13	16	14	4	9
徳島県	185	17	239	16	127	17	12	3	2	3	83	51	7	10
香川県	30	4	75	8	59	13	-	-	15	15	-	-	1	3
愛媛県	179	15	222	12	116	14	9	2	6	5	86	40	5	7
高知県	66	17	78	9	42	14	4	1	1	2	29	21	1	3
福岡県	197	7	263	7	101	13	50	3	13	6	86	15	13	9
佐賀県	45	8	99	10	44	16	4	1	2	3	44	34	5	13
長崎県	73	3	159	6	98	11	5	0	8	4	39	12	8	6
熊本県	106	10	104	9	36	18	37	7	16	12	10	6	5	7
大分県	113	22	111	18	53	17	15	8	-	-	32	63	11	48
宮崎県	48	5	98	7	71	14	3	1	4	3	15	11	5	8
鹿児島県	128	6	156	6	45	5	11	2	18	3	71	21	11	5
沖縄県	55	8	54	4	43	4	-	-	3	3	7	7	1	3
典 拠	< g7-13 >				< g12 > (総数は < g7-13 > と同じ)									
備 考	典拠文献には、1932年および1934~1936年の道府県別数値も掲載されている。				1937年度の埋葬の内訳は、主要なものを抄録した。典拠文献には、この他に妊産婦(全国で8人)、幼者姆育の母(同12人)が掲載されているが省略した。									

注 対救護人員比死亡率は、後掲の第5表(①, ②)の数値をそれぞれ母数として算出した。

第5表—① 被救護者(資格)種別の救護人員構成(生活扶助)

1933年9月30日現在

	救護人員総数 (生活扶助分)		65歳以上の の老衰者		13歳以下の の幼者		妊産婦		不具廃疾		疾病傷痍		精神耗弱 身体虚弱		幼者哺育 の母	
	実数	比	実数	比	実数	比	実数	比	実数	比	実数	比	実数	比	実数	比
全 国	105,688	100	29,004	27	51,964	49	130	0	6,045	6	11,987	11	5,802	4	556	1
北海道	3,031	100	776	26	1,403	46	3	0	147	5	418	14	244	8	40	1
青森県	475	100	102	21	245	52	-	0	5	1	12	3	111	23	-	-
岩手県	1,114	100	206	18	687	62	4	0	72	6	84	8	49	4	3	0
宮城県	1,222	100	352	29	592	48	1	0	76	6	147	12	51	4	3	0
秋田県	2,490	100	420	17	1,584	64	-	-	183	7	190	8	106	4	7	0
山形県	1,647	100	232	14	1,121	68	-	-	92	6	113	7	73	4	16	1
福島県	904	100	252	28	459	51	-	-	50	6	93	10	41	5	9	1
栃木県	1,421	100	453	32	550	39	-	-	135	10	180	13	82	6	13	1
群馬県	911	100	269	30	414	45	3	0	63	7	100	11	46	5	16	2
茨城県	533	100	145	27	244	46	-	-	64	12	55	10	21	4	4	1
埼玉県	*2,096	100	729	35	906	43	5	0	125	6	216	10	104	5	11	1
千葉県	1,290	100	503	39	511	40	-	-	98	8	88	7	88	7	2	0
東京都	18,788	100	2,256	12	12,106	64	71	0	387	2	3,141	17	709	4	118	1
神奈川県	4,063	100	719	18	1,958	48	7	0	168	4	*1,065	26	*120	3	25	1
新潟県	3,201	100	991	31	1,300	41	7	0	298	9	287	9	292	9	26	1
富山県	1,529	100	499	33	847	55	-	-	102	7	44	3	27	2	9	1
石川県	2,177	100	711	33	863	40	-	-	195	9	233	11	174	8	1	0
福井県	*1,142	100	511	45	377	33	-	-	85	7	89	8	75	7	5	0
山梨県	959	100	208	22	537	56	-	-	46	5	114	12	40	4	14	1
長野県	1,439	100	430	30	752	52	-	-	53	4	138	10	57	4	9	1
岐阜県	2,509	100	711	28	1,337	53	-	-	140	6	200	8	114	5	7	0
静岡県	2,207	100	541	25	1,065	48	1	0	113	5	393	18	80	4	14	1
愛知県	5,312	100	1,272	24	3,149	59	1	0	272	5	372	7	233	4	13	0
三重県	2,576	100	648	25	1,441	56	4	0	121	5	221	8	138	5	3	0
滋賀県	1,324	100	511	39	556	42	-	-	103	8	99	7	51	4	4	0
京都府	3,704	100	911	25	2,020	55	1	0	117	3	469	13	166	4	20	1
大阪府	6,761	100	1,563	23	3,433	51	7	0	380	6	1,147	17	174	3	57	1
兵庫県	4,671	100	1,545	33	2,118	45	2	0	261	6	547	12	183	4	15	0
奈良県	945	100	300	32	351	37	-	-	110	12	122	13	57	6	5	1
和歌山県	1,769	100	628	36	783	44	-	-	105	6	156	9	97	5	-	-
鳥取県	753	100	381	51	198	26	-	-	60	8	78	11	36	5	-	-
島根県	1,312	100	683	52	365	28	1	0	99	8	92	7	70	5	1	0
岡山県	2,186	100	1,031	47	664	30	-	-	157	7	277	13	53	2	4	0
広島県	1,781	100	886	50	491	28	-	-	154	9	130	7	114	6	6	0
山口県	1,359	100	715	53	334	25	-	-	92	7	157	12	56	4	5	0
徳島県	1,302	100	599	46	380	29	-	-	93	7	154	12	70	5	6	0
香川県	911	100	441	48	251	28	-	-	86	9	71	8	59	6	3	0
愛媛県	1,679	100	712	42	577	34	-	-	125	7	190	11	71	4	4	0
高知県	530	100	150	26	236	45	2	0	31	6	99	19	11	2	1	0
福岡県	2,887	100	808	28	1,421	49	-	-	169	6	390	14	91	3	8	0
佐賀県	779	100	237	30	339	44	-	-	58	7	76	10	41	5	28	4
長崎県	2,257	100	634	28	1,079	48	3	0	196	9	258	11	83	4	4	0
熊本県	1,116	100	451	40	396	35	1	0	110	10	87	8	66	6	5	0
本分県	575	100	270	47	205	36	-	-	35	6	46	8	19	3	-	-
大宮	1,073	100	419	39	404	38	6	1	74	7	130	12	38	4	2	0
鹿嶋	2,256	100	625	28	873	39	-	-	287	13	315	14	144	6	7	0
沖縄	722	100	553	77	42	6	-	-	52	7	42	6	30	4	-	-

典 拠 < b9.3-6 >

備 考 \*原資料で明らかな誤植と思われる数値については、訂正してある(救護人員総数欄の埼玉3,096→2,096、福井1,124→1,142および疾病傷痍欄の神奈川分120→1,065と精神耗弱身体虚弱欄の神奈川分1,065→120)。

第5表一② 被救護者(資格)種別の救護人員構成(生活扶助)

1937年度(救護人員は一日平均)

	救護人員総数 (生活扶助)		65歳以上 の老衰者		13歳以下 の幼者		妊産婦		不具廃疾		疾病傷痍		精神耗弱 身体虚弱		幼者哺育 の母	
	実数	比	実数	比	実数	比	実数	比	実数	比	実数	比	実数	比	実数	比
全 国	124,595	100	35,147	28	59,178	47	44	0	7,523	6	16,163	13	5,977	5	558	0
北海道	4,426	100	1,219	28	1,897	43	9	0	244	6	1,329	30	265	6	46	1
北海	2,268	100	456	20	1,233	54	1	0	194	9	203	9	139	6	42	2
道	1,455	100	222	15	886	61	-	-	107	7	168	12	69	5	2	0
青森	2,428	100	474	20	1,316	54	2	0	155	6	377	16	95	4	10	0
岩手	3,074	100	461	15	2,019	66	4	0	181	6	278	9	123	4	9	0
宮城	2,608	100	369	14	1,728	66	0	-	178	7	220	8	106	4	6	0
山形	1,500	100	378	25	761	51	2	0	98	7	219	15	42	3	2	0
福島	1,628	100	623	38	585	36	0	-	134	8	156	10	123	8	7	0
茨城	974	100	306	31	442	45	1	0	68	7	115	12	39	4	3	0
栃木	1,132	100	345	30	458	40	-	-	87	8	187	17	50	4	4	0
群馬	2,267	100	755	33	989	44	-	-	167	7	231	10	124	5	1	0
千葉	1,771	100	693	39	633	36	0	-	249	14	161	9	31	2	4	0
東	15,606	100	3,148	20	9,007	58	3	0	542	3	2,411	15	740	5	30	0
神奈川	5,305	100	912	17	2,878	54	0	-	214	4	1,004	19	257	5	41	1
新潟	4,273	100	1,071	25	2,290	54	3	0	325	8	291	7	277	6	16	0
富山	1,915	100	465	24	1,000	52	0	-	105	5	145	8	157	8	43	2
石川	2,233	100	657	29	869	39	0	-	186	8	347	16	163	7	11	0
福井	944	100	395	42	285	36	-	-	58	6	106	11	96	10	4	0
山梨	1,202	100	233	19	701	58	3	0	53	4	167	14	45	4	1	0
長野	1,967	100	492	25	1,102	56	1	0	87	4	202	10	104	5	6	0
岐阜	2,721	100	814	30	1,358	50	0	-	128	5	317	12	95	3	8	0
静岡	1,930	100	456	24	1,070	55	1	0	80	4	220	11	88	5	15	1
愛知	5,990	100	1,453	24	3,386	57	0	-	264	4	524	9	356	6	7	0
三重	3,295	100	758	23	1,815	55	2	0	141	4	417	13	149	5	13	0
滋賀	1,566	100	543	35	683	44	-	-	95	6	122	8	122	8	1	0
京都	4,101	100	1,237	30	1,897	46	0	-	153	4	646	16	150	4	18	0
大阪	8,061	100	1,693	21	4,055	50	0	-	285	4	1,809	22	197	2	22	0
兵庫	5,312	100	1,617	30	2,366	45	0	-	314	6	728	14	254	5	33	1
奈良	1,361	100	539	40	442	32	0	-	124	9	153	11	93	7	12	1
和歌山	2,171	100	728	34	991	46	3	-	117	5	211	10	107	5	13	1
鳥取	968	100	438	45	338	35	-	-	73	8	75	8	44	5	-	-
島根	2,506	100	1,118	45	982	39	0	-	116	5	193	8	93	4	3	0
岡山	2,630	100	1,371	52	816	31	-	-	133	5	277	11	30	1	2	0
広島	2,238	100	1,079	48	594	27	-	-	201	9	205	9	151	7	8	0
山口	1,273	100	662	52	400	31	0	-	48	4	115	9	45	4	1	0
徳島	1,527	100	733	48	472	31	0	-	80	5	162	11	71	5	8	1
香川	965	100	467	48	280	29	0	-	100	10	77	8	36	4	4	0
愛媛	1,820	100	846	46	553	30	0	-	130	7	216	12	68	4	8	0
高松	823	100	308	37	290	35	-	-	53	6	140	17	29	4	2	0
福岡	3,698	100	792	21	1,953	53	3	0	227	6	564	15	140	4	19	1
佐賀	959	100	273	28	438	46	1	0	76	8	130	14	39	4	1	0
長崎	2,654	100	922	35	1,025	39	-	-	220	8	335	13	143	5	8	0
熊本	1,138	100	205	18	548	48	1	0	137	12	157	14	75	7	14	1
大分	609	100	312	51	184	30	-	-	32	5	51	8	23	4	7	1
宮崎	1,392	100	493	35	542	39	0	-	116	8	139	10	61	4	40	3
鹿児島	2,636	100	923	35	590	22	2	0	540	20	341	13	238	9	-	-
沖縄	1,274	100	964	76	57	4	-	-	114	9	103	8	35	3	1	0

典 拠 < g 12 > の数値(延人員)から算出。

備 考

第6表一① 救護施設の設置状況（設置数・定員、普及度および設置主体別・事業種別）

1932年12月8日現在

全 国	救護施設の施設設置数と認可定員		救護施設普及度		施設の設置主体別				施設の事業種別 (重複計上分含む)					「其他」の事業内容
	施設	定員	1932.10.1 現在人口 b	人口 対額 a/b	公立		私立		育 児	養 老	医 療	生 扶	其 他	
					施設	定員	施設	定員						
ケ所	82	5,495	百人	人	ケ所	人	ケ所	人	ケ所	ケ所	ケ所	ケ所	ケ所	ケ所
	20	938	664,338	0.8	20	938	62	4,557	39	33	15	11	7	
北 海 道	3	96	29,160	0.3	1	20	2	76	1	2	—	—	—	婦人生活扶助
青 森 県	—	—	9,122	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
岩 手 県	2	47	10,016	0.5	—	—	2	47	1	1	—	—	—	
宮 城 県	4	329	11,954	2.8	1	84	3	245	2	1	1	—	1	
秋 田 県	1	80	10,154	0.8	—	—	1	80	1	1	1	—	—	
山 形 県	1	50	10,984	0.5	—	—	1	50	1	—	—	—	—	不具廃疾傷病兵救護
福 島 県	2	70	15,403	0.5	—	—	2	70	1	*1	—	—	*1	
茨 城 県	2	64	15,040	0.4	1	14	1	50	2	1	—	—	—	
栃 木 県	2	83	11,606	0.7	—	—	2	83	1	1	—	—	1	廃疾救護
群 馬 県	—	—	12,008	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
埼 玉 県	—	—	14,847	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	病児医療・乳児保育
千 葉 県	1	50	15,020	0.3	—	—	1	50	1	—	—	—	—	
東 京 都	5	515	57,556	0.9	—	—	5	515	3	1	—	—	1	
神 奈 川 県	2	270	16,847	1.6	1	170	1	100	1	—	1	1	—	
新 潟 県	3	62	19,729	0.3	2	47	1	15	2	2	—	1	—	
富 石 県	2	95	7,859	1.2	—	—	2	95	1	2	—	—	—	母子救護
山 川 井 県	4	315	7,496	4.2	1	15	3	300	2	1	1	1	—	
福 山 県	—	—	6,293	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
山 梨 県	1	30	6,376	0.5	1	30	—	—	—	—	1	—	—	
長 野 県	3	65	17,599	0.4	1	25	2	40	2	2	—	1	—	
岐 阜 県	1	50	11,952	0.4	—	—	1	50	1	—	—	—	—	不具者救済
静 岡 県	1	35	18,577	0.2	1	35	—	—	—	—	1	1	—	
愛 知 県	2	250	26,994	0.9	2	250	—	—	—	—	2	1	—	
三 重 県	—	—	11,645	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
滋 賀 県	—	—	7,031	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
京 都 府	5	248	16,264	1.5	—	—	5	248	2	2	1	—	—	母子救護
大 阪 府	7	1,522	37,918	4.0	—	—	7	1,522	3	3	1	—	1	
兵 庫 県	5	375	27,454	1.4	1	80	4	295	3	1	1	1	—	
奈 良 県	—	—	6,043	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	不具者救済
和 歌 山 県	3	105	8,514	1.2	—	—	3	105	2	2	—	—	1	
鳥 取 県	2	73	5,008	1.5	1	33	1	40	1	—	—	1	—	感化
島 根 県	4	191	7,427	2.6	—	—	4	191	2	2	—	—	1	
岡 山 県	1	55	13,091	0.4	1	55	—	—	—	1	1	—	—	
広 島 県	2	85	17,400	0.5	1	15	1	70	1	—	—	1	—	
山 口 県	1	10	11,576	0.1	1	10	—	—	—	—	—	1	—	
徳 島 県	—	—	7,233	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	母子救護
香 川 県	1	30	7,585	0.4	—	—	1	30	—	1	—	—	—	
愛 媛 県	—	—	11,671	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
高 知 県	1	26	7,336	0.4	1	26	—	—	1	1	1	—	—	母子救護
福 岡 県	3	59	26,045	0.2	1	12	2	47	—	2	1	—	—	
佐 賀 県	3	108	6,932	1.6	—	—	3	108	1	1	1	—	—	
長 崎 県	—	—	12,698	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	母子救護
熊 本 県	1	17	13,776	0.1	1	17	—	—	—	—	—	1	—	
大 宮 県	1	35	9,660	0.4	—	—	1	35	—	1	—	—	—	
鹿 兒 島 県	—	—	7,873	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	母子救護
沖 縄 県	—	—	15,757	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
典 拠	<b7.8><b8.1>に掲載の「救護施設調」をもとに編者（寺脇）が再集計。人口は<推計>値。 なお、再集計にあたっては、同一団体経営の施設で、事業種別ごとの定員を定めている場合には、 別個の施設として扱った。													
備 考	*福島県の事業種別の表記は原資料で、若松同潤会がたんに「収容救護」となっているため、後の同 様の資料（<d>）に掲載の救護施設調、1933.12.1）により、見られるように修正してある。													

第6表一② 救護施設の設置状況（設置数・定員、普及度および設置主体別・事業種別）

1936年12月1日現在

全 国	救護施設の設置数と認可定員		救護施設普及度		施設の設置主体別				施設の事業種別 (重複計上分含む)					「其他」の事業内容
	施設	定員	1932.10.1 現在人口 b	人口万 対額 a/b	公立		私立		育 児	養 老	医 療	生 扶	其 他	
					施設	定員	施設	定員						
	ヶ所 144	人 7,937	百人 701,136	人 1.1	ヶ所 43	人 1,710	ヶ所 101	人 6,237	ヶ所 59	ヶ所 57	ヶ所 34	ヶ所 19	ヶ所 8	
北海道	4	146	31,142	1.5	1	20	3	126	1	3	-	-	-	婦人生活扶助
北海 道	1	50	9,721	0.5	-	-	1	50	1	-	-	-	-	
青森 県	3	77	10,599	0.7	1	30	2	47	2	2	-	-	-	
岩手 県	5	339	12,605	2.7	2	94	3	245	3	2	1	-	1	
宮城 県	2	125	10,434	1.2	-	-	2	125	1	2	1	-	-	
山形 県	1	40	11,126	0.4	-	-	1	40	1	1	-	-	-	不具 廃疾傷病兵救護
福島 県	3	95	15,917	0.6	-	-	3	95	3	1	-	-	1	
茨城 県	3	101	15,517	0.7	3	101	-	-	2	1	-	1	-	
栃木 県	2	85	11,970	0.7	-	-	2	85	1	-	1	-	1	廃疾 救護
群馬 県	1	18	12,546	0.1	-	-	1	18	-	-	1	-	-	
埼玉 県	9	137	15,341	0.9	6	52	3	85	1	1	7	-	-	病児 医療・乳児保育2
千葉 県	1	50	15,497	0.3	-	-	1	50	1	-	-	-	-	
東京 都	7	615	65,865	0.9	-	-	7	615	3	1	1	-	2	
神奈 川 県	3	344	19,235	1.8	1	170	2	174	2	-	1	1	-	
新潟 県	5	98	20,454	0.5	3	67	2	31	2	3	-	2	-	
富山 県	2	95	8,088	1.2	-	-	2	95	1	2	-	-	-	母子 保護
石川 県	4	315	7,777	4.0	1	15	3	300	2	1	1	1	-	
福井 県	1	66	6,409	1.0	-	-	1	66	1	1	-	-	-	
山梨 県	1	30	6,459	0.5	1	30	-	-	-	-	1	-	-	
長野 県	5	114	16,971	0.7	3	69	2	45	2	2	2	3	-	
岐阜 県	4	146	12,280	1.2	1	26	3	120	2	1	1	-	-	不具 者救済
静岡 県	2	109	19,841	0.6	1	35	1	74	1	-	1	1	-	
愛知 県	2	439	29,390	1.5	2	439	-	-	-	-	2	1	-	
三重 県	4	156	11,710	1.3	-	-	4	156	2	2	-	-	-	
滋賀 県	2	60	7,028	0.9	1	30	1	30	-	2	1	-	-	
京都 府	7	444	16,971	2.6	-	-	7	444	2	2	3	-	-	母子 保護
大阪 府	8	1,667	44,627	3.7	-	-	8	1,667	3	3	2	-	1	
兵庫 県	6	565	30,021	1.9	2	220	4	345	3	1	2	2	-	
奈良 県	-	-	6,171	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	不具 者救済
和歌 山 県	5	169	8,664	2.0	-	-	5	169	3	3	-	-	1	
鳥取 県	3	91	4,840	1.9	2	51	1	40	2	1	-	1	-	感化
島根 県	4	156	7,493	2.1	-	-	4	156	2	2	-	-	1	
岡山 県	2	79	13,194	0.6	2	79	-	-	-	2	1	-	-	
広島 県	4	125	18,180	0.7	1	15	3	110	1	1	1	1	-	
山口 県	3	36	12,100	0.3	3	36	-	-	-	1	-	2	-	
徳島 県	-	-	7,295	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	感化
香川 県	2	65	7,357	0.9	-	-	2	65	1	1	-	-	-	
愛媛 県	3	67	11,766	0.6	1	40	2	27	1	2	-	-	-	
高知 県	1	26	7,155	0.4	1	26	-	-	1	1	1	-	-	
福岡 県	6	147	28,051	0.5	2	40	4	107	-	4	2	-	-	
佐賀 県	3	108	6,831	1.6	-	-	3	108	1	1	1	-	-	感化
長崎 県	2	69	13,136	0.5	-	-	2	65	-	1	-	1	-	
熊本 県	1	17	13,654	0.1	1	17	-	-	-	-	-	1	-	
大分 県	2	65	9,734	0.7	-	-	2	65	1	1	-	-	-	
宮崎 県	2	90	8,199	1.1	-	-	2	90	1	1	-	-	-	
鹿児島 県	3	95	15,877	0.6	1	15	2	80	1	1	-	1	-	感化
沖縄 県	-	-	5,898	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	

典 拠

< e > に掲載の資料「救護施設調」から編者（寺脇）が再集計したもの。  
 なお、再集計にあたっては、同一団体経営の施設で、事業種別ごとの定員を定めている場合には、別個の施設として扱った。

備 考

なお、埼玉県の定員欄（総数・公立）の数値には、収容定員がない（ゼロ）の1施設（診療所／外来診療）を含む。

第7表—① 救護法の「委員」の設置状況と委員定数および選任現在数

1932年、1933年

	1932.3.31現在調査						1933.3.31現在調査					
	市町村		設置市町村		委員定数と現在数		市町村		設置市町村		委員定数と現在数	
	総数	実数	比率	定数	現在数	比率	総数	実数	比率	定数	現在数	比率
全 国	人 11,112	人 6,282	% 56	人 31,741	人 29,471	% 93	人 11,510	人 6,915	% 60	人 35,587	人 33,148	% 93
北海道	274	134	49	*233	610	*100	272	197	72	1,750	1,040	59
青森県	167	44	26	481	481	100	167	67	40	680	680	100
岩手県	237	114	48	382	381	100	237	114	48	382	381	100
宮城県	84	71	85	155	136	88	202	86	43	159	155	97
秋田県	238	56	24	517	—	—	233	94	40	822	746	91
山形県	228	207	91	794	794	100	228	210	92	823	823	100
福島県	368	119	32	366	219	60	369	135	37	404	374	93
茨城県	381	361	95	500	454	91	381	362	95	500	475	95
栃木県	177	177	100	1,031	1,024	99	177	177	100	1,035	1,028	99
群馬県	206	70	34	645	645	100	205	102	50	790	790	100
埼玉県	369	355	96	1,570	1,546	98	366	366	100	1,429	1,398	98*
千葉県	347	347	100	1,071	1,071	100	344	344	100	1,071	1,069	100
東京都	79	63	35	1,921	1,712	89	68	68	100	2,254	2,131	95
神奈川県	161	64	40	527	527	100	161	91	57	600	591	99
新潟県	403	205	51	972	913	94	403	242	60	1,030	1,020	99
富山県	265	76	29	369	369	100	265	76	29	369	369	100
石川県	218	94	43	551	535	97	218	94	43	552	535	97
福井県	178	178	100	472	356	75	176	142	81	474	395	83
山梨県	247	232	94	655	653	100	241	233	97	592	592	100*
長野県	386	347	90	522	496	95	386	364	94	504	528*	100*
岐阜県	338	140	41	242	239	99	337	140	42	252	251	100
静岡県	327	127	39	335	309	92	325	155	48	361	358	99
愛知県	244	94	26	706	676	96	236	126	53	895	834	93
三重県	96	66	69	217	214	99	333	100	30	284	280	99
滋賀県	201	201	100	1,052	1,052	100	200	200	100	1,052	1,052	100
京都府	236	77	33	1,530	1,505	98	233	83	36	1,567	1,458	93
大阪府	233	15	6	1,296	1,185	91	233	16	7	1,296	1,194	92
兵庫県	420	420	100	1,139	1,086	95	420	420	100	1,139	1,077	95
奈良県	152	144	95	275	275	100	152	146	96	285	269	94
和歌山県	226	98	43	584	584	100	226	103	46	608	608	100
鳥取県	183	183	100	219	219	100	181	181	100	219	219	100
島根県	279	36	13	97	97	100	279	37	13	98	94	96
岡山県	387	387	100	2,882	2,769	96	387	387	100	2,882	2,790	97
広島県	381	13	3	434	395	91	376	39	10	559	544	97
山口県	219	210	96	1,338	1,317	98	218	213	98	1,369	1,367	100
徳島県	137	36	26	213	209	98	137	36	26	293	209	71
香川県	174	21	12	249	240	96	174	21	12	250	246	98
愛媛県	276	32	12	228	197	86	276	38	12	273	240	88
高知県	190	9	5	153	151	99	192	13	7	191	186	97
福岡県	115	21	18	177	169	95	315	32	10	230	225	98
佐賀県	127	127	100	986	986	100	125	125	100	970	970	100
長崎県	186	101	54	752	751	100	185	113	61	793	768	97
熊本県	328	177	54	1,122	615	55	326	326	100	1,222	1,105	90
大分県	255	12	5	76	49	64	251	21	8	119	119	100
宮崎県	96	96	100	717	717	100	95	95	100	1,131	710	63*
鹿児島県	143	84	59	918	477	52	143	131	92	918	726	79
沖縄県	56	41	73	70	66	94	56	54	96	147	129	88
典 拠	<b7.7>に掲載の資料「救護法第四条ノ委員調」による。						<d>に掲載の資料「救護法第四条ノ委員調」による。また、<b8.9>に掲載の同資料も参考にした。					
備 考	*北海道の委員定数のうち、市町村分は未定。											

第7表一② 救護法の「委員」の設置状況と委員定数および選任現在数（うち女の委員数） 1938.3

	1938.3.31現在調査							
	市町村 総数	設置市町村		委員定数と現在数			うち女の委員	
		実数	比率	定数	現在数	比率	委員	比率
	団体 11,297	団体 10,071	% 89	人 58,483	人 54,075	% 92	1,353	% 3
全 国								
北海道	272	237	87	3,093	2,375	77	95	3
青森県	169	163	96	1,606	1,587	99	12	1
岩手県	237	229	97	952	944	99	14	0
宮城県	202	170	84	652	536	82	13	2
秋田県	236	168	71	1,281	1,221	95	107	8
山形県	228	228	100	1,455	1,441	99	17	1
福島県	368	365	99	1,129	993	88	6	1
茨城県	379	379	100	1,381	1,222	88	13	1
栃木県	177	177	100	1,156	1,123	97	7	1
群馬県	204	204	100	1,480	1,464	99	105	7
埼玉県	360	360	100	1,819	1,592	88	5	0
千葉県	328	328	100	1,192	1,116	94	1	0
東京都	95	95	100	3,106	2,728	88	24	1
神奈川県	168	168	100	1,267	1,259	99	13	1
新潟県	402	361	90	1,544	1,489	96	58	4
富山県	263	145	55	636	636	100	25	4
石川県	198	107	54	730	674	92	24	3
福井県	173	173	100	891	549	62	1	0
山梨県	199	199	100	931	838	90	4	0
長野県	385	385	100	710	671	95	12	2
岐阜県	329	258	78	454	451	99	4	1
静岡県	316	316	100	824	787	96	5	1
愛知県	231	231	100	1,544	1,365	88	22	1
三重県	330	303	92	1,407	1,383	98	4	0
滋賀県	193	193	100	1,051	1,045	99	4	0
京都府	223	223	100	2,400	2,304	96	27	1
大阪府	209	32	15	1,790	1,453	81	—	—
兵庫県	399	399	100	1,157	1,144	99	1	0
奈良県	151	151	100	401	340	85	20	5
和歌山県	215	215	100	1,460	1,456	100	5	0
鳥取県	169	169	100	466	455	98	3	1
島根県	272	272	100	1,424	1,383	97	24	2
岡山県	382	382	100	3,047	2,844	93	9	0
広島県	391	391	100	2,199	2,064	94	21	1
山口県	212	212	100	2,000	1,913	96	274	14
徳島県	134	87	65	562	548	98	8	1
香川県	172	153	89	865	772	89	13	2
愛媛県	266	212	80	862	830	96	3	0
高知県	190	28	15	324	299	92	10	3
福岡県	306	53	17	357	328	92	5	1
佐賀県	125	125	100	1,203	1,193	99	99	8
長崎県	185	182	98	1,683	1,486	88	171	10
熊本県	324	324	100	1,215	1,194	98	7	1
大分県	244	244	100	966	953	99	1	0
宮崎県	90	90	100	600	567	95	28	5
鹿児島県	140	140	100	1,037	889	86	29	3
沖縄県	56	56	100	174	171	98	—	—
典 拠	〈h〉に掲載の前年度末のデータ。							
備 考								

第7表一③ 救護法の「委員」数と委員一人当り人口および委員一人当り被救護人員

1933年、1938年

	1933.3現在					1938.3現在					
	委員数 (定数) 1933.3 末日 現在 a	委員一人当り人口		委員一人当り 被救護人員		委員数 (定数) 1938.3 末日 現在 a	委員一人当り人口		委員一人当り 被救護人員		
		1933.4.1 現在人口 (推計-概数) b	委員一 人当り 人口 b/a	被救護 人員 33.3.31 c	一人当 り被救 護人員 c/a		1938.4.1 現在人口 (推計-概数) b	委員一 人当り 人口 b/a	被救護 人員 38.3.31 c	一人当 り被救 護人員 c/a	
全 国	人 35,587	百人 669,327	人 18,808	人 99,730	人 2.8	人 58,483	百人 708,215	人 12,110	人 125,114	人 2.1	
北海道	1,750	29,408	16,805	3,211	1.8	3,093	31,603	10,218	4,770	1.5	
青森県	680	9,218	13,556	4,253	6.3	1,606	9,869	6,145	2,617	1.6	
岩手県	382	10,076	26,377	1,659	4.3	952	10,686	11,224	1,225	1.3	
宮城県	159	12,088	76,025	961	6.0	652	12,490	19,156	2,254	3.5	
秋田県	822	20,409	24,828	2,360	2.9	1,281	10,463	8,167	3,183	2.5	
山形県	823	11,033	13,406	1,611	2.0	1,455	11,006	7,564	2,638	1.8	
福島県	404	15,479	38,314	952	2.4	1,129	16,067	14,231	1,801	1.6	
茨城県	500	15,113	30,226	1,051	2.1	1,381	15,635	11,322	1,646	1.2	
栃木県	1,035	11,661	11,267	1,156	0.7	1,156	11,925	10,315	1,115	1.0	
群馬県	790	12,089	15,302	494	0.6	1,480	12,639	8,539	1,017	0.7	
埼玉県	1,429	14,917	10,438	4,550	3.2	1,819	15,434	8,485	3,375	1.9	
千葉県	1,071	15,099	14,098	1,054	1.0	1,192	15,563	13,056	2,056	1.7	
東京都	2,254	58,654	26,022	15,684	7.0	3,106	68,007	21,895	11,105	3.6	
神奈川県	600	17,040	28,400	2,647	4.4	1,267	19,884	15,639	5,362	4.2	
新潟県	1,030	19,810	19,233	3,108	3.0	1,544	20,721	13,420	4,096	2.7	
富山県	369	7,878	21,350	1,391	3.8	636	8,161	12,832	1,931	3.0	
石川県	552	7,544	13,667	2,051	3.7	730	7,708	10,559	2,328	3.2	
福井県	474	6,324	13,342	1,051	2.2	891	6,408	7,192	1,326	1.5	
山梨県	592	6,393	10,799	893	1.5	931	6,490	6,971	1,331	1.4	
長野県	504	17,580	34,881	1,460	2.9	710	16,972	23,904	2,439	3.4	
岐阜県	252	12,016	47,683	2,529	10.0	454	12,348	27,198	3,084	6.8	
静岡県	361	18,709	51,825	1,711	4.7	824	19,852	24,092	1,842	2.2	
愛知県	895	27,240	30,436	5,104	5.7	1,544	29,975	19,414	5,322	3.4	
三重県	284	11,663	41,067	2,321	8.2	1,407	11,749	8,350	3,641	2.6	
滋賀県	1,052	7,058	6,709	1,111	1.1	1,051	7,010	6,670	2,703	2.6	
京都府	1,567	16,387	10,458	3,374	2.2	2,400	17,052	7,105	3,721	1.6	
大阪府	1,296	38,650	29,823	5,628	4.3	1,790	45,531	25,436	5,736	3.2	
兵庫県	1,139	27,717	24,335	4,454	3.9	1,157	30,630	26,474	4,660	4.0	
奈良県	285	6,066	21,284	910	3.2	401	6,077	15,155	1,342	3.3	
和歌山県	608	8,529	14,028	1,535	2.5	1,460	8,602	5,891	2,300	1.6	
鳥取県	219	5,003	22,845	620	2.8	466	4,833	10,371	1,091	2.3	
島根県	98	7,435	75,867	1,047	10.7	1,424	7,484	5,256	1,984	1.4	
岡山県	2,882	13,139	4,559	1,869	0.6	3,047	13,196	4,331	2,572	0.8	
広島県	559	17,520	31,342	1,589	2.8	2,199	18,226	8,288	2,212	1.0	
山口県	1,369	11,639	8,501	1,222	0.9	2,000	12,309	6,155	1,511	0.8	
徳島県	293	7,257	24,768	1,142	3.9	562	7,222	12,851	1,787	3.2	
香川県	250	7,596	30,384	879	3.5	865	7,321	8,464	1,021	1.2	
愛媛県	273	11,639	42,634	1,647	6.0	862	11,722	13,599	2,346	2.7	
高知県	191	7,336	38,408	689	3.6	324	7,121	21,978	909	2.8	
福岡県	230	26,262	114,182	2,477	10.8	357	29,224	73,457	3,761	10.5	
佐賀県	970	6,974	7,190	592	0.6	1,203	6,849	5,693	976	0.8	
長崎県	793	12,757	16,087	2,121	2.7	1,683	13,273	7,887	2,318	1.4	
熊本県	1,222	13,914	11,386	665	0.5	1,215	13,611	11,202	2,049	1.7	
大分県	119	9,686	81,395	352	3.0	966	9,635	9,974	1,050	1.1	
宮崎県	1,131	7,936	7,017	503	0.4	600	8,241	13,735	1,673	2.8	
鹿児島県	918	15,779	17,188	1,881	2.0	1,037	15,642	15,084	3,535	3.4	
沖縄県	147	5,824	39,619	583	4.0	174	5,762	33,115	1,205	6.9	
典 拠	< d >	< 概数 >		< a 13 >		< h >	< 概数 >		< g 12 >		
備 考	被救護人員は、いづれも併救分を除く総救護人員（特定日現在）である。										

第8表一① 市町村における救護費予算計上と救護費支出の有無

1933.5~6頃調査

全 国	市町村総数		昭和7年度(1932)に救護費予算を計上した市町村 a					昭和8年度(1933)に救護費予算を計上した市町村 e		参考 c + e			
	実 数	比	救護費支出の有無				cの市町村における要救護者数 d	実 数	比		eの市町村における要救護者数 f		
			救護費を支出した市町村 b		救護費を支出せざる市町村 c							実 数	比
	11,777	100	10,163	86	5,580	47	4,583	39	14,975	1,614	14	3,692	53
	団体 %	10,163 %	5,580 %	4,583 %	14,975	1,614 %	3,692 %						
北海道	271	100	266	98	136	50	130	48	294	5	2	—	50
青森県	167	100	117	70	117	70	—	—	—	55	33	252	33
岩手県	237	100	157	66	59	25	98	41	847	80	34	201	75
宮城県	203	100	148	73	71	35	77	38	354	55	27	203	65
秋田県	238	100	184	77	138	58	46	19	219	54	23	106	42
山形県	228	100	156	68	102	45	54	24	340	72	32	202	55
福島県	407	100	336	83	79	19	257	63	577	71	17	114	81
茨城県	381	100	356	93	114	30	242	64	610	25	7	17	70
栃木県	177	100	176	99	86	49	90	51	171	1	1	—	51
群馬県	206	100	190	92	58	28	132	64	332	16	8	8	72
埼玉県	366	100	281	77	181	49	100	27	626	85	23	470	51
千葉県	348	100	347	100	146	42	201	58	527	1	0	—	58
東京都	182	100	151	83	87	48	64	35	865	31	17	31	52
神奈川県	179	100	135	75	93	52	42	23	262	44	25	133	48
新潟県	403	100	367	91	190	47	177	44	346	36	9	26	53
富山県	262	100	169	65	128	48	41	16	107	96	37	104	52
石川県	218	100	199	91	119	55	80	37	165	19	9	63	45
福井県	178	100	167	94	110	62	57	32	287	11	6	30	38
山梨県	241	100	215	89	70	29	145	60	81	26	11	7	71
長野県	386	100	348	90	156	40	192	50	691	38	10	32	60
岐阜県	338	100	275	81	191	57	84	25	182	63	19	30	43
静岡県	326	100	278	85	137	42	141	43	511	48	15	29	58
愛知県	244	100	241	99	125	51	116	48	469	3	1	—	49
三重県	334	100	273	82	164	49	109	33	222	61	18	49	51
滋賀県	201	100	201	100	151	75	50	25	154	—	—	—	25
京都府	236	100	199	84	100	42	99	42	221	37	16	23	58
大阪府	233	100	232	100	105	45	127	55	194	1	0	—	55
兵庫県	420	100	370	88	225	54	145	35	652	50	12	211	46
奈良県	152	100	128	84	105	69	23	15	240	24	16	90	31
和歌山県	226	100	221	98	221	98	—	—	—	5	2	30	2
鳥取県	184	100	104	57	95	52	9	5	40	80	43	95	48
島根県	279	100	212	76	121	43	91	33	358	67	24	266	57
岡山県	384	100	343	89	231	60	112	29	495	41	11	80	40
広島県	410	100	389	95	214	52	175	43	425	21	5	57	48
山口県	219	100	210	96	154	70	56	26	57	9	4	4	30
徳島県	137	100	132	96	88	64	44	32	186	5	4	7	36
香川県	174	100	152	87	110	63	42	24	47	22	13	38	37
愛媛県	276	100	219	79	126	46	93	34	237	57	21	25	54
高知県	192	100	175	91	61	32	114	59	206	17	9	6	68
福岡県	315	100	200	63	106	34	94	30	391	115	37	474	66
佐賀県	132	100	132	100	64	48	68	52	278	—	—	—	52
長崎県	186	100	151	81	118	63	33	18	130	35	19	98	37
熊本県	349	100	349	100	85	24	264	76	463	—	—	—	76
大分県	255	100	232	91	66	26	166	65	251	23	9	16	74
宮崎県	95	100	95	100	53	56	42	44	261	—	—	—	44
鹿児島県	143	100	140	98	82	57	58	41	471	3	2	15	43
沖縄県	56	100	50	89	47	84	3	5	133	6	11	—	16

典 拠 < b 8 - 4 > に掲載の資料「市町村ニ於ケル救護費予算計上ノ有無ニ関スル調」から算出作成。

備 考

第8表一① (の続き)

	町の 場 合 (特 掲)							村 の 場 合 (特 掲)						
	町 数		昭和7年度 (1932)に 救護費を支 出せざる町 c		昭和8年度 (1933)に 救護費予算 を計上せ ざる町 e		参 考 c + e	村 数		昭和7年度 (1932)に 救護費を支 出せざる村 c		昭和8年度 (1933)に 救護費予算 を計上せ ざる村 e		参 考 c + e
	実 数	比	実 数	比	実 数	比	比	実 数	比	実 数	比	実 数	比	比
全 国	団体 1,710	% 100	団体 438	% 26	団体 87	% 5	% 31	団体 9,955	% 100	団体 4,144	% 42	団体 1,527	% 15	% 57
北海道	43	100	10	23	—	—	23	222	100	120	54	5	2	56
青森県	23	100	—	—	7	30	30	141	100	—	—	48	34	34
岩手県	27	100	10	37	5	19	56	209	100	88	42	75	36	78
宮城県	41	100	9	22	8	20	41	161	100	68	42	47	29	71
秋田県	47	100	9	19	5	11	30	190	100	37	19	49	26	45
山形県	27	100	3	11	1	4	15	198	100	51	26	71	36	62
福島県	46	100	24	52	4	9	61	358	100	233	65	67	19	84
茨城県	53	100	20	38	—	—	38	327	100	222	68	25	8	76
栃木県	38	100	14	37	—	—	37	137	100	76	56	1	1	57
群馬県	40	100	20	50	2	5	55	163	100	111	68	14	9	77
埼玉県	48	100	10	21	6	13	33	317	100	90	28	79	25	53
千葉県	88	100	30	34	—	—	34	259	100	171	66	1	0	66
東京都	69	100	15	22	—	—	22	111	100	49	44	31	28	72
神奈川県	32	100	6	19	—	—	19	143	100	36	25	44	31	56
新潟県	49	100	6	12	—	—	12	351	100	171	49	36	10	59
富山県	33	100	2	6	3	9	15	230	100	39	17	93	40	57
石川県	24	100	1	4	—	—	4	193	100	79	41	19	10	51
福井県	12	100	3	25	—	—	25	165	100	54	33	11	7	39
山梨県	10	100	5	50	—	—	50	230	100	140	61	26	11	72
長野県	30	100	10	33	—	—	33	353	100	182	52	38	11	62
岐阜県	55	100	8	15	2	4	18	281	100	76	27	61	22	49
静岡県	47	100	8	17	1	2	19	275	100	133	48	47	17	65
愛知県	82	100	16	20	1	1	21	157	100	100	64	2	1	65
三重県	34	100	11	32	2	6	38	297	100	98	33	59	20	53
滋賀県	22	100	1	5	—	—	5	178	100	46	26	—	—	26
京都府	24	100	9	38	—	—	38	211	100	90	43	37	18	60
大阪府	24	100	5	21	—	—	21	206	100	122	59	1	0	60
兵庫県	69	100	23	33	6	9	42	346	100	122	35	44	13	42
奈良県	27	100	6	22	—	—	22	124	100	17	14	24	19	51
和歌山県	31	100	—	—	—	—	—	194	100	—	—	5	3	33
鳥取県	17	100	—	—	8	47	47	165	100	9	5	72	44	36
島根県	23	100	3	13	2	9	22	255	100	88	35	65	25	40
岡山県	58	100	15	26	1	2	28	323	100	97	30	40	12	60
広島県	52	100	16	31	1	2	33	354	100	159	45	20	6	72
山口県	33	100	5	15	—	—	15	183	100	51	28	9	5	74
徳島県	37	100	11	30	2	5	35	99	100	33	33	3	3	36
香川県	21	100	2	10	2	10	19	151	100	40	26	20	30	40
愛媛県	35	100	4	11	3	9	20	238	100	89	37	54	23	60
高知県	28	100	14	50	—	—	50	163	100	100	61	17	10	72
福岡県	48	100	9	19	11	23	42	257	100	85	33	104	40	74
佐賀県	14	100	3	21	—	—	21	116	100	65	56	—	—	56
長崎県	20	100	2	10	1	5	15	164	100	31	19	34	21	40
熊本県	41	100	25	61	—	—	61	307	100	239	78	—	—	78
大分県	35	100	20	57	3	9	66	217	100	146	67	20	9	76
宮崎県	17	100	4	24	—	—	24	76	100	38	50	—	—	50
鹿児島県	32	100	11	34	—	—	34	110	100	47	43	3	3	45
沖縄県	4	100	—	—	—	—	—	50	100	3	60	6	12	18
典 拠														
備 考	なお、市の場合の数値(全国)は以下の通りであるが、道府県別数値は省略した。 市数 112(100%) c 1(1%) e —(—%) c+e 1(1%)													

第8表一② 市町村における救護費予算計上と救護費支出の有無

1935.5.1現在調査

市町村総数	昭和9年度(1934)に救護費を計上した市町村 a								昭和10年度(1935)に救護費を計上せる市町村 e				参考 c + e %		
	救護費支出の有無				cの市町村における要救護者数 d				eの市町村における要救護者数 f						
	救護費を支出した市町村 b		救護費を支出せざる市町村 c		実数		%		実数		%			実数	
実数	比	実数	比	実数	比	実数	比	実数	比	実数	比	実数	比	実数	比
全 国	11,434	100	10,710	94	8,387	73	2,323	20	19,175	724	6	4,027	27		
北海道	271	100	271	100	218	80	53	20	212	—	—	—	20		
青森県	178	100	167	94	145	81	22	12	—	11	6	126	19		
岩手県	232	100	176	76	95	41	81	35	2,775	56	24	1,142	59		
宮城県	202	100	170	84	134	66	36	18	858	32	16	319	34		
秋田県	224	100	217	97	191	85	26	12	357	7	3	95	15		
山形県	228	100	170	75	147	64	23	10	234	58	25	508	35		
福島県	239	100	192	80	167	70	25	10	565	47	20	153	30		
茨城県	390	100	380	97	320	82	60	15	587	10	3	25	18		
栃木県	177	100	177	100	147	83	30	17	110	—	—	—	17		
群馬県	200	100	194	97	100	50	94	47	1,009	6	3	75	50		
埼玉県	373	100	363	97	314	84	49	13	1,495	10	3	135	16		
千葉県	338	100	337	100	327	97	10	3	81	1	0	7	3		
東京都	107	100	79	74	70	65	9	8	55	28	26	123	34		
神奈川県	184	100	176	96	140	76	36	20	329	8	4	18	24		
新潟県	388	100	366	94	318	82	48	12	1,041	22	6	337	18		
富山県	262	100	187	71	153	58	34	13	163	75	29	95	42		
石川県	219	100	208	95	156	71	52	24	323	11	5	22	29		
福井県	169	100	164	97	140	83	24	14	21	5	3	5	17		
山梨県	236	100	236	100	100	42	136	58	1,065	—	—	—	58		
長野県	392	100	387	99	295	75	92	23	353	5	1	5	24		
岐阜県	336	100	293	87	256	76	37	11	49	43	13	23	24		
静岡県	326	100	304	93	194	60	110	34	613	22	7	133	41		
愛知県	236	100	236	100	184	78	52	22	394	—	—	—	22		
三重県	334	100	317	95	261	78	56	17	223	17	5	—	22		
滋賀県	228	100	218	96	189	83	29	13	280	10	4	52	17		
京都府	224	100	192	86	146	65	46	21	142	32	14	49	35		
大阪府	226	100	226	100	139	62	87	38	301	—	—	—	38		
兵庫県	420	100	411	98	308	73	103	25	424	9	2	21	27		
奈良県	151	100	151	100	148	98	3	2	2	—	—	—	2		
和歌山県	214	100	212	99	167	78	45	21	219	2	1	32	22		
鳥取県	176	100	160	91	137	78	23	13	81	16	9	51	22		
島根県	270	100	255	94	225	83	30	11	280	15	6	51	17		
岡山県	377	100	354	94	293	78	61	16	409	23	6	130	22		
広島県	400	100	400	100	322	81	78	20	961	—	—	—	20		
山口県	219	100	216	99	197	90	19	9	85	2	1	32	10		
徳島県	139	100	137	99	121	87	16	12	79	2	1	2	13		
香川県	268	100	162	85	128	67	34	18	81	29	15	36	33		
愛媛県	203	100	242	90	182	68	60	22	—	26	10	33	32		
高知県	307	100	176	87	104	51	72	35	106	27	13	45	48		
福岡県	254	100	291	95	191	62	100	33	108	16	5	13	38		
佐賀県	125	100	125	100	94	75	31	25	496	—	—	—	25		
長崎県	177	100	156	88	139	79	17	10	112	21	12	116	22		
熊本県	322	100	321	100	186	58	135	42	1,394	1	0	—	42		
大分県	254	100	239	94	122	48	117	46	450	15	6	50	52		
宮崎県	95	100	95	100	84	88	11	12	179	—	—	—	12		
鹿児島県	148	100	148	100	140	95	8	5	32	—	—	—	5		
沖縄県	59	100	56	95	53	90	3	5	42	3	5	—	10		

典 拠 < e > に掲載の資料「市町村ニ於ケル救護費計上ノ有無ニ関スル調」から算出・作成。

備 考

第8表-② (の続き)

	町の場合 (特掲)							村の場合 (特掲)						
	町数		昭和9年度(1934)に救護費を支出せざる町 c		昭和10年度(1935)に救護費予算を計上せる町 e		参考 c+e	村数		昭和9年度(1934)に救護費を支出せざる村 c		昭和10年度(1935)に救護費予算を計上せる村 e		参考 c+e
	実数	比	実数	比	実数	比	比	実数	比	実数	比	実数	比	比
全 国	1,689	100	129	8	28	2	9	9,618	100	2,194	23	696	7	30
北海道	47	100	2	4	—	—	4	217	100	51	24	—	—	24
青森県	24	100	1	4	—	—	1	151	100	21	14	11	7	21
岩手県	28	100	6	21	3	11	32	203	100	75	37	53	26	63
宮城県	37	100	1	3	1	3	5	163	100	35	21	31	19	40
秋田県	51	100	4	8	—	—	8	172	100	22	13	7	4	17
山形県	26	100	1	4	1	4	8	198	100	22	11	57	29	40
福島県	47	100	1	2	6	13	15	189	100	24	13	41	22	35
茨城県	54	100	1	2	—	—	2	335	100	59	18	10	3	21
栃木県	37	100	2	5	—	—	5	138	100	28	20	—	—	20
群馬県	40	100	12	30	—	—	30	157	100	82	52	6	4	56
埼玉県	49	100	5	10	—	—	10	320	100	44	14	9	3	17
千葉県	84	100	—	—	—	—	—	251	100	10	4	1	0	4
東京都	11	100	—	—	—	—	—	94	100	9	10	28	30	40
神奈川県	33	100	4	12	—	—	12	147	100	32	22	8	5	27
新潟県	52	100	—	—	—	—	—	332	100	48	14	22	7	21
富山県	34	100	2	6	2	6	12	226	100	32	14	73	32	46
石川県	27	100	1	4	—	—	4	191	100	51	27	11	6	33
福井県	13	100	1	8	—	—	8	155	100	23	15	5	3	18
山梨県	13	100	4	31	—	—	31	222	100	132	59	—	—	59
長野県	30	100	2	7	—	—	7	359	100	90	25	5	1	26
岐阜県	54	100	—	—	3	6	6	280	100	37	13	40	14	27
静岡県	48	100	6	13	—	—	13	274	100	104	38	21	8	46
愛知県	81	100	5	6	—	—	6	150	100	47	31	—	—	31
三重県	34	100	1	3	—	—	3	296	100	55	19	17	6	25
滋賀県	20	100	—	—	—	—	—	207	100	29	14	10	5	19
京都府	24	100	1	4	—	—	4	199	100	45	23	32	16	39
大阪府	27	100	1	4	—	—	4	196	100	85	43	—	—	43
兵庫県	71	100	8	11	—	—	11	344	100	95	28	9	3	31
奈良県	29	100	—	—	10	34	34	121	100	3	2	—	—	2
和歌山県	27	100	6	22	1	4	26	184	100	39	21	1	1	21
鳥取県	17	100	2	12	1	6	18	157	100	21	13	15	10	23
島根県	26	100	—	—	—	—	—	243	100	30	12	15	6	18
岡山県	62	100	6	10	2	3	13	312	100	55	18	21	7	25
広島県	56	100	7	13	—	—	13	340	100	71	21	—	—	21
山口県	32	100	—	—	—	—	—	183	100	19	10	3	2	12
徳島県	38	100	1	3	—	—	3	100	100	15	15	2	2	17
香川県	22	100	3	14	1	5	18	167	100	31	19	28	17	36
愛媛県	33	100	1	3	1	3	6	231	100	59	26	25	11	37
高知県	28	100	4	14	2	7	21	174	100	68	39	25	14	53
福岡県	49	100	8	16	2	4	20	248	100	92	37	14	6	43
佐賀県	13	100	2	15	—	—	15	110	100	29	26	—	—	26
長崎県	26	100	1	4	—	—	4	149	100	16	11	21	14	25
熊本県	41	100	7	17	—	—	17	280	100	128	46	1	0	46
大分県	34	100	9	26	—	—	26	217	100	108	50	15	7	57
宮崎県	20	100	—	—	—	—	—	72	100	11	15	—	—	15
鹿児島県	36	100	—	—	—	—	—	111	100	8	7	—	—	7
沖縄県	4	100	—	—	—	—	—	53	100	3	6	3	6	12
典 拠														
備 考	なお、市の場合の数値(全国)は以下の通りであるが、道府県別数値は省略した。 市数 127(100%) c —(—%) e —(—%) c+e —(—%)													

第9表 救護費額とその費目別構成 (施設事務費・委員費含む)

1937年度

	救護費支出総額 (国庫補助) a		救護費 (埋葬含む) b		生活扶助 b 1		医 療 b 2		助 産 b 3	
	実 数	比率	実 数	比率	実 数	比率	実 数	比率	実 数	比率
全 国	円	%	円	%	円	%	円	%	円	%
	6,914,937	100	6,487,849	93.8	5,625,145	81.3	786,707	11.4	5,787	0.1
北海道	268,354	100	254,380	94.8	206,209	76.8	44,503	16.6	59	0.0
青森県	92,412	100	82,807	89.6	70,173	75.9	10,959	11.9	151	0.2
岩手県	57,127	100	50,078	87.7	48,381	84.7	1,047	1.8	130	0.2
宮城県	125,115	100	120,267	96.1	88,464	70.7	30,116	24.1	788	0.6
秋田県	71,129	100	68,940	96.9	65,454	92.0	2,659	3.7	28	0.0
山形県	84,494	100	79,865	94.5	75,483	89.3	3,699	4.4	18	0.0
福島県	66,549	100	60,431	90.8	58,398	87.8	1,088	1.6	35	0.1
茨城県	87,197	100	73,911	84.8	67,570	77.5	4,949	5.7	96	0.1
栃木県	46,026	100	42,543	92.4	38,579	83.8	3,100	6.7	29	0.1
群馬県	* 41,085	100	* 41,652	101.4	39,521	96.2	1,479	3.6	68	0.2
埼玉県	127,712	100	102,559	80.3	78,922	61.8	21,919	17.2	51	0.0
千葉県	77,418	100	69,442	89.7	63,720	82.3	4,481	5.8	126	0.2
東京都	1,235,056	100	1,189,243	96.3	984,699	79.7	193,360	15.7	1,204	0.1
神奈川県	342,929	100	310,067	90.4	254,185	74.1	52,800	15.3	117	0.0
新潟県	169,191	100	156,175	92.3	149,178	88.2	5,704	3.4	321	0.2
富山県	72,947	100	69,663	95.5	64,953	89.0	4,068	5.6	44	0.1
石川県	111,100	100	107,392	96.7	96,502	86.9	10,378	9.3	35	0.0
福井県	43,503	100	42,222	97.1	39,762	91.4	1,967	4.5	7	0.0
山梨県	36,329	100	33,135	91.2	30,645	84.4	2,273	6.3	25	0.1
長野県	104,228	100	94,163	90.3	86,328	82.8	6,959	6.7	190	0.2
岐阜県	125,403	100	121,391	96.8	109,452	87.3	10,452	8.3	56	0.0
静岡県	102,825	100	99,567	96.8	85,164	82.8	12,835	12.5	285	0.3
愛知県	329,749	100	280,637	85.1	244,299	74.1	33,655	10.2	172	0.1
三重県	112,564	100	107,140	95.2	102,692	91.2	3,385	3.0	120	0.1
滋賀県	75,338	100	71,161	94.5	68,464	90.9	2,071	2.7	—	—
京都府	241,935	100	236,794	97.9	190,822	78.9	43,171	17.8	327	0.1
大阪府	* 791,437	100	* 794,050	100.3	661,152	83.5	124,755	15.8	98	0.0
兵庫県	352,710	100	320,428	90.8	286,122	81.1	31,551	8.9	42	0.0
奈良県	61,434	100	57,197	93.1	56,142	91.4	560	0.9	33	0.1
和歌山県	103,020	100	101,427	98.5	97,895	95.0	2,713	2.6	20	0.0
鳥取県	45,941	100	42,192	91.8	38,931	84.7	2,736	6.0	—	—
島根県	* 84,630	100	* 84,679	100.1	79,181	93.6	4,862	5.7	79	0.1
岡山県	152,249	100	136,742	89.8	120,742	79.3	14,233	9.3	60	0.0
広島県	139,759	100	118,659	84.9	104,399	74.7	12,563	9.0	119	0.1
山口県	92,487	100	66,447	71.8	62,229	67.3	3,185	3.4	15	0.0
徳島県	70,548	100	66,781	94.7	60,092	85.2	3,741	5.3	73	0.1
香川県	40,008	100	35,714	89.3	34,080	85.2	1,150	2.9	12	0.0
愛媛県	90,580	100	84,897	93.7	71,889	79.4	11,361	12.5	16	0.0
高知県	* 42,488	100	* 43,088	101.4	31,835	74.9	10,772	25.4	24	0.1
福岡県	189,387	100	181,569	95.9	160,714	84.9	18,200	9.6	486	0.3
佐賀県	42,866	100	40,038	93.4	31,341	73.1	7,995	18.7	31	0.1
長崎県	89,007	100	85,888	96.5	81,004	91.0	4,058	4.6	20	0.0
熊本県	66,003	100	60,336	91.4	55,412	84.0	4,322	6.5	24	0.0
大分県	40,461	100	36,942	91.3	33,815	83.6	2,314	5.7	55	0.1
宮崎県	47,297	100	46,833	99.0	42,331	89.5	3,791	8.0	48	0.1
鹿児島県	85,505	100	78,232	91.5	68,732	80.4	8,368	9.8	45	0.1
沖縄県	41,405	100	39,954	96.5	39,093	94.4	397	1.0	5	0.0
典 拠	< g 7-13 > の第三表		< g 7-13 > の注 < g 12 > の第10表の①		< g 12 > の第10表の①					
備 考	< g 7-13 > の第三表には、a欄の数値はb欄のほかc欄とd欄からなることが注記されているが、< g 12 > に見られるc欄とd欄の数値を加えても、わずかだが不足し一致しない。おそらく、c欄とd欄の数値は、b欄の数値とは異なり、最終的な国庫補助精算金額ではないために、このよ									

第9表 (つづき、構成比)

	生業扶助 b 4				埋 葬 b 5				救護施設事務費 c				委 員 費 d			
	実 数		比率		実 数		比率		実 数		比率		実 数		比率	
	円	%	円	%	円	%	円	%	円	%	円	%	円	%	円	%
全 国	5,795	0.1	64,415	0.9	158,670	2.3	236,740	3.4								
北海道	701	0.3	2,908	1.1	585	0.2	13,879	5.2								
青森県	503	0.5	1,021	1.1	—	—	9,554	10.3								
岩手県	82	0.1	438	0.8	693	1.2	2,336	4.1								
宮城県	405	0.3	594	0.5	595	0.5	4,006	3.2								
秋田県	—	—	799	1.1	—	—	2,257	3.2								
山形県	54	0.1	611	0.7	—	—	4,628	5.4								
福島県	—	—	910	1.4	—	—	6,119	9.2								
茨城県	396	0.5	900	1.0	3,635	4.1	9,607	11.0								
栃木県	28	0.1	807	1.8	—	—	2,381	5.2								
群馬県	20	0.0	564	1.4	—	—	525	1.3								
埼玉県	—	—	1,667	1.3	20,888	16.4	5,165	4.0								
千葉県	102	0.1	1,013	1.3	—	—	9,172	11.8								
東京都	—	—	9,980	0.8	—	—	22,799	1.8								
神奈川県	23	0.0	2,939	0.9	29,202	8.5	8,078	2.4								
新潟県	50	0.0	957	0.6	3,242	1.9	9,702	5.7								
富山県	30	0.1	568	0.8	—	—	3,285	4.5								
石川県	45	0.0	432	0.4	3,108	2.8	434	0.4								
福井県	20	0.0	466	1.1	—	—	1,351	3.1								
山梨県	5	0.0	187	0.5	3,194	8.8	—	—								
長野県	—	—	686	0.7	2,776	2.7	4,227	4.1								
岐阜県	261	0.2	1,170	0.9	—	—	2,024	1.6								
静岡県	115	0.1	1,168	1.1	944	0.9	2,298	2.2								
愛知県	20	0.0	2,491	0.8	40,434	12.3	9,095	2.8								
三重県	176	0.2	767	0.7	—	—	7,154	6.4								
滋賀県	—	—	626	0.8	1,089	1.4	3,445	4.6								
京都府	20	0.0	2,454	1.0	—	—	5,139	2.1								
大阪府	—	—	8,045	1.0	—	—	—	—								
兵庫県	—	—	2,713	0.8	31,579	9.0	3,383	1.0								
奈良県	75	0.1	387	0.6	—	—	2,987	4.9								
和歌山県	—	—	799	0.8	—	—	1,593	1.5								
鳥取県	20	0.0	505	0.1	1,204	2.6	2,544	5.5								
島根県	61	0.1	496	0.6	—	—	2,373	2.8								
岡山県	51	0.0	1,657	1.1	4,279	2.8	11,406	7.5								
広島県	67	0.1	1,511	1.6	655	0.7	20,447	22.1								
山口県	130	0.1	888	1.0	1,709	1.8	5,630	6.1								
徳島県	1,733	2.4	1,142	1.6	—	—	3,766	5.3								
香川県	—	—	472	1.2	—	—	3,268	8.2								
愛媛県	127	0.1	1,504	1.7	1,087	1.2	4,597	5.1								
高知県	—	—	457	1.1	836	2.0	—	—								
福岡県	—	—	2,169	1.1	4,997	2.6	3,141	1.7								
佐賀県	52	0.1	619	1.4	—	—	2,755	6.4								
長崎県	5	0.0	801	0.9	—	—	3,728	4.2								
熊本県	20	0.0	558	0.8	1,800	2.7	3,716	5.6								
大分県	146	0.4	612	1.5	—	—	3,644	9.0								
宮崎県	110	0.2	553	1.2	—	—	730	1.5								
鹿児島県	25	0.0	1,062	1.2	139	0.2	6,946	8.1								
沖縄県	117	0.3	342	0.8	—	—	1,426	3.4								
典 拠					< g 12 > の第14表				< g 12 > の第13表							
備 考	うな差異が生じたのであろう。 *印を付けた府県は、a欄の数値もしくはb欄の数値に誤りがあると思われる (b欄の比率も100%を越える)訂正の仕様がないのでそのままとした。															

第10表-① 救護費(生活扶助)の救護人員一人当り単価額(年度前半期分)

1933~1935年度

	1933年度前半期(4-9月)			1934年度前半期(4-9月)			1935年度前半期(4-9月)		
	救護費 a	延救護人員 b	単価 a/b	救護費 a	延救護人員 b	単価 a/b	救護費 a	延救護人員 b	単価 a/b
全 国	円	人日	銭	円	日人	銭	円	日人	銭
	2,230,565	17,796,158	12.5	2,495,840	19,786,039	12.6	2,547,855	21,541,634	11.8
北海道	62,033	536,016	11.6	69,078	559,468	12.3	79,926	645,126	12.4
青森県	26,963	262,109	10.3	29,828	305,375	9.8	29,538	395,454	7.5
岩手県	13,131	151,836	8.6	13,686	158,152	8.7	21,398	349,278	6.1
宮城県	22,662	192,820	11.8	27,902	263,026	10.6	37,206	371,285	10.0
秋田県	27,053	442,923	6.1	29,337	484,464	6.1	29,646	525,955	5.6
山形県	21,171	296,105	7.1	25,216	335,482	7.5	32,430	444,468	7.3
福島県	15,968	154,297	10.3	20,873	202,413	10.3	22,512	221,552	10.2
茨城県	19,354	187,367	10.3	23,015	193,138	11.9	26,129	232,199	11.3
栃木県	13,125	144,045	9.1	16,661	179,972	9.3	19,510	203,095	9.6
群馬県	11,092	96,840	11.5	12,458	110,344	11.3	12,818	96,847	13.2
埼玉県	33,036	379,612	8.7	75,104	440,186	17.1	41,602	477,979	8.7
千葉県	22,569	232,863	9.7	25,402	246,352	10.3	29,032	280,636	10.3
東京都	571,062	3,085,200	18.5	557,397	2,905,428	19.2	428,830	2,511,710	17.1
神奈川県	79,228	505,178	15.7	116,126	781,227	14.9	116,546	802,028	14.5
新潟県	45,939	565,668	8.1	54,471	676,417	8.1	67,685	775,408	8.7
富山県	20,955	236,640	8.9	24,045	291,275	8.3	35,819	294,859	12.1
石川県	40,698	390,672	10.4	43,362	410,624	10.6	42,665	414,290	10.3
福井県	13,786	195,216	7.1	17,345	202,413	8.6	18,783	219,950	8.5
山梨県	12,759	175,145	7.3	12,496	163,448	7.6	13,504	183,579	7.4
長野県	25,762	242,520	10.6	27,932	263,026	10.6	31,796	309,531	10.3
岐阜県	39,083	438,350	8.9	44,838	487,119	9.2	47,732	502,292	9.5
静岡県	32,837	288,129	11.4	32,578	276,752	11.8	39,814	356,303	11.2
愛知県	96,988	929,661	10.4	110,082	1,060,548	10.4	100,699	1,115,148	9.0
三重県	36,286	467,429	7.8	43,173	417,931	10.3	48,251	608,837	7.9
滋賀県	21,664	232,352	9.3	27,171	287,342	9.5	27,714	315,527	8.8
京都府	76,178	634,875	12.0	89,809	748,769	12.0	67,913	686,133	9.9
大阪府	258,147	1,108,403	23.3	404,877	1,350,094	30.0	341,857	1,507,760	22.7
兵庫県	119,083	775,731	15.4	* 142,961	892,505	16.0	144,288	930,249	15.5
奈良県	17,707	171,990	10.3	22,399	207,791	10.5	24,132	233,872	10.3
和歌山県	35,450	397,517	8.9	38,374	317,758	12.1	40,955	397,517	10.3
鳥取県	11,880	112,770	10.5	13,272	141,000	9.4	15,355	159,564	9.6
島根県	26,167	185,524	14.1	28,568	251,730	11.3	32,419	368,196	8.8
岡山県	42,476	350,463	12.1	47,497	409,237	11.6	51,436	432,397	11.9
広島県	37,142	310,486	12.0	45,655	374,473	12.2	45,854	384,137	11.9
山口県	28,126	233,198	12.1	30,360	269,412	11.3	34,013	282,976	12.0
徳島県	22,347	202,188	11.1	25,208	247,235	10.2	27,431	268,327	10.2
香川県	14,015	155,633	9.0	16,004	165,698	9.7	16,569	192,688	8.6
愛媛県	28,643	212,004	13.5	31,808	333,880	9.5	32,782	348,218	9.4
高知県	10,376	71,556	14.5	12,199	92,467	13.2	14,217	144,511	9.8
福岡県	51,871	484,959	10.7	62,235	587,666	10.6	67,844	608,453	11.2
佐賀県	9,774	105,924	9.2	12,420	138,109	9.0	14,352	164,589	8.7
長崎県	31,574	408,492	7.7	38,518	503,338	7.7	38,462	490,941	7.8
熊本県	18,673	203,677	9.2	18,949	165,234	11.5	24,501	265,866	9.2
大分県	10,548	92,288	11.4	14,600	109,822	13.3	15,387	116,682	13.2
宮崎県	13,956	160,320	8.7	17,176	176,635	9.7	18,044	241,856	7.5
鹿児島県	34,338	369,893	9.3	30,041	475,747	6.3	35,527	591,040	6.0
沖縄県	12,994	127,185	10.2	13,985	135,575	10.3	15,330	165,886	9.4
典 拠	< b 9.5-8 > の数値から算出			< b 10.6-8 > の数値から算出			< b 11.9 > の数値から算出		
備 考	*原資料で明らかな誤植と思われる数値(算出数値)は、訂正してある(1934年前半期の救護費額の兵庫県50,961→142,961)。								

第10表一② 救護費（生活扶助）の救護人員一人当り単価額（年度額）

1936～1938年度

	1936年度（4-3月）			1937年度（4-3月）			1938年度（4-3月）		
	救護費 a	延救護人員 b	単価 a/b	救護費 a	延救護人員 b	単価 a/b	救護費 a	延救護人員 b	単価 a/b
全 国	円 5,414,258	人日 44,938,705	銭 12.0	円 5,625,145	人日 45,477,279	銭 12.4	円 5,008,940	人日 36,889,497	銭 13.6
北海道	195,122	1,487,866	13.1	206,207	1,615,664	12.8	197,297	1,501,005	13.1
青森県	69,606	951,726	7.3	70,173	827,802	8.5	59,445	721,162	8.2
岩手県	46,354	534,663	8.7	48,381	530,944	9.1	42,962	416,594	10.3
宮城県	79,832	816,789	9.8	88,464	886,045	10.0	92,048	844,967	10.9
秋田県	61,195	1,116,049	5.5	65,454	1,122,037	5.8	59,477	764,977	7.8
山形県	67,815	869,246	7.8	75,483	951,932	7.9	70,214	831,799	8.4
福島県	54,662	528,964	10.3	58,398	547,604	10.7	91,258	612,179	14.9
栃木県	63,663	569,554	11.2	67,570	594,099	11.4	69,405	537,958	12.9
群馬県	39,820	386,026	10.3	38,579	355,399	10.9	41,107	317,386	13.0
群馬群	30,698	295,478	10.4	39,521	413,146	9.6	42,452	434,332	9.8
埼玉県	80,715	673,919	12.0	78,922	827,315	9.5	80,340	858,050	9.4
千葉県	59,944	611,455	9.8	63,720	646,465	9.9	64,378	531,526	12.1
東京都	912,281	5,374,254	17.0	984,699	5,696,200	17.3	683,694	3,344,315	20.4
神奈川県	250,920	1,759,418	14.3	254,185	1,936,358	13.1	239,835	1,222,683	19.6
新潟県	146,497	1,659,940	8.8	153,247	1,559,516	9.8	130,207	1,289,246	10.1
富山県	61,400	686,265	8.9	64,953	698,928	9.3	61,603	591,266	10.4
石川県	85,294	795,609	10.7	96,502	815,168	11.8	103,859	842,497	12.3
福井県	39,234	346,967	11.3	39,762	344,639	11.5	29,587	261,309	11.3
山梨県	29,512	421,861	7.0	30,645	438,789	7.0	23,347	321,311	7.3
長野県	86,469	717,920	12.0	86,328	717,847	12.0	87,386	663,700	13.2
岐阜県	104,221	958,454	10.9	109,452	993,105	11.0	103,559	921,253	11.2
静岡県	81,618	649,933	12.6	85,164	704,602	12.1	75,216	656,145	11.5
愛知県	238,634	2,204,945	10.8	244,299	2,186,443	11.2	216,946	1,673,128	13.0
三重県	97,624	1,169,482	8.3	102,692	1,202,683	8.5	96,860	1,059,448	9.1
滋賀県	62,490	611,094	10.2	68,464	571,744	12.0	63,919	490,613	13.0
京都府	184,255	1,494,918	12.3	190,822	1,497,011	12.7	188,957	1,249,798	15.1
大阪府	695,990	3,095,485	22.5	661,152	2,942,414	22.5	532,311	2,068,385	25.7
兵庫県	285,142	1,921,836	14.8	286,122	1,938,869	14.8	249,707	1,490,377	16.8
奈良県	54,084	498,325	10.9	56,142	497,098	11.3	51,145	417,014	12.3
和歌山県	90,156	802,286	11.2	97,895	792,342	12.4	88,440	676,383	13.1
鳥取県	35,716	313,254	11.4	38,931	353,396	11.0	41,777	395,191	10.6
島根県	71,619	686,735	10.4	79,181	914,816	8.7	72,961	746,446	9.8
広島県	107,994	897,080	12.0	120,742	959,946	12.6	116,656	904,392	12.9
山口県	97,577	790,224	12.3	104,399	816,935	12.8	113,311	808,951	14.0
徳島県	72,926	433,206	16.8	62,229	464,607	13.4	80,801	430,000	18.8
香川県	57,553	506,263	11.4	60,092	557,276	10.8	56,519	348,407	16.2
愛媛県	34,499	378,710	9.1	34,080	352,249	9.7	34,816	321,741	10.8
高知県	66,616	695,497	9.6	71,889	664,364	10.8	75,585	703,678	10.7
福岡県	36,556	333,359	11.0	31,835	300,527	10.6	18,430	153,640	12.0
福岡	150,036	1,289,722	11.6	160,714	1,349,772	11.9	166,596	1,297,234	12.8
佐賀県	28,640	325,439	8.8	31,341	350,029	9.0	30,100	318,432	9.5
長崎県	76,753	944,330	8.1	81,004	968,610	8.4	63,115	627,095	10.1
熊本県	50,887	547,175	9.3	55,412	415,263	13.3	58,011	520,085	11.2
大分県	32,886	226,142	14.5	33,815	222,320	15.2	36,832	209,748	17.6
宮崎県	38,537	697,782	5.5	42,331	508,070	8.3	52,969	525,517	10.1
鹿児島県	66,393	1,180,811	5.6	68,372	961,998	7.1	29,814	457,963	6.5
沖縄県	33,802	372,229	9.1	39,093	464,893	8.4	46,013	479,878	9.6
典 拠	< b 14.4-8 > の数値から算出			< g 12 > の数値から算出			< g 13 > の数値から算出		
備 考									

第11表 救護費額（国庫補助基本額）の人口一人当り額

1932・1933・1935・1937年度

	1932年度		1933年度		1935年度		1937年度	
	救護費 支出総額	人口一 人当り 年額	救護費 支出総額	人口一 人当り 年額	救護費 支出総額	人口一 人当り 年額	救護費 支出総額	人口一 人当り 年額
全 国	3,822,561	5.8	5,524,776	8.2	6,234,378	9.0	6,914,937	9.8
北海道	105,872	3.6	146,427	4.9	207,162	6.8	268,354	8.5
青森県	55,716	6.1	70,740	7.6	85,313	8.8	92,412	9.4
岩手県	25,695	2.6	40,542	4.0	49,080	4.7	57,127	5.4
宮城県	50,107	4.2	65,314	5.3	106,795	8.6	125,115	9.9
秋田県	50,957	5.0	59,314	5.8	64,877	6.3	71,129	6.8
山形県	42,115	3.8	50,193	4.5	68,937	6.2	84,494	7.7
福島県	29,273	1.9	39,897	2.6	59,591	3.8	66,549	4.2
茨城県	32,555	2.2	52,383	3.4	71,333	4.6	87,197	5.6
栃木県	26,909	2.3	33,267	2.8	44,794	3.7	46,026	3.8
群馬県	16,577	1.4	24,533	2.0	28,142	2.3	41,085	3.3
埼玉県	58,017	3.9	92,438	6.2	121,722	8.0	127,712	8.3
千葉県	47,784	3.2	60,807	4.0	63,724	4.1	77,418	5.0
東京都	786,512	13.7	1,372,048	23.0	1,064,053	16.7	1,235,056	18.4
神奈川県	142,685	8.5	234,585	13.6	321,506	17.4	342,929	17.4
新潟県	89,538	4.5	115,237	5.8	157,537	7.9	169,191	8.2
富山県	37,179	4.7	48,979	6.2	63,613	8.0	72,947	9.0
石川県	81,246	10.8	92,234	12.1	96,060	12.5	111,100	14.3
福井県	32,432	5.2	35,596	5.6	39,026	6.0	43,503	6.8
山梨県	26,175	4.1	28,783	4.5	31,474	4.9	36,329	5.6
長野県	50,431	2.9	69,490	4.0	83,691	4.9	104,228	6.1
岐阜県	77,713	6.5	96,641	8.0	111,201	9.1	125,403	10.2
静岡県	68,036	3.7	86,036	4.6	97,897	5.0	102,825	5.2
愛知県	195,112	7.2	259,369	9.4	314,283	11.0	329,749	11.1
三重県	64,187	5.5	82,309	7.0	100,619	8.6	112,564	9.6
滋賀県	40,695	5.8	53,463	7.6	66,137	9.3	75,338	10.7
京都府	133,066	8.2	186,528	11.3	213,856	12.6	241,935	14.2
大阪府	459,942	12.1	626,809	15.9	820,013	19.1	791,437	17.5
兵庫県	202,294	7.4	287,967	10.3	340,488	11.6	352,710	11.6
奈良県	32,675	5.4	42,101	6.9	54,074	8.7	61,434	10.0
和歌山県	59,682	7.0	76,356	8.9	88,589	10.2	103,020	11.9
鳥取県	21,820	4.4	27,797	5.6	36,289	7.4	45,941	9.5
島根県	38,658	5.2	54,301	7.3	72,949	9.8	84,630	11.3
岡山県	83,400	6.4	103,390	7.8	127,784	9.6	152,249	11.5
広島県	69,034	4.0	99,839	5.7	116,766	6.5	139,759	7.7
山口県	50,018	4.3	68,344	5.8	77,387	6.5	92,487	7.5
徳島県	35,617	4.9	50,105	6.9	62,113	8.5	70,548	9.7
香川県	27,061	3.6	31,508	4.1	38,913	5.2	40,008	5.5
愛媛県	51,394	4.4	82,178	7.1	75,989	6.5	90,580	7.7
高知県	26,684	3.6	41,505	5.7	43,371	6.1	42,488	5.9
福岡県	83,603	3.2	129,508	4.9	171,114	6.2	189,387	6.6
佐賀県	19,575	2.8	24,404	3.5	35,304	5.1	42,866	6.3
長崎県	60,176	4.7	78,163	6.1	85,949	6.6	89,007	6.7
熊本県	27,990	2.0	45,102	3.2	57,673	4.2	66,003	4.8
大分県	16,840	1.7	27,135	2.8	33,823	3.4	40,461	4.2
宮崎県	22,478	2.9	33,678	4.2	39,178	4.8	47,297	5.7
鹿児島県	47,931	3.0	69,354	4.4	86,059	5.4	85,505	5.4
沖縄県	19,105	3.3	28,076	4.8	33,128	5.6	41,405	7.1
典 拠	< g7-13 >							
備 考	除数の人口は推計人口である（冒頭の注記参照）							